

津市下水道事業基本計画 中間見直し

2018年度(平成30年度)～2027年度(令和9年度)



令和5年3月

津市上下水道事業局・上下水道管理局

目 次

	ページ
1 はじめに	1
(1) 計画（中間見直し）の目的.....	1
(2) 検討条件.....	4
2 事業の概要	5
(1) 下水道事業の現況.....	5
(2) 人口及び有収水量.....	12
(3) 公共下水道等の施設.....	15
(4) 組織.....	16
(5) 使用料及び財政.....	17
(6) 経営比較分析表を用いた現状分析	23
3 事業の課題	37
(1) 社会情勢の変化や地域特性を踏まえた普及促進	37
(2) 施設の機能強化.....	39
(3) 健全経営と経営基盤の強化.....	45
4 事業の目標設定	50
(1) 戦略的なマネジメントと経営理念	50
(2) 基本施策と内容.....	52
5 将来の事業環境	77
(1) 計画処理人口等の見通し.....	77
(2) 改築更新需要等を考慮した年度別事業費の見通し	82
(3) 財政収支の見通し.....	83
6 今後の事業計画	86
(1) 主要な事業.....	86
(2) 財源構成の検討.....	91
(3) 財政計画.....	92
7 まとめ	104
【参考資料】 用語集	105

1 はじめに

(1) 計画（中間見直し）の目的

下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び簡易排水事業（以下「農業集落排水事業等」といいます。）、特定地域生活排水処理施設事業（以下「市営浄化槽事業」といいます。）及び共同汚水処理施設事業をいいます。以下同じ。）は、市民が生活し活動する上での重要なライフラインのひとつであり、生活環境の向上、浸水の防除、公共用水域の水質保全及び健全な水循環の創出などを図るために不可欠なものです。

また、近年ではこれらの役割のほか、突発的集中豪雨への対応、地震時の対応及び省エネ化・下水道資源有効利用といった安全・環境に対する役割や、改築更新事業の推進及び限られた財源での安定経営といった事業継続性に対する取組に加え、下水道サービスの維持・向上も求められています。

これら多種多様の課題に対して、国からは、経営戦略の策定や、下水道法改正などを通じて各種施策をトータルの捉えたマネジメントを実施していくことが求められ、本市の下水道事業においては、**1 未来に引き継ぐ下水道**、**2 災害に強い下水道**、**3 経営基盤の強化**、**4 お客様サービスの向上**という4つの経営理念のもと、平成29年度において、今後10年間の進むべき方針として、平成30年度から令和9年度までを計画期間とした津市下水道事業基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定し、事業を推進しています。

基本計画の策定から5年が経過したことから、今回の中間見直し（以下「基本計画（中間見直し）」といいます。）では、進捗状況の確認・整理を行なうとともに、社会情勢の変化（人口動向や水需要の変化、災害対策の重要性等）を踏まえ、現状の課題を抽出したうえで、基本計画期間内における事業方針（事業計画）、経営方針等について最適化を図ることを目的とします。

< 基本計画策定の流れ >

生活排水処理アクションプログラム

平成27年度策定

目的：効率性や経済性を基にした、生活排水処理の適切な役割分担

指標①：汚水処理概成（普及率向上）

- ・人口密度や地域特性に合った効率的な整備計画
- ・早期概成に向けた弾力的な対応の検討

指標②：持続的かつ効率的な運営

- ・農業集落排水の公共下水道への編入検討（経済性比較）



津市下水道事業基本計画

平成29年度策定

基本計画の位置付け

- ・本市下水道事業の上位計画として、今後下水道事業が進むべき方針を明示
- ・国が策定を要請している経営戦略、法改正により平成30年10月までに策定が義務化される事業計画、生活排水処理アクションプログラムに対応する施設計画となる下水道全体計画を網羅する総合的な計画

【維持管理方針策定】

- ・機能維持のための点検、調査の計画
- ・改築の判断基準

【経営戦略】

- ・中長期経営計画
- ・投資試算、財源試算で構成される収支計画

【下水道全体計画】

- ・下水道区域の増減や処理区統合に対応した施設計画

基本計画における経営理念

経営理念 1 未来に引き継ぐ下水道

- (1) 総合的な汚水処理施設整備の実施
- (2) 効率的な改築更新事業の実施
- (3) 施設統廃合とダウンサイジングの検討

経営理念 2 災害に強い下水道

- (1) 内水氾濫による浸水被害の低減
- (2) 地震対策事業の推進

経営理念 3 経営基盤の強化

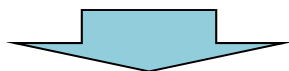
- (1) 維持管理費の抑制
- (2) 使用料の適正化
- (3) 接続率の向上への取組
- (4) 収益化への取組

経営理念 4 お客様サービスの向上

- (1) 利便性の向上のための検討
- (2) 情報発信による情報共有の推進

基本計画策定のポイント

- ・下水道事業における現在及び将来の課題を抽出した上で、中長期的な目標や対応すべき施策の優先度を設定
- ・浸水対策や民間活用など、関心の高い事業の最新の動向のまとめ
- ・外部委員を交えた委員会を開催し、対外的な説明が可能なアウトプットを作成



基本計画で位置付けた各種施策の実施

＜国や県から早急な策定を要請されているもの＞

ア 経営戦略（総務省より）

- (ア) 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、不断の経営健全化が必要
- (イ) 中長期的な経営の基本計画を策定し、経営基盤強化と財政マネジメント向上に取り組むことが必要
- (ウ) 「投資計算（施設・設備投資の見通し）」、「財源計算（財源の見通し）」で構成する収支計画

イ 下水道法改正に伴う維持管理方針の策定（国土交通省より平成30年10月までの策定を義務化）

- (ア) 予防保全を含めた施設の機能保全を図るため、施設の調査・点検方法や頻度を策定
- (イ) 施策ごとの目標、重点化や効率化の方針を記載

ウ 下水道全体計画（県より）

生活排水処理アクションプログラム（生活排水処理の適切な役割分担）での下水道区域の増減や処理区統合に対応した施設計画

<フォローアップ>

基本計画に掲げた実現方策を着実に推進できているかを定期的に進捗管理し、PDCA サイクルでフォローアップを行っていきます（図1.1参照）。

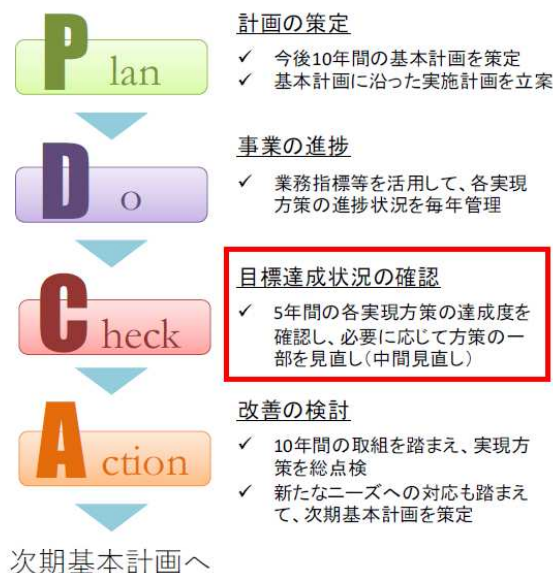


図1.1 基本計画（中間見直し）の位置付け

(2) 検討条件

基本計画（中間見直し）における検討条件は、以下のとおりとします。

表1.1 基本計画（中間見直し）における検討条件

項 目	検討条件
1 対象事業	公共下水道事業（污水：7処理区） 公共下水道事業（雨水：4処理区） 農業集落排水事業（25地区） 簡易排水事業（1地区） 市営浄化槽事業 共同污水处理施設事業（11施設）
2 現況年度	令和3年度
3 検討期間	中期財政シミュレーション 平成30年度－令和9年度の10年間 ※令和3年度までは実績値

2 事業の概要

(1) 下水道事業の現況

公共下水道は、伊勢湾など公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び浸水防除に寄与する重要な社会資本です。

本市では、大正10年から中央処理区での管渠整備に着手し、昭和45年の水質汚濁防止法の成立等を受けた本格的な普及促進を経て、污水・雨水事業とも、現在に至るまで整備を進めています。

一方で、污水（生活排水）処理事業には、様々な種類があり、上位計画（都市計画など）、経済性、地理条件、早期普及等の観点から、地域特性に応じた適切な事業を選択する必要があります。

本市の広大な行政区域においても、市街地を中心とした公共下水道のほかに、農業振興地域を中心とした農業集落排水処理施設、市街地周辺の住宅地等における合併処理浄化槽や団地等における集合処理施設など、適切な役割分担と効率的な事業執行を目指して、事業を実施しています（図2.1参照）。

これらにより、現在、公共下水道事業、農業集落排水事業等、市営浄化槽事業及び共同污水处理施設事業を運営しています。事業の概要を表2.1から2.3に示し、位置図を図2.2から2.5に示します。

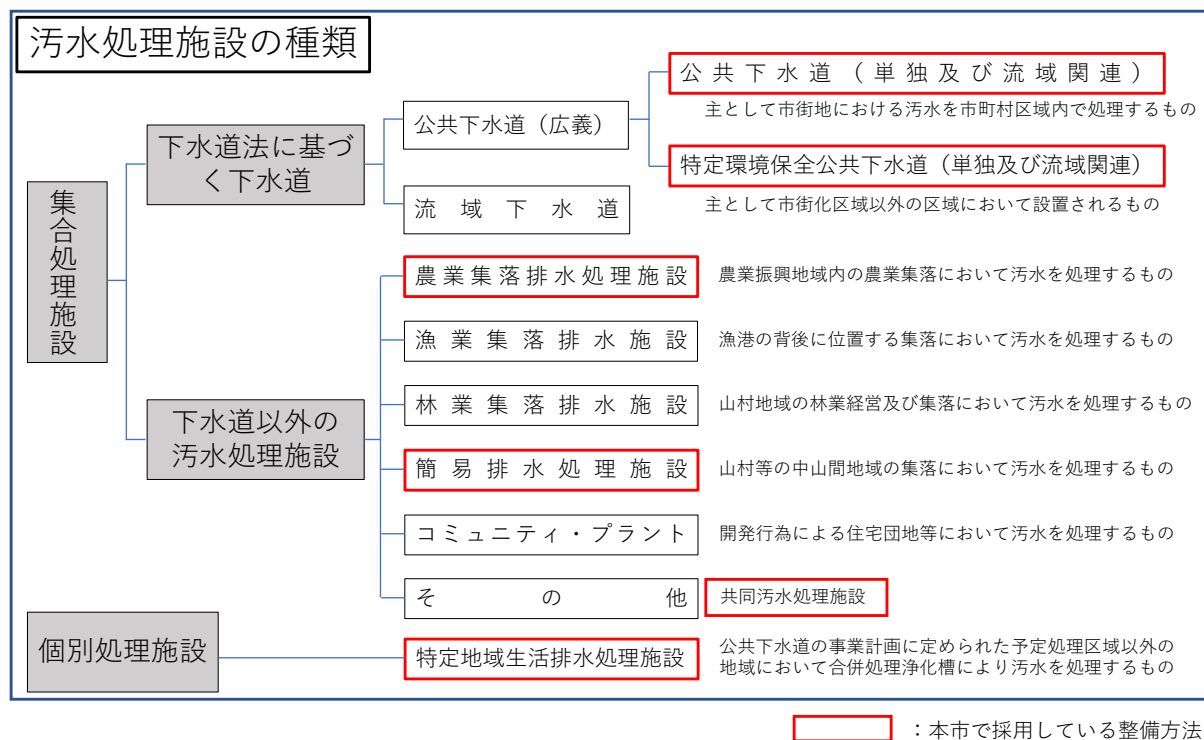


図2.1 污水处理事業の種類と内容

表 2.1 公共下水道事業の概要

事業種別	処理区	事業開始年度	計画区域面積		計画人口
			汚水	雨水	
流域関連公共下水道	志登茂川	H9	2,573.3 ha	2,570.0 ha	65,220 人
	雲出川左岸	S48	3,154.5 ha	3,236.1 ha	88,180 人
	松阪	H8	810.3 ha	492.4 ha	15,050 人
	計		6,538.1 ha	6,298.5 ha	168,450 人
単独公共下水道	中央	S43	333.4 ha	333.4 ha	11,510 人
	椋本	H13	260.7 ha	260.6 ha	3,510 人
	雲林院	H7	75.4 ha	-	1,570 人
	高宮	H11	33.0 ha	-	480 人
	計		702.5 ha	594.0 ha	17,070 人
公共下水道事業（総計）			7,240.6 ha	6,892.5 ha	185,520 人

表 2.2 農業集落排水事業等の概要

事業種別	処理区	事業開始年度	計画区域面積		計画人口
			汚水	雨水	
農業集落排水処理施設	大里	H10	41.3 ha	-	1,190 人
	南黒田	H4	13.0 ha	-	550 人
	三行	H4	11.0 ha	-	580 人
	久知野	H5	8.1 ha	-	310 人
	黒田	H5	29.4 ha	-	830 人
	北神山	H1	16.0 ha	-	510 人
	林川原	H4	11.0 ha	-	290 人
	萩野	H6	14.8 ha	-	490 人
	楠原	H7	12.9 ha	-	660 人
	林	H7	31.6 ha	-	940 人
	岡本	H8	9.5 ha	-	290 人
	多門	H9	6.1 ha	-	250 人
	小野平	H9	7.6 ha	-	420 人
	穴倉	H7	19.5 ha	-	440 人
	北長野	H8	10.0 ha	-	400 人
	家所	H10	28.6 ha	-	1,020 人
	高座原	H14	7.4 ha	-	150 人
	太田	H4	12.9 ha	-	280 人
	村主	H6	32.1 ha	-	1,080 人
	中川	H7	33.3 ha	-	710 人
	村主南部	H10	23.7 ha	-	860 人
	草生	H11	36.7 ha	-	1,020 人
	明合西部	H12	40.4 ha	-	1,690 人
	石橋	H6	5.7 ha	-	320 人
	上太郎生	H11	17.0 ha	-	370 人
	計		479.6 ha	-	15,650 人
簡易排水処理施設	六田	H9	2.0 ha	-	66 人
農業集落排水事業等（総計）			481.6 ha	-	15,716 人

表 2.3 共同汚水処理施設事業の概要

事業種別		事業開始年度	計画区域面積		計画人口
			汚水	雨水	
共同汚水 処理施設	殿 舟 団 地	H29	22.9 ha	-	2,300 人
	ピ ュ ア タ ウ ン	H29	7.1 ha	-	870 人
	豊 が 丘 団 地	H30	94.6 ha	-	16,000 人
	善 応 寺 団 地	H30	3.5 ha	-	400 人
	青 葉 台 団 地	R4	10.0 ha	-	4,750 人
	長 谷 山 ハ イ ツ	-	12.0 ha	-	1,200 人
	片 田 団 地	-	42.9 ha	-	3,200 人
	泉 ケ 丘 団 地	-	31.9 ha	-	5,100 人
	緑ヶ丘団地（グリーンヒル久居）	-	19.9 ha	-	1,730 人
	豊里台団地（追加）	-	1.3 ha	-	375 人
	豊里第二団地（追加）	-	2.5 ha	-	385 人
共同汚水処理施設事業（総計）			248.6 ha	-	36,310 人

表 2.4 各事業の処理区域内人口密度（令和 3 年度末時点）

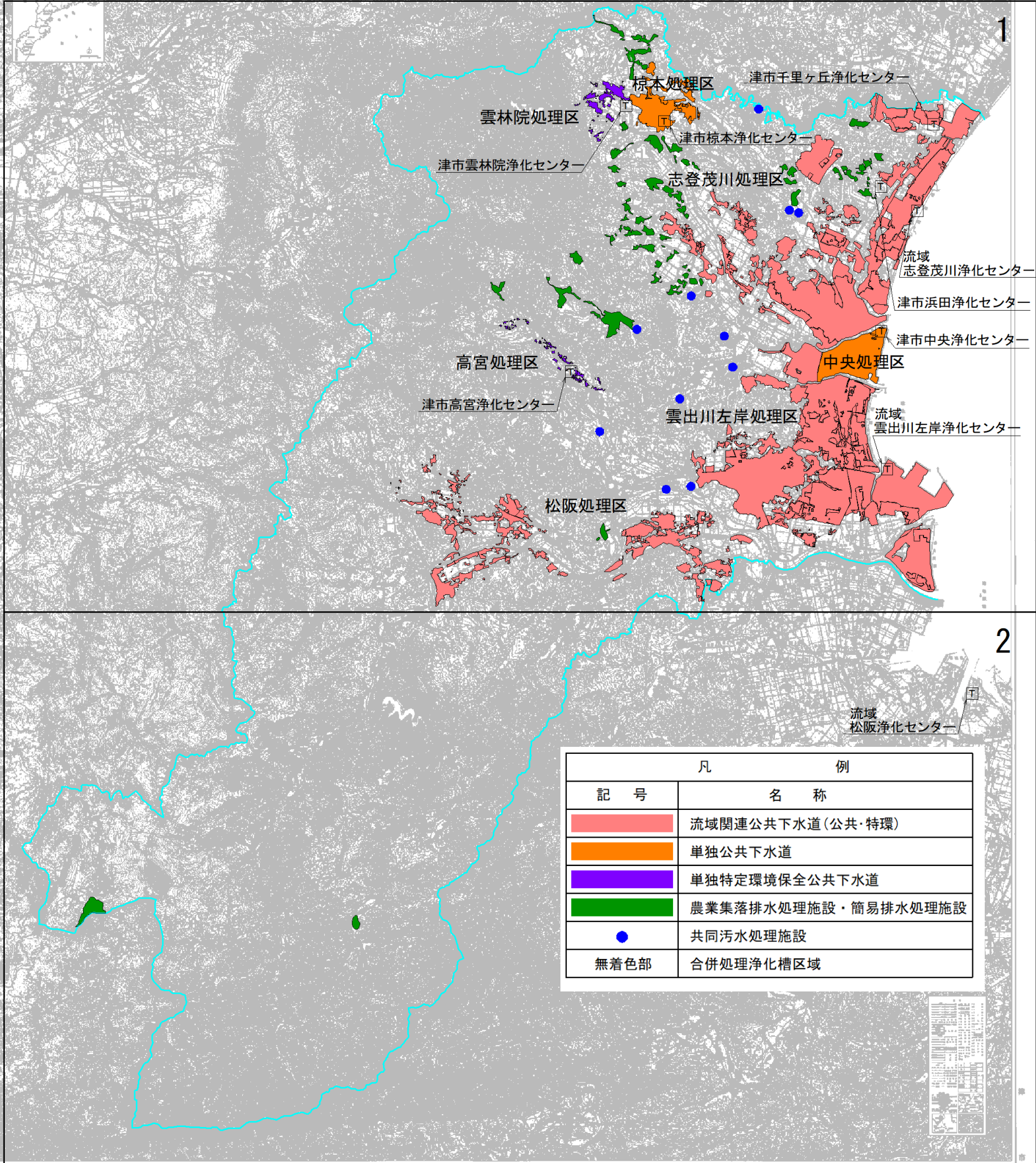
事業種別	処理区域内人口密度
公共下水道事業	約 38 人 /ha
農業集落排水事業等	約 22.2 人 /ha
市営浄化槽事業	約 2.2 人 /基
共同汚水処理施設事業	-



津市域図

津市公共下水道全体計画位置図（污水）
縮尺 1:50,000

索引図



凡 例	
記 号	名 称
	流域関連公共下水道（公共・特環）
	単独公共下水道
	単独特定環境保全公共下水道
	農業集落排水処理施設・簡易排水処理施設
	共同汚水処理施設
無着色部	合併処理浄化槽区域

平成18年3月現在

1:50,000

Copyright © 2006 by Tsukuba City. All rights reserved.

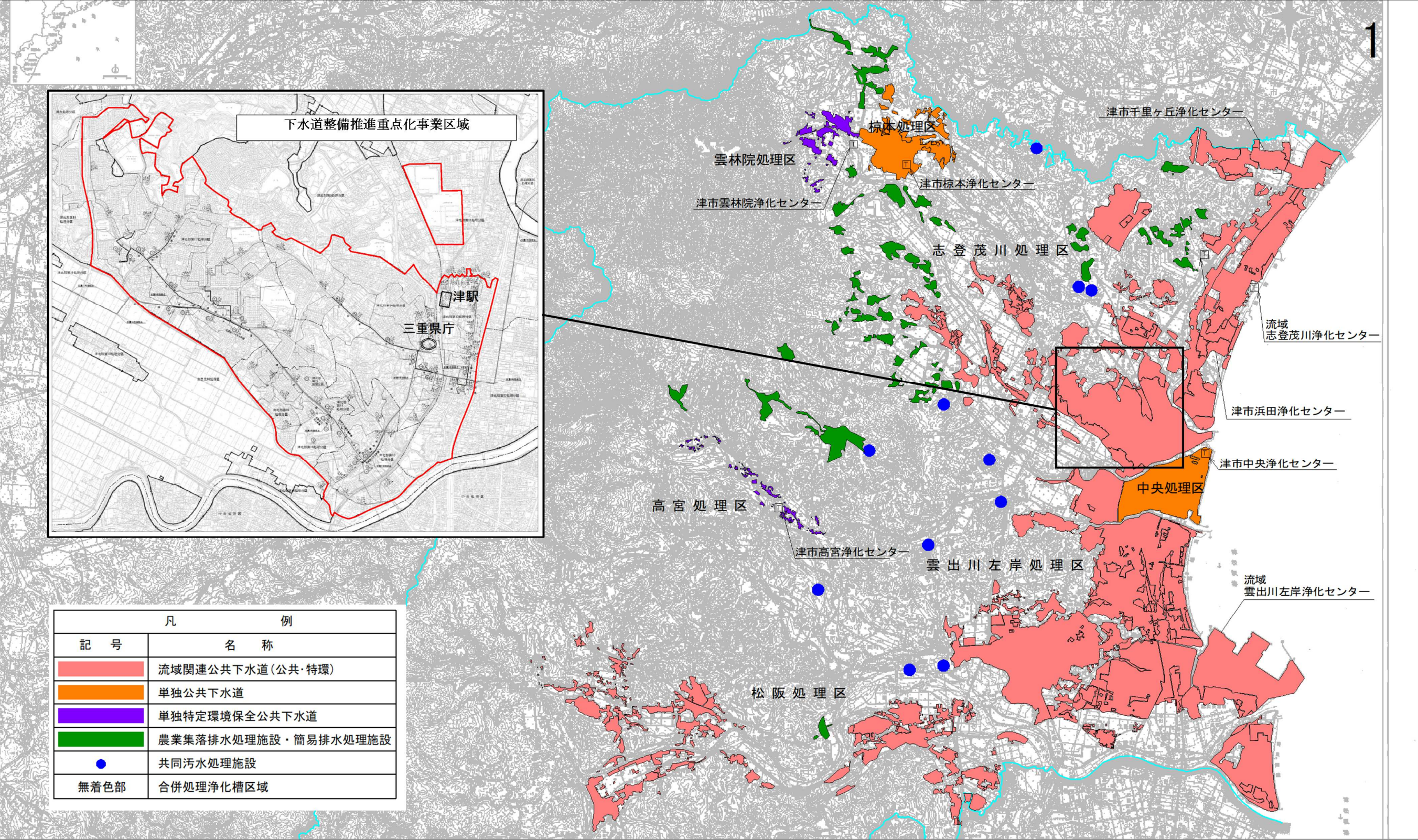


図2.3 下水道事業の位置図(1/2)



図2.5 公共下水道事業雨水排水区域位置図

(2) 人口及び有収水量

ア 人口

(ア) 行政区域内人口の動向

本市の行政区域内人口は、今後も人口減少が継続するものとして、計画期間の終了年次である令和9年には263,105人となることを見込んでいます。

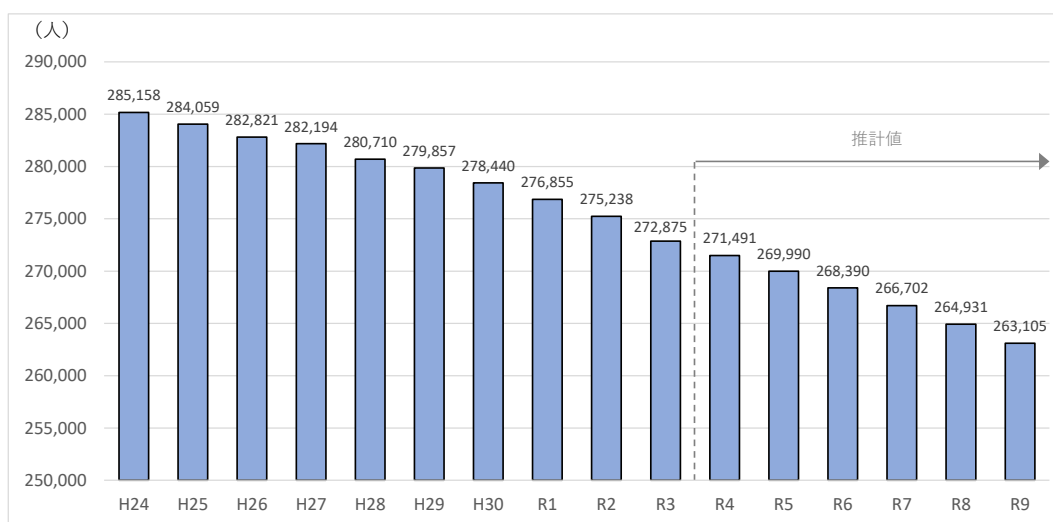


図2.6 本市の人口推移と将来推計

(イ) 汚水処理人口の動向

事業別汚水処理人口のうち、公共下水道の処理区域内人口（下水道処理区域内人口）は、志登茂川処理区の供用開始や整備区域の拡大により年々増加しています。

一方で、既に整備が完了している農業集落排水事業等の処理区域内人口は、人口減少の影響を受けて減少傾向にあります。

汚水処理人口普及率は年々増加しており、令和3年度において92.6%となりました。

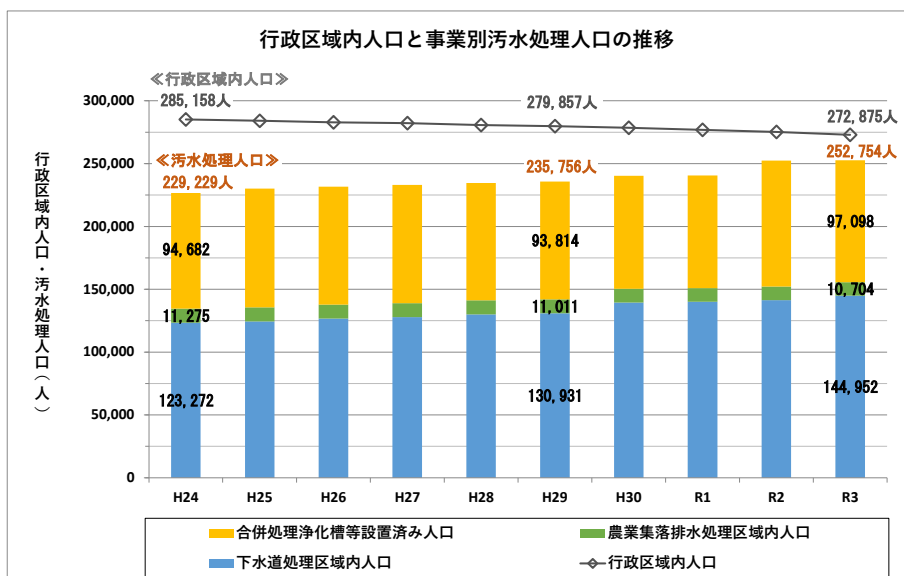


図 2.7 事業別汚水処理人口の推移

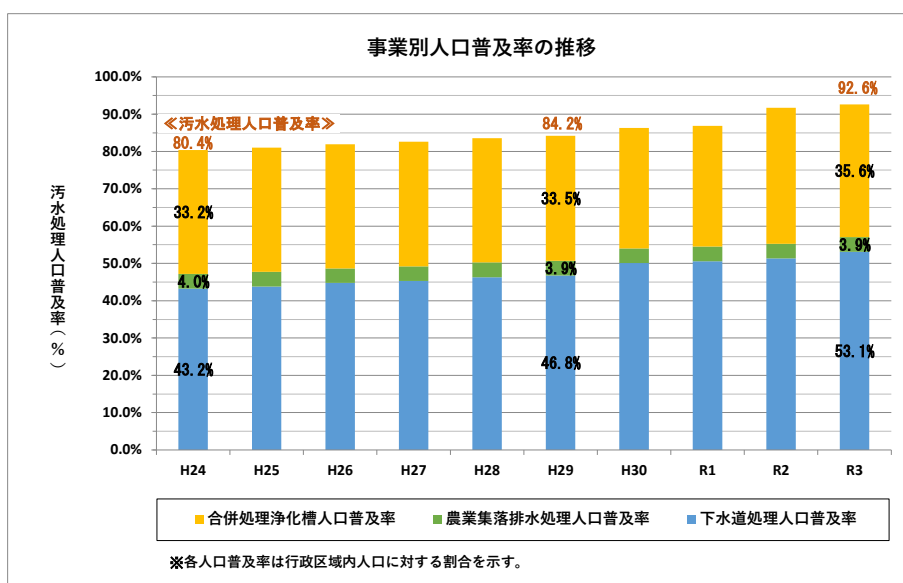


図 2.8 事業別人口普及率の推移

イ 有収水量

家庭や工場などから発生する汚水は、受入先の各処理場で処理されて公共用水域へ放流されます。

本市の下水道は、市が事業主体である単独公共下水道と県が事業主体である流域関連公共下水道に区分されます。

有収水量は各々の浄化センターで傾向が異なるものの、単独公共下水道は平成30年度に津市千里ヶ丘浄化センターを志登茂川

浄化センターへ編入したため、全体の有収水量が大幅に減少しています。また、整備率が高い津市中央浄化センター等では、人口減少により有収水量が減少傾向にあります。

流域関連公共下水道においても人口減少の影響はあるものの、志登茂川浄化センターの供用開始や整備区域の拡大により、有収水量が増加傾向で推移しています。

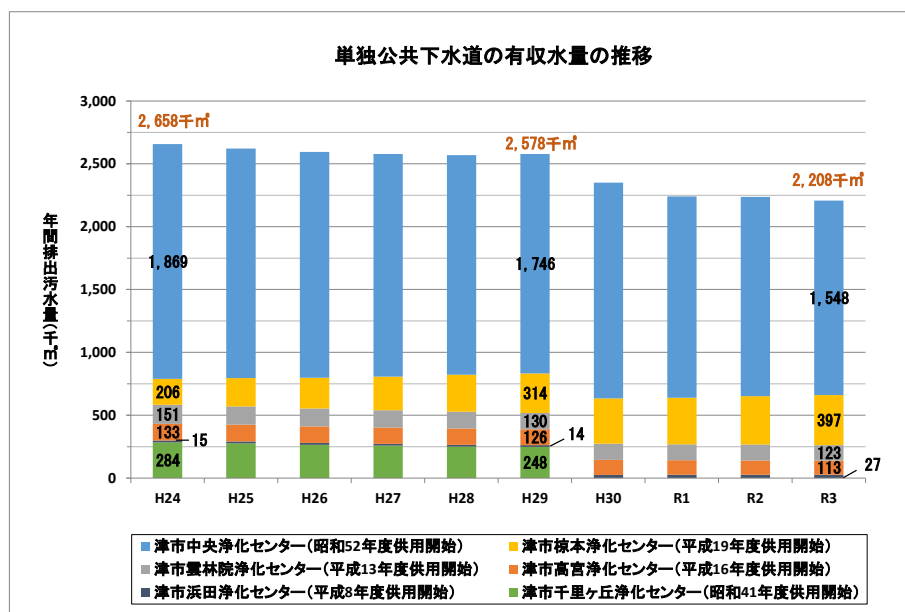


図 2.9 単独公共下水道の有収水量の推移

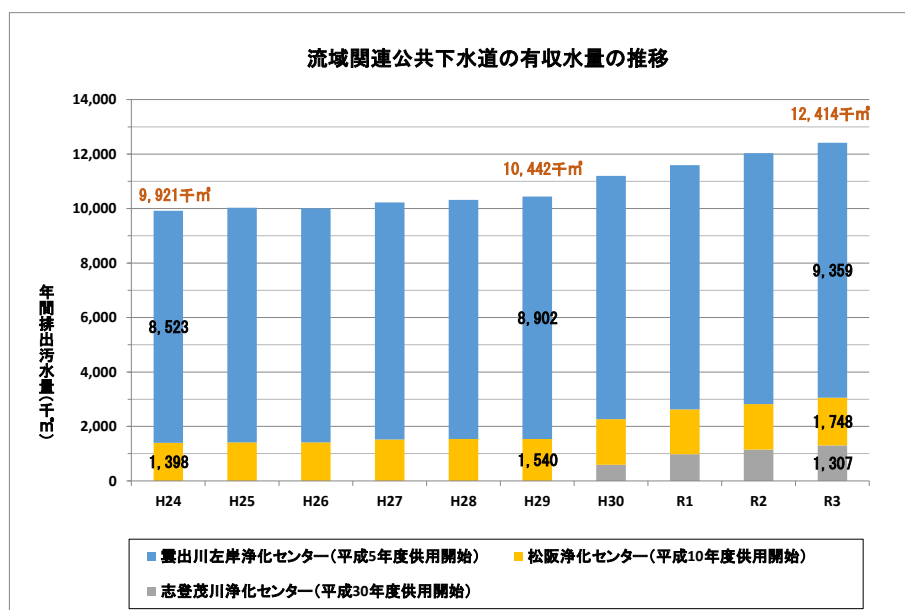


図 2.10 流域関連公共下水道の有収水量の推移

(3) 公共下水道等の施設

ア 一般的な施設構成

公共下水道には、汚水と雨水があります。家庭や工場などから出た汚水は、汚水管へ流れ込み下水処理場（浄化センター）へ送られます。下水処理場に送られた汚水は、沈殿・処理・消毒を経て、川や海といった公共用水域へ放流されます。

宅地や道路から出た雨水は、雨水管へ流れ込み、雨水ポンプ場や管渠などから川に流されます。

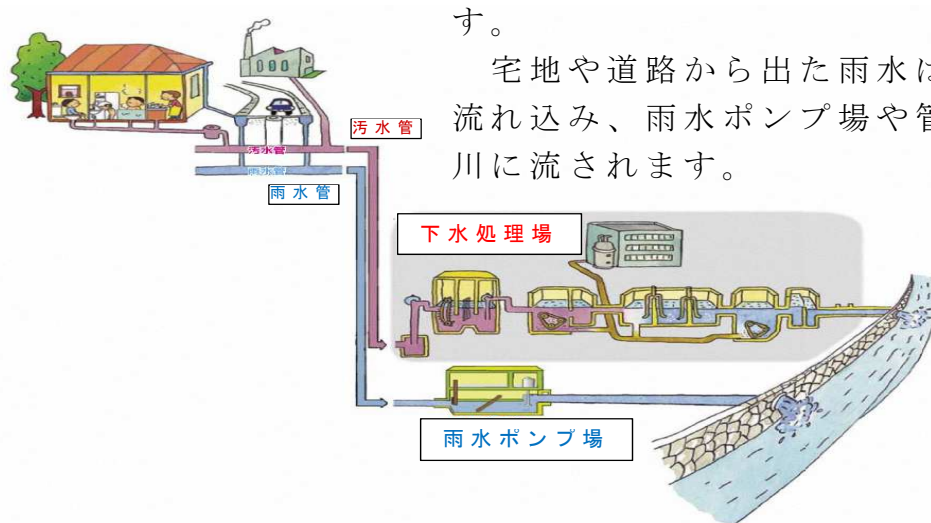


図2.11 一般的な公共下水道施設

イ 本市の公共下水道等の施設

汚水処理施設の種類の、図2.1に示すように多様であり、本市の公共下水道等の施設については、表2.5に示すとおりとなります。

表2.5 本市の公共下水道等の施設：令和3年度実績
(公共下水道事業)

施設数	処理場設置数※	4	管路延長	管路延長 (合流・汚水) 1,038km
	ポンプ場設置数(合流)	1		
	ポンプ場設置数(汚水)	2		
	ポンプ場設置数(雨水)	17		

※処理場設置数は暫定施設を除いています。

(農業集落排水事業等)

施設数	処理場設置数	26	管路延長	管路延長(汚水) 142km
-----	--------	----	------	----------------

(4) 組織

平成27年度以降、上下水道事業管理者のもと上下水道事業管理室、水道局、下水道局にて上下水道事業を行っていましたが、上下水道事業をより効率的に経営するため、令和2年4月1日より組織改編を実施し、上下水道事業管理者のもと上下水道事業局、上下水道管理局の2局体制にて事業を行っています。

下水道事業の事務を分掌するのは、上下水道事業局では下水道工務課、下水道施設課、上下水道管理局では経営企画課、上下水道管理課、営業課となります（図2.12参照）。

職員数は令和4年4月1日現在、正規職員60人（上下水道事業管理者及び再任用職員を除き、水道事業を兼務する職員を含みます。）で浄化センターの運転管理業務等については、民間事業者に委託しています。

【令和4年4月1日現在】

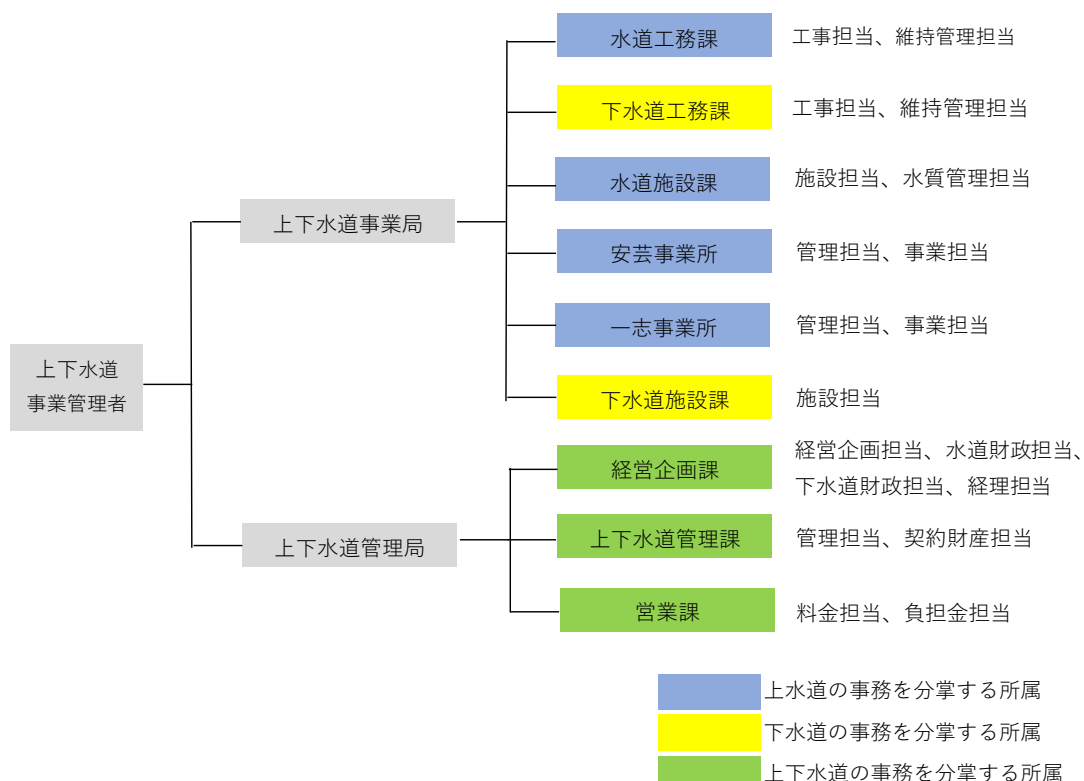


図 2.12 組織図

(5) 使用料及び財政

ア 公共下水道等の使用料

公共下水道、市営浄化槽及び共同汚水処理施設における現行の使用料は、令和元年10月1日の使用料改定によるもので、使用料体系及び水量別使用料は表2.6、表2.7に示すとおりとなります。

表 2.6 本市の公共下水道等の使用料体系（1 か月）

水量区分(㎡)		現行(円) (消費税10%)	改定前(円) (消費税8%)
基本使用料		836	648
従量使用料 (1㎡当たり)	1～10	6.6	5.4
	11～30	161.7	124.2
	31～50	203.5	156.6
	51～100	245.3	189.0
	101～500	301.4	232.2
	501～1250	349.8	270.0
	1251～	370.7	286.2

表 2.7 本市の公共下水道等の水量別使用料（1 か月）

使用水量(㎡)	現行(円) (消費税10%)	改定前(円) (消費税8%)
10	902	702
20	2,519	1,944
30	4,136	3,186
40	6,171	4,752
50	8,206	6,318
100	20,471	15,768

イ 農業集落排水処理施設等の使用料

農業集落排水処理施設（簡易排水処理施設を含みます。）における現行の使用料は、令和元年10月1日の使用料改定（消費税等相当分のみの改定）によるもので、使用料体系及び人数別使用料は表2.8、表2.9に示すとおりとなります。

表2.8 本市の農業集落排水処理施設等の使用料体系（1か月）

区 分	現 行（円） （消費 税10%）	改 定 前（円） （消費 税8%）
基 本 料 金	2,200	2,160
人 数 割 料 金 （1人 当 たり）	330	324

表2.9 本市の農業集落排水処理施設等の人数別使用料（1か月）

人数（人）	現 行（円） （消費 税10%）	改 定 前（円） （消費 税8%）
1	2,530	2,484
2	2,860	2,808
3	3,190	3,132
4	3,520	3,456

ウ 財政状況

(7) 下水道事業における財源の構成

本市の下水道事業は公共下水道事業のみ公営企業会計を適用しており、その他事業は官公庁会計（特別会計）となっていますが、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知）により、令和6年度の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行する予定です。

公営企業会計においては、収益的収支と資本的収支に区分して会計処理を行っています。

【官公庁会計(特別会計)】				【公営企業会計】			
【対象事業】 (1)農業集落排水事業等 (2)市営浄化槽事業 (3)共同汚水処理施設事業				【対象事業】 (1)公共下水道事業			
(歳入)		(歳出)		収益的収支①		資本的収支②	
収益的収入	営業収益	使用料収入	収益的支出	(収益)	(費用)	(収入)	(支出)
	営業外収益	他会計繰入金	営業費用	営業収益	維持管理費 人件費 委託料 修繕費 その他	補填財源	建設改良費⑧
	地方債	起債	営業外費用	他会計負担金	減価償却費等 (非現金支出) ④	企業債⑦	管渠・施設整備費 流域下水道建設負担金
資本的収入	補助金	国庫補助金 他会計繰入金	資本的支出	他会計補助金	営業費用	起債	企業債元金償還金⑨
			建設改良費	長期前受金戻入③	営業外費用	負補助金	
			地方債償還金	その他収益	支払利息⑤ その他 (当年度純利益)⑥	国庫補助金等	

<用語の説明>

- ① 収益的収支：下水を処理する経費（下水道施設の維持管理や事務執行に必要な経費）とその財源（下水道使用料などの収入）。
- ② 資本的収支：下水道施設を整備するための経費（下水道施設の建設や改良などの設備投資に必要な経費）とその財源（借入金など）。
- ③ 長期前受金戻入：償却資産について、その取得又は改良のために充てられた補助金等の収入を「長期前受金」として繰延収益に計上し、当該償却資産の減価償却費等にあわせて見合い分を順次収益化するもの。
- ④ 減価償却費：企業会計では、建物など建設費が大きい施設について、時の経過により古くなってその価値自体が減っていくと考え、その減少分を一定の基準で経費と見込む。現金の支出を伴わない経費で、将来の施設改築更新のための費用となる。
- ⑤ 支払利息：国等からの借入金の利息。
- ⑥ 純利益：収益から費用を引いて出た利益。
- ⑦ 企業債：下水道施設整備の財源とした、国等からの借入金。
- ⑧ 建設改良費：新しい施設の建設、古い施設を新しく整備（改築更新）する費用。
- ⑨ 企業債元金償還金：国等からの借入元金の返済費用。

図 2.13 下水道事業会計での予算構成

(イ) 下水道事業の財政状況（令和3年度決算）

① 公共下水道事業

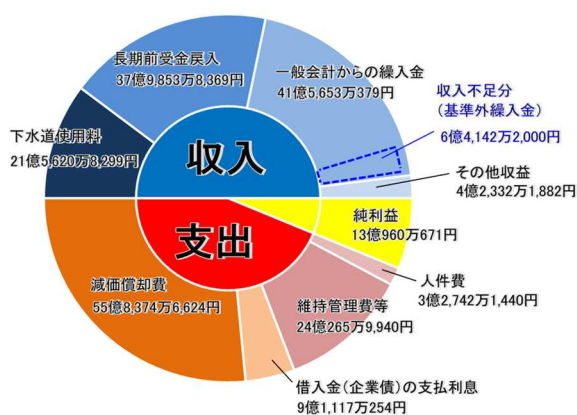
公共下水道事業は、公営企業会計で運営を行っていることから、収益的収支と資本的収支について総合的に評価する必要があります。

収益的収支については、事業収益が105.3億円、事業費用が92.2億円で、収支差引13.1億円の純利益が生じていますが、この利益については当年度資本的収支の不足額を補填するためのものであり、実質的な利益は生じていません。

また、令和元年度に下水道使用料の改定を実施し、一定の改善はあったものの、令和3年度決算においても一般会計からの基準外繰入金が6.4億円あり、使用料で賄うべき汚水処理の費用に関して不足が生じている状況です。

さらに、今後は施設及び管渠等の維持管理費の増加、耐用年数を超える施設等の更新などが必要となることから、今後においても一般会計からの繰入金に依存する厳しい経営状況となる見込みです。

【収益的収支】



【資本的収支】

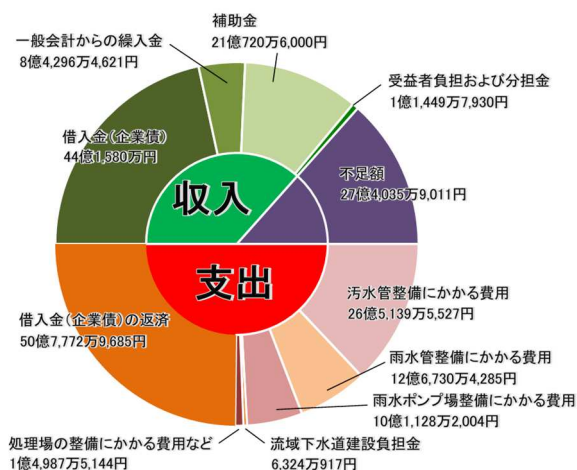


図2.14 公共下水道事業の収支内訳
(令和3年度決算)【税抜】

② 農業集落排水事業等

農業集落排水事業等は、特別会計で運営しているため、全歳入と全歳出をまとめて表記しています。令和3年度は、歳出の約52%が過年度事業に関する起債償還費用となっています。使用料収入等で賄えない事業費について、一般会計繰入金より補填しています。

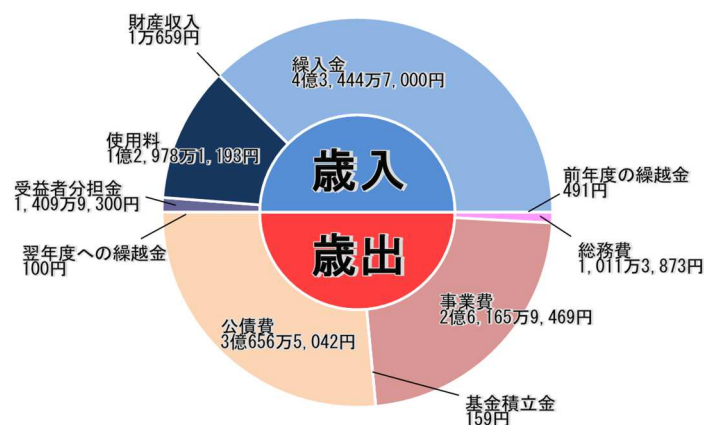


図 2.15 農業集落排水事業等の収支内訳
(令和3年度決算)【税込】

③ 市営浄化槽事業

市営浄化槽事業は、特別会計で運営しているため、全歳入と全歳出をまとめて表記しています。

当事業は、公共下水道計画区域及び農業集落排水などの集合処理区域を除いた区域において、公共下水道と同様の使用料設定で管理運営を行うことにより、公共下水道区域との平等性を確保する事業です。

使用料収入等で賄えない事業費については、一般会計繰入金により補填しています。

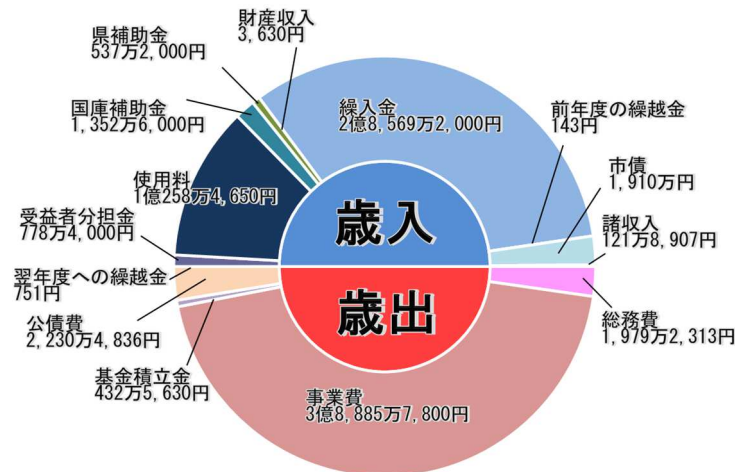


図2.16 市営浄化槽事業の収支内訳
(令和3年度決算)【税込】

④ 共同污水处理施設事業

共同污水处理施設事業は、特別会計で運営しているため、全歳入と全歳出をまとめて表記しています。

当事業は、公共下水道の計画区域外となった集中污水处理施設を有する団地において、公共下水道と同様の使用料設定で本市が污水处理施設の管理運営を行うことで、公共下水道区域との平等性を確保する事業です。

使用料収入等で賄えない事業費について、一般会計繰入金により補填しています。

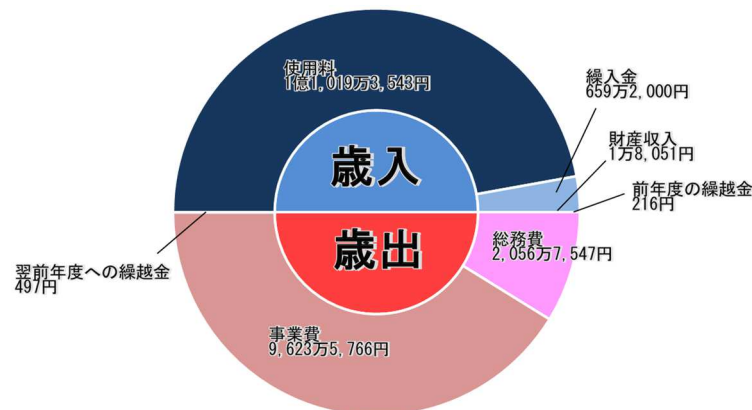


図2.17 共同污水处理施設事業の収支内訳
(令和3年度決算)【税込】

(6) 経営比較分析表を用いた現状分析

ア 基本方針

本市下水道事業の経営状況を把握するため、「経営の健全性・効率性」「施設の老朽化」の観点の指標を用いて、経営分析を実施しました。経営分析は、平成 28 年度から令和 2 年度の期間を対象に、経年比較及び他団体との比較を行います。

イ 経営の健全性・効率性

(ア) 公共下水道事業

①経常収支比率は一般会計からの繰入金により 100%を上回っていますが、⑤経費回収率は 100%を下回っており、下水道使用料で維持管理費や支払利息等の費用が賄えていない状況です。令和元年度の下水道使用料改定により⑤経費回収率は 91.1%に改善しましたが、類似団体平均値と比較して 8.72P 低くなっています。今後は平成 30 年度に供用開始した志登茂川処理区の水洗化率が増加する見込みですが、更なる費用縮減と収益の確保に取り組む必要があります。

③流動比率は 100%を下回っており、1 年以内に支払わなければならない負債を賄えていません。また、類似団体平均値と比較して 28.2P 下回っています。流動負債の約 8 割は建設改良費等の財源に充てるための企業債であり、普及率の向上に努めている状況です。

④企業債残高対事業規模比率は、令和元年度の下水道使用料改定による使用料収入の増加及び企業債現在高の減少により対前年度比約 300P 改善しましたが、類似団体平均値と比較して 1000P 以上高く、更なる収益の確保が必要です。

⑦施設利用率は、類似団体平均値と比較して 27.57P 下回っています。これは整備の遅れから普及率が低いことが要因であり、計画的に下水道整備を推進する必要があります。

※文中の丸数字は、次項、経営比較分析表のグラフの番号を表します。

■ 当該団体値（当該値）
 — 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※ 類似団体：処理区域内人口10万人以上、人口密度50人／ha未満の団体

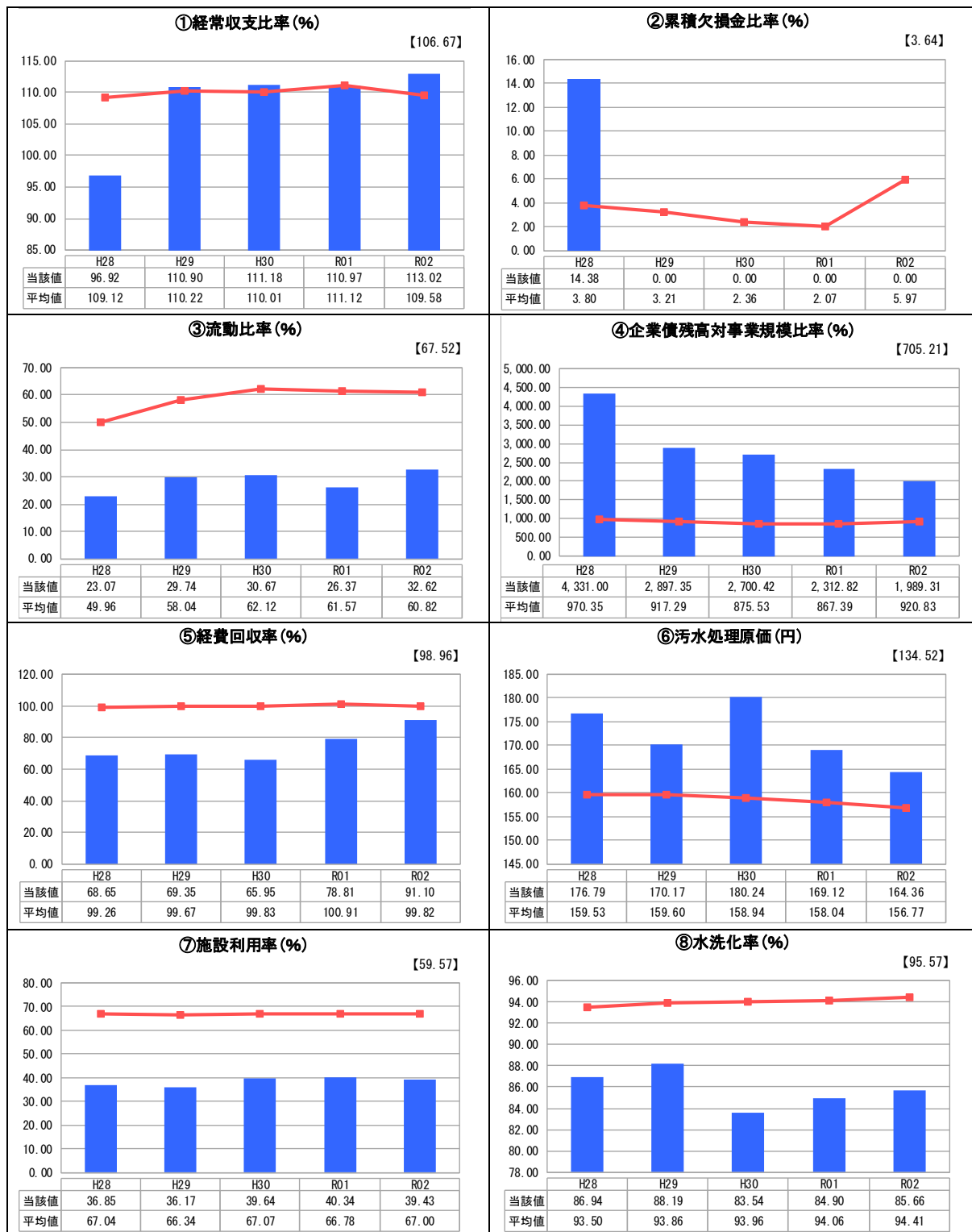


図2.18 経営の健全性・効率性（公共下水道事業）

(イ) 特定環境保全公共下水道事業

①経常収支比率は一般会計からの繰入金により 100%を上回っていますが、⑤経費回収率は 100%を下回っており、下水道使用料で必要な費用が賄えていない状況です。⑥汚水処理原価は類似団体平均値と比較して低い水準であることから、汚水処理費の縮減は難しいと考えられます。そのため、収益の確保に取り組む必要があります。

③流動比率は 100%を下回っており、1 年以内に支払わなければならない負債を賄えていない状況です。また、流動負債の割合が高く、類似団体平均値と比較して 5.53P 下回っています。流動負債の約 7 割は建設改良費等の財源に充てるための企業債であり、普及率の向上に努めている状況です。

④企業債残高対事業規模比率は、令和元年度の下水道使用料改定による使用料収入の増加及び企業債現在高の減少により対前年度比約 400P 改善しましたが、類似団体平均値と比較して約 1000P 高く、使用料収入に対して企業債残高の割合が高い状況です。

⑦施設利用率は、類似団体平均値と比較して 4.84P 下回っています。これは整備の遅れから普及率が低いことが主な要因です。今後、普及率の向上による水量の増加及び人口減少等による減少の双方が考えられるため、適切な処理水量を見極め、施設のダウンサイジングについて検討する必要があります。

※文中の丸数字は、次項、経営比較分析表のグラフの番号を表します。

■ 当該団体値（当該値）
 — 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※類似団体：供用開始後15年以上30年未満の団体

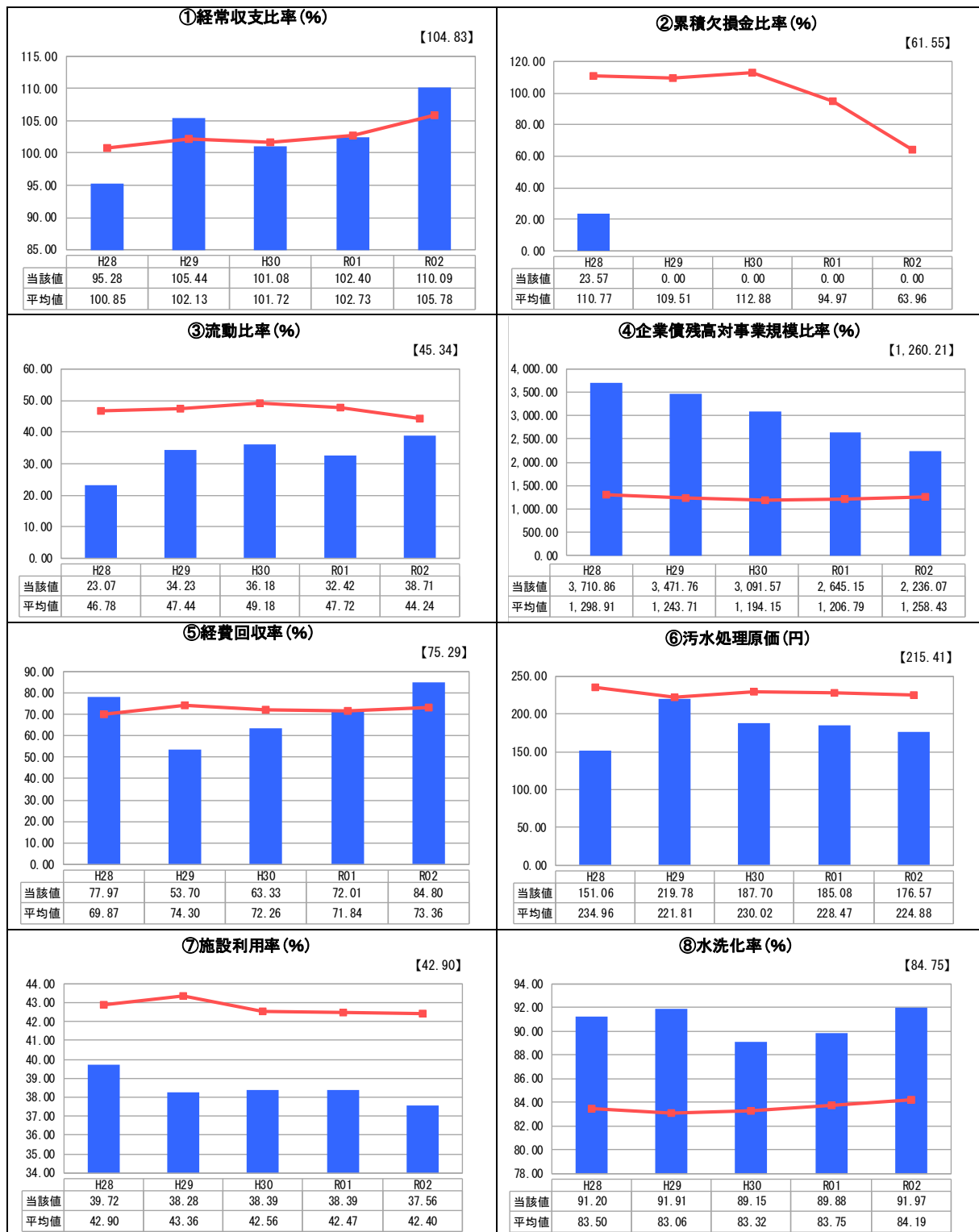


図2.19 経営の健全性・効率性（特定環境保全公共下水道事業）

(ウ) 農業集落排水事業

①収益的収支比率は、100%を下回っているため経営改善に取り組む必要があります。

④企業債残高対事業規模比率は、企業債償還が完了する中、企業債の発行額を抑制しているため、類似団体平均値と比較して800P以上低く、良好と言えますが、必要な更新を先送りにしている状況でもあります。

⑤経費回収率は類似団体平均値と比較して14.12P下回るとともに100%を大幅に下回っており、汚水処理に係る費用を使用料で賄うことができず、一般会計からの繰入金に依存している状況です。今後、人口減少等による使用料収入の減少及び更新投資に充てる財源の確保を踏まえ、一層の費用縮減と収益の確保に取り組む必要があります。

⑥汚水処理原価は、老朽化による維持管理費の増加により、対前年度比49.57円増加したため、類似団体平均値を上回りました。今後は老朽化による維持管理費が更に増加することが予測されるため、計画的な更新が必要です。

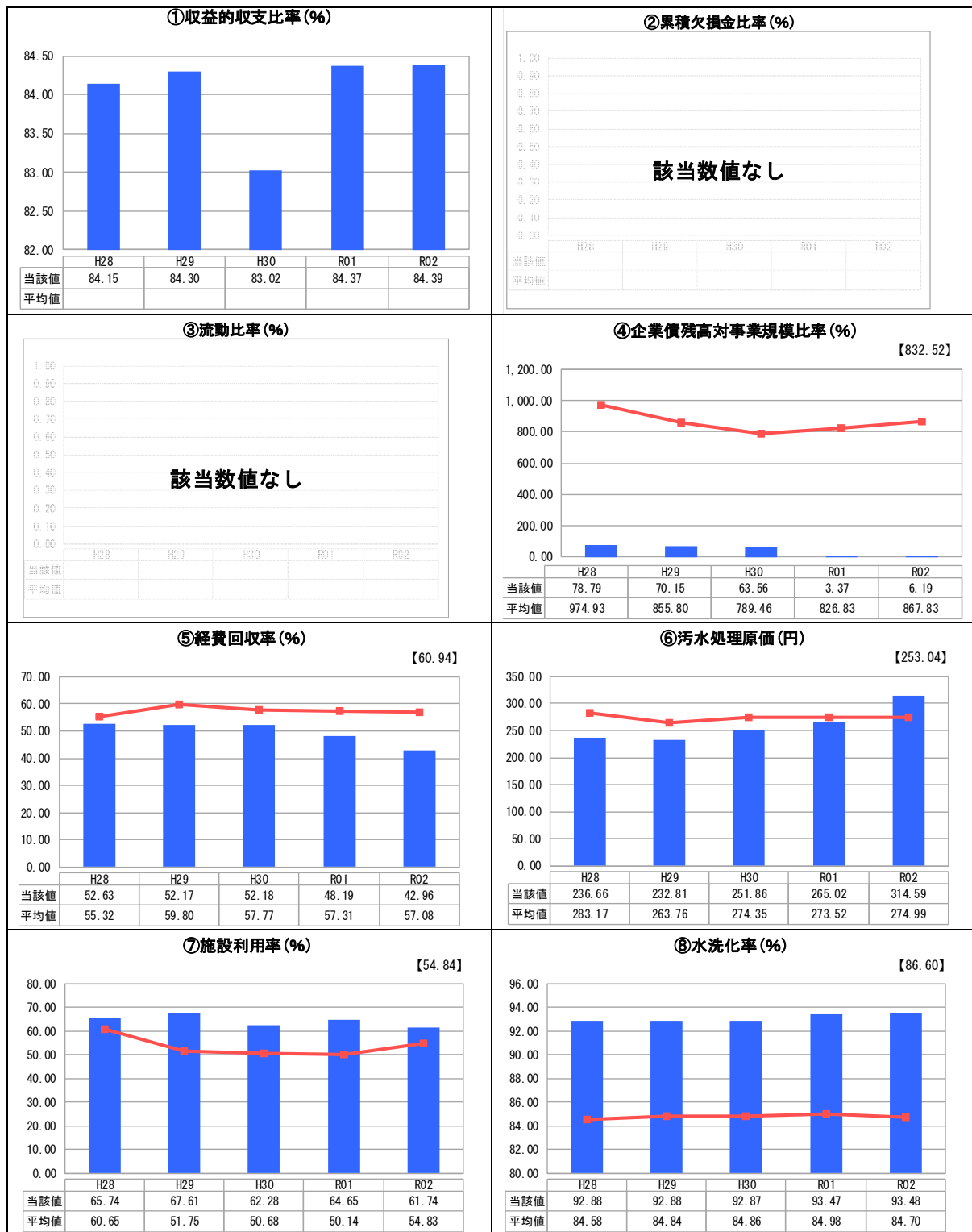
⑧水洗化率は対前年度比0.01P増加し、類似団体平均値を8.78P上回っており、良好です。

※文中の丸数字は、次項、経営比較分析表のグラフの番号を表します。

- 当該団体値（当該値）
 — 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※類似団体：供用開始後15年以上30年未満の団体



※①収益的収支比率は、法適用企業と法非適用企業の指標が異なるため、類似団体平均等を算出できません。

図2.20 経営の健全性・効率性（農業集落排水事業）

(エ) 簡易排水事業

①収益的収支比率は一般会計繰入金により 100%ですが、⑤経費回収率は 100%を下回っており、汚水処理に係る費用を使用料で賄えていません。今後は人口減少等による使用料収入の減少が予測されることから、更なる費用縮減と収益の確保に取り組む必要があります。

④企業債残高対事業規模比率は、企業債償還が完了する中、企業債の発行額を抑制しているため、対前年度比 28.8P 減少し、類似団体平均値と比較して約 120P 下回っています。指標は良好ですが、必要な更新を先送りにしている状況でもあります。

⑥汚水処理原価は、汚水処理費の減少により、対前年度比 167.16 円減少し、類似団体平均値と比べて 236.58 円下回っており、良好です。

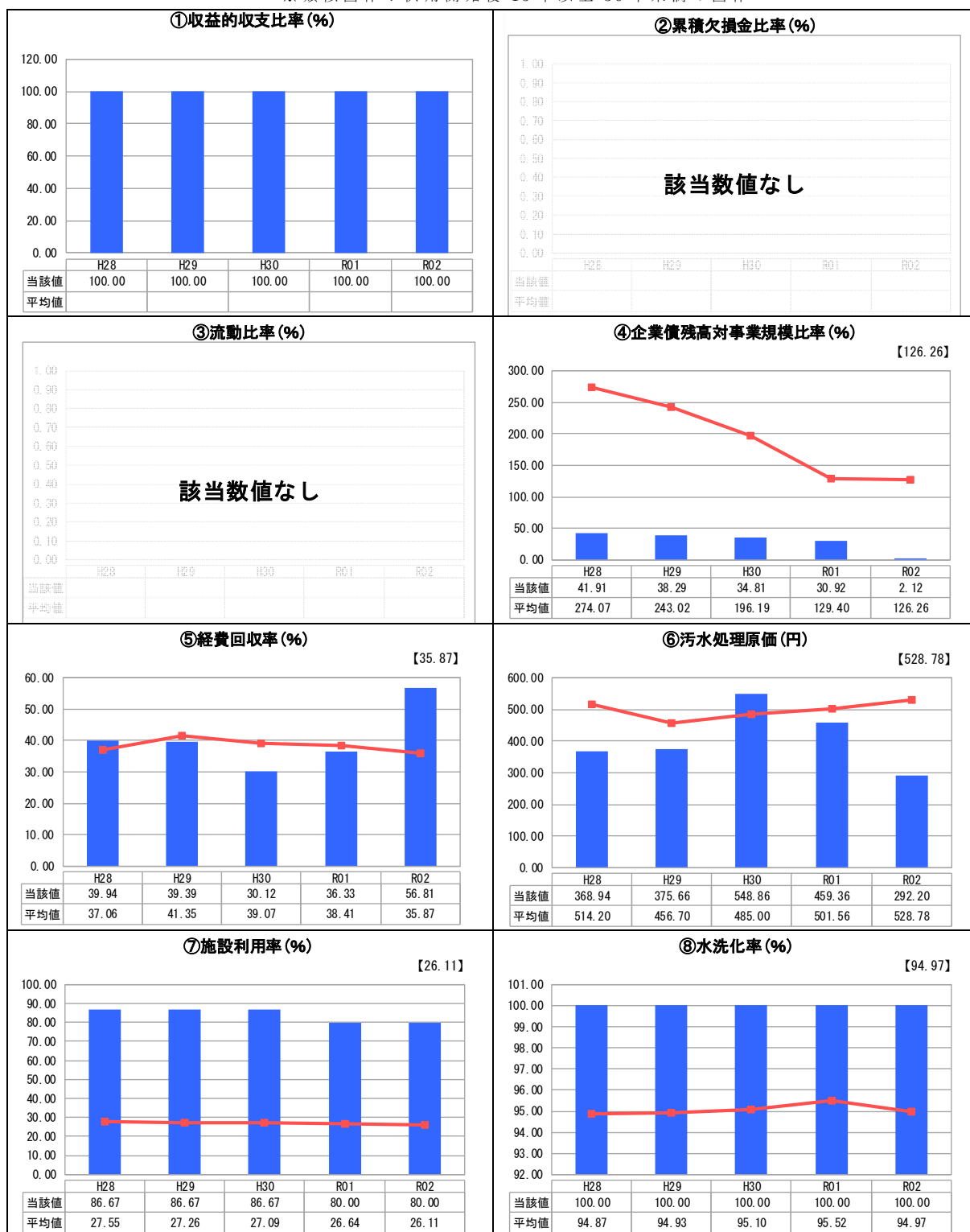
⑦施設利用率は前年度と同じですが、類似団体平均値と比較すると 53.89P 上回っており、対象戸数に応じた施設規模は適切です。

※文中の丸数字は、次項、経営比較分析表のグラフの番号を表します。

- 当該団体値（当該値）
 — 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※類似団体：供用開始後15年以上30年未満の団体



※①収益的収支比率は、法適用企業と法非適用企業の指標が異なるため、類似団体平均等を算出できません。

図2.21 経営の健全性・効率性（簡易排水事業）

(オ) 市営浄化槽事業

①収益的収支比率は使用料収入の約 2.4 倍に当たる一般会計繰入金によりほぼ 100%となっていますが、⑤経費回収率は 100%を大幅に下回っており、汚水処理費用が使用料で賄えていない状況です。今後も対象戸数の増加により、点在する施設の維持管理費が増加し、指標の悪化が予測されるため、効率的な事業運営に向けての検討が必要です。

④企業債残高対事業規模比率は、対前年度比 12.99P 増加しましたが、類似団体平均値と比較して 360P 以上低く、良好です。今後は帰属分の使用料収入の増加が緩やかになり、新設に伴う地方債の発行額が累積されるため、当該数値は悪化することが予測されます。

⑥汚水処理原価は、類似団体平均値と比較して 173.35 円上回っており、費用の縮減が課題です。

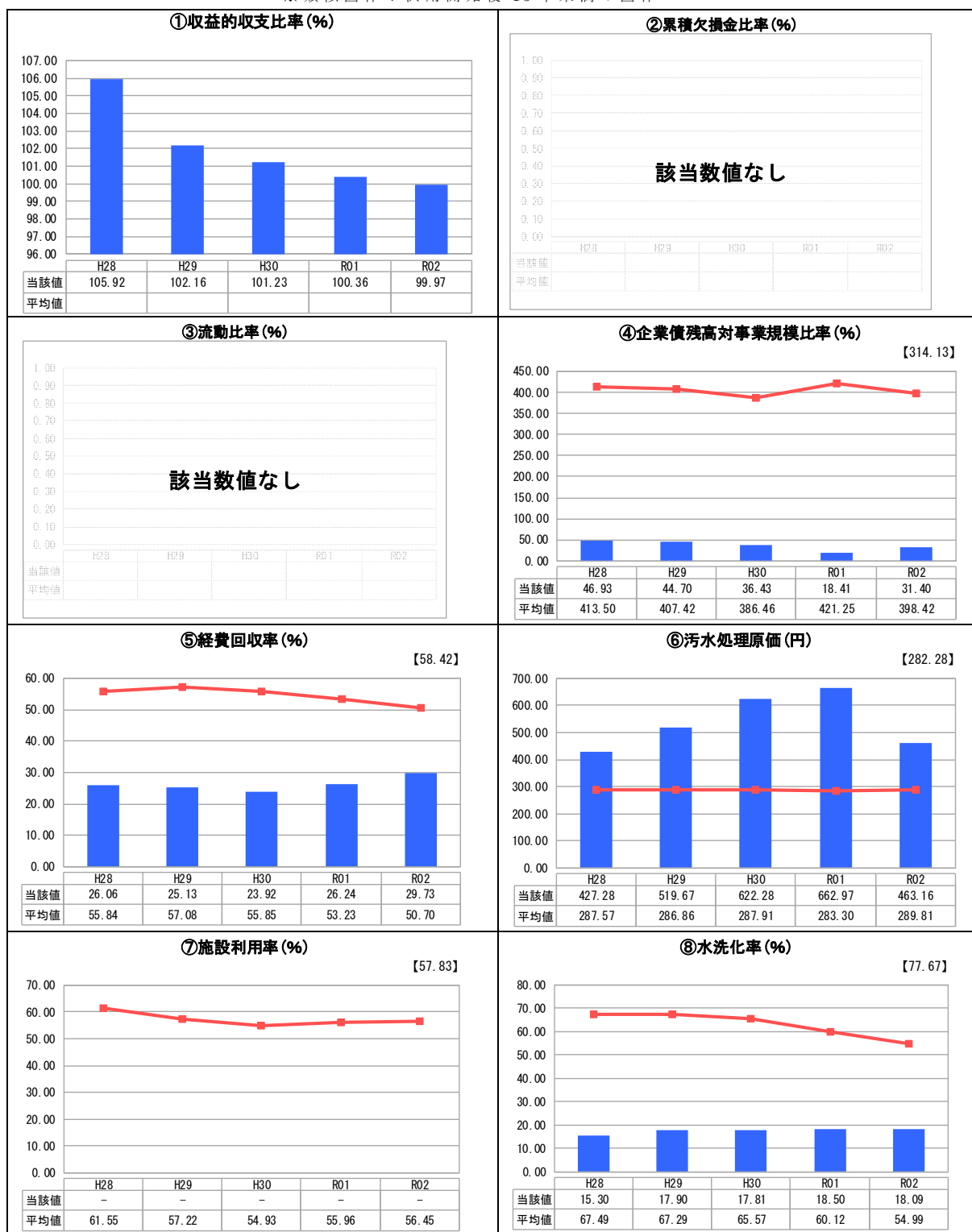
⑧水洗化率は、類似団体平均値と比較して 36.9P 下回っています。これは本市の下水道処理人口普及率が低いことにより、市営浄化槽対象人口が類似団体と比較して多いことが要因と考えられます。

※文中の丸数字は、次項、経営比較分析表のグラフの番号を表します。

- 当該団体値（当該値）
 — 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※類似団体：供用開始後15年未満の団体



※①収益的収支比率は、法適用企業と法非適用企業の指標が異なるため、類似団体平均等を算出できません。

図2.22 経営の健全性・効率性（市営浄化槽事業）

ウ 老朽化の状況

(ア) 公共下水道事業

①有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値を 17.62P 下回っており、資産の老朽度が低いことを示していますが、これは地方公営企業法の適用を開始した平成 27 年度から計上していることに起因します。対前年度比 2.5P 増加しているように、今後は増加傾向です。

②管渠老朽化率は、類似団体平均値を 2.46P 上回っています。これは長寿命化計画による管更生の実施及び下水道計画区域内の整備の遅れから更新より拡張を優先していることが主な要因となっており、今後は計画的な更新を進める必要があります。

※文中の丸数字は、経営比較分析表のグラフの番号を表します。

■ 当該団体値（当該値）

— 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※類似団体：処理区域内人口 10 万人以上、人口密度 50 人／ha 未満の団体

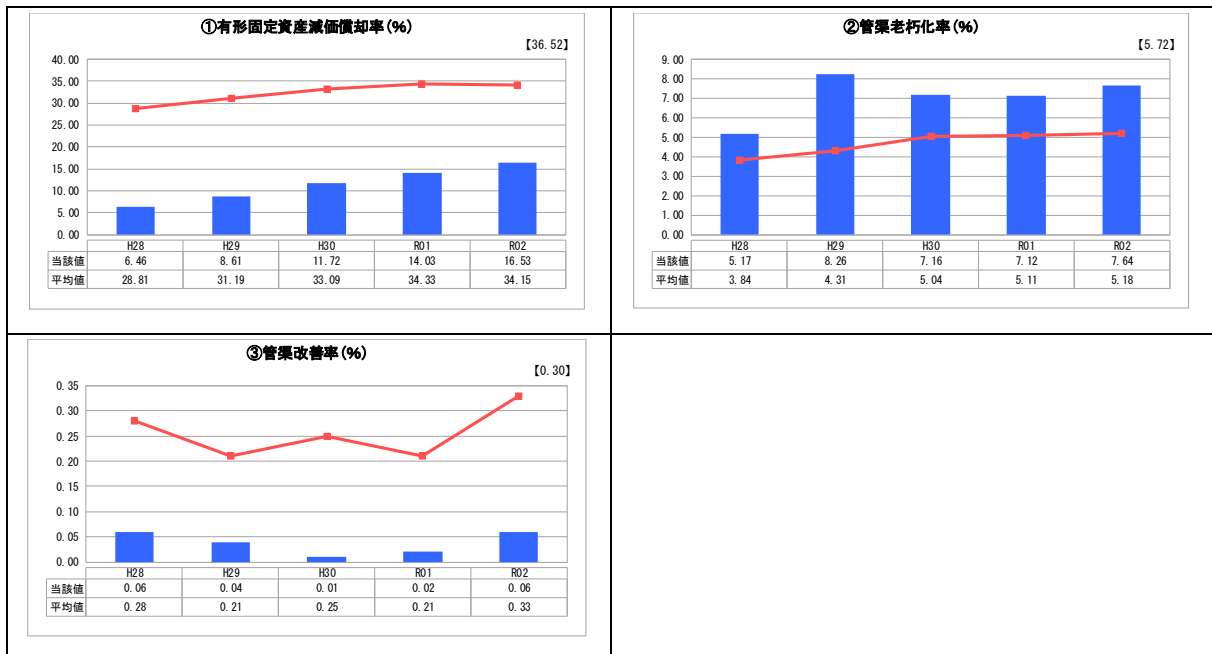


図2.23 老朽化の状況（公共下水道事業）

(イ) 特定環境保全公共下水道事業

①有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値を 3.67P 下回っており、資産の老朽度が低いことを示していますが、これは地方公営企業法の適用を開始した平成 27 年度から計上していることに起因します。対前年度比 2.52P 増加しているように、今後、増加傾向にあり、計画的に更新を行う必要があります。

特定環境保全公共下水道の整備は、公共下水道の整備に比べ着手が遅かったことから、②管渠老朽化率は 0%です。

※文中の丸数字は、経営比較分析表のグラフの番号を表します。

■ 当該団体値（当該値）
 — 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※類似団体：供用開始後 15 年以上 30 年未満の団体

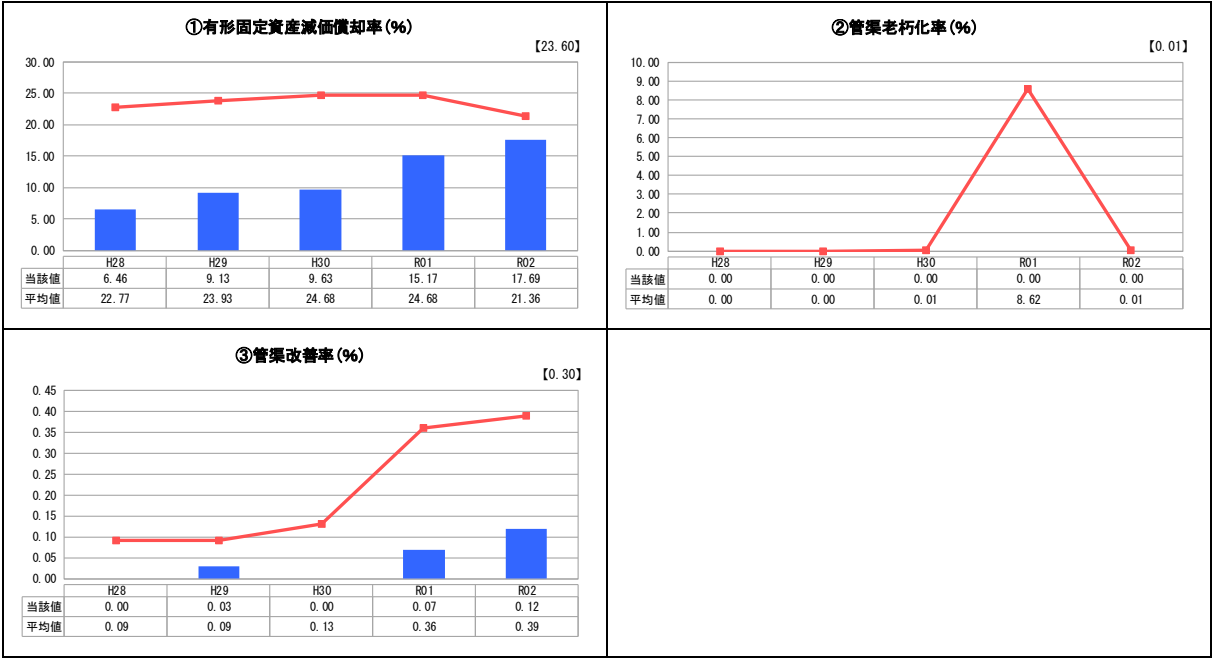


図2.24 老朽化の状況（特定環境保全公共下水道事業）

(ウ) 農業集落排水事業

現在は適正な維持管理を行い、施設の長寿命化に取り組んでいます。今後、更新時期を迎える区域もあることから更新計画の策定と更新財源の確保が必要です。

■ 当該団体値（当該値）

— 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※類似団体：供用開始後15年以上30年未満の団体

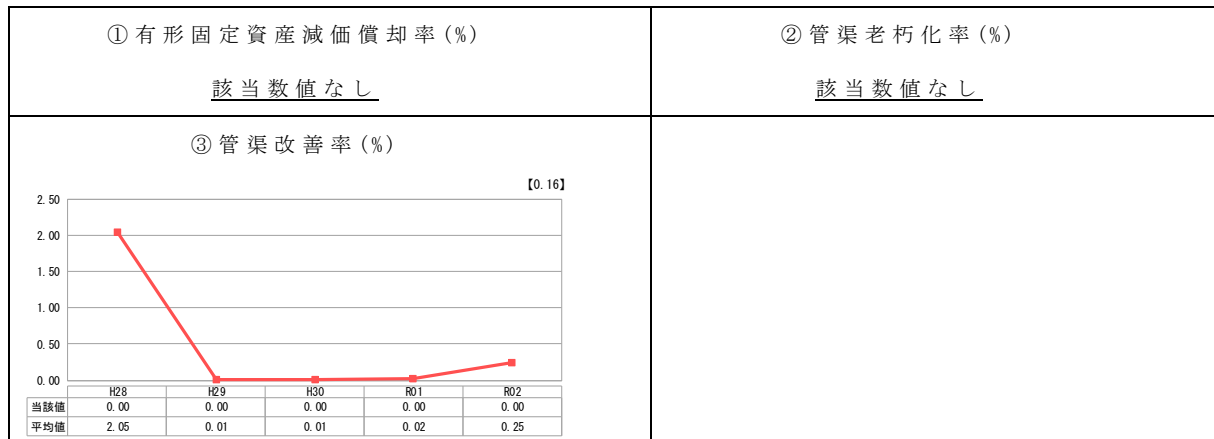


図2.25 老朽化の状況（農業集落排水事業）

(エ) 簡易排水事業

現在は適正な維持管理を行い、施設の長寿命化に取り組んでいます。今後、大規模修繕に備えて財源確保の必要があります。

■ 当該団体値（当該値）

— 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※類似団体：供用開始後15年以上30年未満の団体

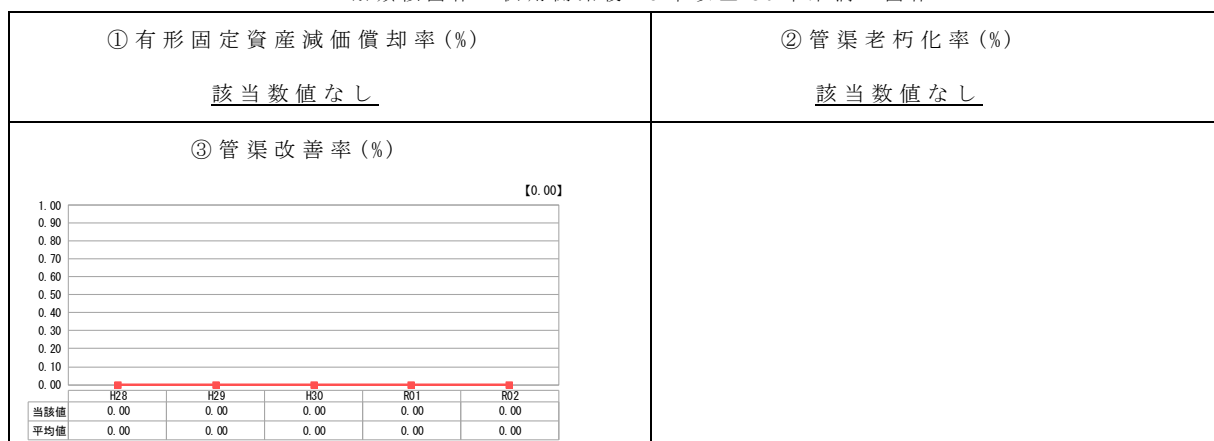


図2.26 老朽化の状況（簡易排水事業）

(オ) 市営浄化槽事業

施設数が多く、点在しており、設置時期や規模も様々なため、合理的に更新を行うことが難しい状況です。今後、新設と帰属の状況等を勘案し、更新計画の策定を検討する必要があります。

■ 当該団体値（当該値）

－ 類似団体平均値（平均値）

【】 令和2年度全国平均

※類似団体：供用開始後15年未満の団体

①有形固定資産減価償却率(%) <u>該当数値なし</u>	②管渠老朽化率(%) <u>該当数値なし</u>
③管渠改善率(%) <u>該当数値なし</u>	

図2.27 老朽化の状況（市営浄化槽事業）

3 事業の課題

(1) 社会情勢の変化や地域特性を踏まえた普及促進

ア 汚水処理人口普及率

本市の汚水処理人口普及率は令和3年度末時点において、全国平均と同値ですが、国が示す汚水処理施設の10年概成（令和8年度末における汚水処理人口普及率95%の達成）に向けて取り組む必要があります。下水道処理人口普及率については全国平均を下回っているため、特に、未処理人口の多い公共下水道事業の早期普及を進めていく必要があります。

表 3.1 県内及び全国平均との比較

	汚水処理人口普及率 [%]			下水道処理人口普及率 [%]		
	津市	三重県内	全国	津市	三重県内	全国
R 3	92.6	88.2	92.6	53.1	58.9	80.6
H28	83.5	83.5	90.4	46.3	52.5	78.3

※汚水処理人口普及率：下水道を利用できる地域の人口、農業集落排水施設等を利用できる地域の人口及び合併処理浄化槽を利用している人口を行政区域内人口で除した値。

※下水道処理人口普及率：下水道を利用できる地域の人口を行政区域内人口で除した値。

表 3.2 本市の汚水処理人口の内訳

	住民基本台帳人口[人]	汚水処理人口[人]				汚水処理人口普及率[%]
		公共下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽	合計	
R 3	272,875	144,952	10,704	97,098	252,754	92.6
H28	280,710	130,034	11,045	93,417	234,496	83.5

表 3.3 本市の公共下水道の処理区別人口と整備率

処理区名	処理区域内人口		整備率(整備済み面積/計画区域面積: ha)	
	R 3	H28	R 3	H28
雲出川左岸(流域)	91,185人	92,476人	63.1%(1,989.8/3,154.5)	60.8%(1,917.6/3,236.1)
松阪(流域)	16,831人	16,443人	68.3%(553.1/810.3)	63.6%(515.0/830.4)
志登茂川(流域)	18,825人	- ※2	23.6%(604.8/2,563.3)	- ※2
中央(単独)	11,802人	12,474人	97.5%(325.1/333.4)	97.5%(325.1/333.4)
棕本(単独)	3,857人	3,260人	71.4%(186.2/260.7)	66.5%(173.3/260.6)
雲林院(単独)	1,239人	1,442人	100%(75.4/75.4)	100%(75.4/75.4)
高宮(単独)	849人	981人	100%(33.0/33.0)	100%(33.0/33.0)
千里ヶ丘(※1)	- ※3	2,668人	- ※3	100%(45.0/45.0)
浜田(※1)	364人	290人	100%(10.0/10.0)	100%(10.0/10.0)
計	144,952人	130,034人	52.2%(3,777.4/7,240.6)	64.1%(3,094.4/4,823.9)

※1 千里ヶ丘処理区及び浜田処理区は、流域下水道が整備されるまでの暫定的な処理施設を示します。

※2 平成 30 年度より供用開始。

※3 平成 30 年度に志登茂川処理区への編入に伴い処理区を廃止。

イ 浸水対策の実施状況

浸水対策として、雨水管やポンプ場等の整備を進めていますが、公共下水道計画排水区域全域の整備が完了していない状況です。

近年の集中豪雨の発生状況や都市化に伴う雨水流出形態の変化もあり、浸水対策の必要性が高まっていますが、全施設のハード整備を短期的な対応で取り組むことは困難です。そのため、浸水対策を実施すべき区域を明確化し、期間を定めて対策を実施することが必要になります。

また、平成27年に下水道法の改正を含む「水防法等の一部を改正する法律」が公布され、ソフト・ハードの両面からの水害対策を強化する制度改正が行われました。対策を実施するためには多大な費用と時間を要します。民間との協働による取組や住民と一体となった取組、さらには内水ハザードマップの作成等のソフト対策を組み合わせることで浸水対策を実施する必要があります。

こうしたことから、河川事業との連携や、ハード対策を補完するソフト対策についても充実させながら、社会情勢や地域の実情にあわせ、経済的かつ迅速に浸水被害を最小化する取組を進めていく必要があります。

(2) 施設の機能強化

ア 公共下水道事業の処理場・ポンプ場の供用開始後の経過年数と改築更新の必要性

公共下水道事業の処理場・ポンプ場の供用開始後の経過年数と耐用年数の超過状況（耐用年数超過 ■、耐用年数の1.5倍を超過 ■）を表3.4に示します。

これらの施設のうち、平成30年度に策定された下水道ストックマネジメント基本計画においては、経過年数と機能上の重要度から津市中央浄化センター及び極楽橋ポンプ場を優先施設として位置付け、本格的な改築更新事業に着手しています。なお、その他の施設においても、重要度や緊急度に応じて本格的な改築更新事業を進めていく必要があります。

表3.4 公共下水道事業の処理場・ポンプ場の供用開始後の経過年数の整理

施設種別	施設名	供用開始年度等	経過年数 2021時点 (R3)	機械・電気耐用年数 (15年)との比較		ストックマネジメント計画による対策優先施設	土木・建築耐用年数 (50年)との比較	
				経過年数 /耐用年数	超過 年数		経過年数 /耐用年数	超過 年数
処理場	津市中央浄化センター	昭和 52 年度	44	2.93	29	○	0.88	
	津市棕本浄化センター	平成 18 年度	15	1.00			0.30	
	津市雲林院浄化センター	平成 12 年度	21	1.40	6		0.42	
	津市高宮浄化センター	平成 15 年度	18	1.20	3		0.36	
	津市千里ヶ丘浄化センター	昭和 41 年度	55	流域下水道へ編入済				
	津市浜田浄化センター	平成 8 年度	25	流域下水道へ編入予定				
ポンプ場等	極楽橋ポンプ場	昭和 52 年度	44	2.93	29	○	0.88	
	新町汚水中継ポンプ場	平成 10 年度	23	1.53	8		0.46	
	南が丘団地中継ポンプ場	平成 1 年度	32	2.13	17		0.64	
	阿漕ポンプ場(新館)	平成 3 年度	30	2.00	15		0.60	
	阿漕ポンプ場(旧館)	昭和 41 年度	55	3.67	40		1.10	5
	乙部ポンプ場(新館)	平成 12 年度	21	1.40	6		0.42	
	乙部ポンプ場(旧館)	昭和 47 年度	49	3.27	34		0.98	
	桜ヶ岡ポンプ場	昭和 48 年度	48	3.20	33		0.96	
	桜橋ポンプ場(新館)	昭和 57 年度	39	2.60	24		0.78	
	桜橋ポンプ場(旧館)	昭和 46 年度	50	3.33	35		1.00	
	白塚新町ポンプ場	昭和 61 年度	35	2.33	20		0.70	
	新町西ポンプ場	平成 10 年度	23	1.53	8		0.46	
	新町ポンプ場	昭和 45 年度	51	3.40	36		1.02	1
	船頭ポンプ場	平成 11 年度	22	1.47	7		0.44	
	長浜ポンプ場	昭和 61 年度	35	2.33	20		0.70	
	藤方西ポンプ場	平成 6 年度	27	1.80	12		0.54	
	西丸之内ポンプ場	平成 22 年度	11	0.73			0.22	
	町屋ポンプ場(新館)	平成 16 年度	17	1.13	2		0.34	
	町屋ポンプ場(旧館)	昭和 48 年度	48	3.20	33		0.96	
	豊津川ポンプ場	昭和 63 年度	33	2.20	18		0.66	
	影重ポンプ場	平成 16 年度	17	1.13	2		0.34	
	稲葉ポンプ場	昭和 56 年度	40	2.67	25		0.80	
	堀割ポンプ場	平成 17 年度	16	1.07	1		0.32	
	川口ポンプ場	平成 11 年度	22	1.47	7		0.44	

イ 公共下水道施設の管路の改築更新の必要性

(7) 公共下水道の年度別の管路の布設状況

公共下水道の管路施設の総延長は1,038km（令和3年度末）となっており、その多くは平成に入ってから整備されています。

整備済み管渠のうち耐用年数50年を経過している中央処理区の約65kmについては優先的に改築更新を行っており、その他の管路も、重要度などを考慮して、段階的に改築更新を進めていく必要があります。

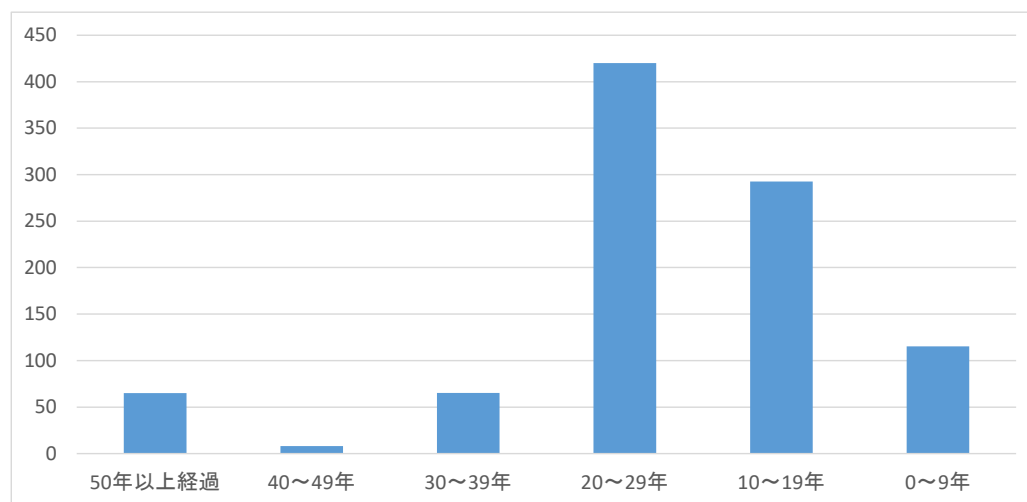


図3.1 公共下水道の年代別の管路布設状況

(イ) 管渠の腐食による道路陥没のリスク

管渠の維持管理において、腐食箇所の点検が義務化されました。そのため、従来からの老朽化対策だけでなく、特殊環境下における腐食想定管渠の点検が加わることになり、点検と調査を的確に使い分けた維持管理が必要となります。

< 腐食が想定される箇所 >

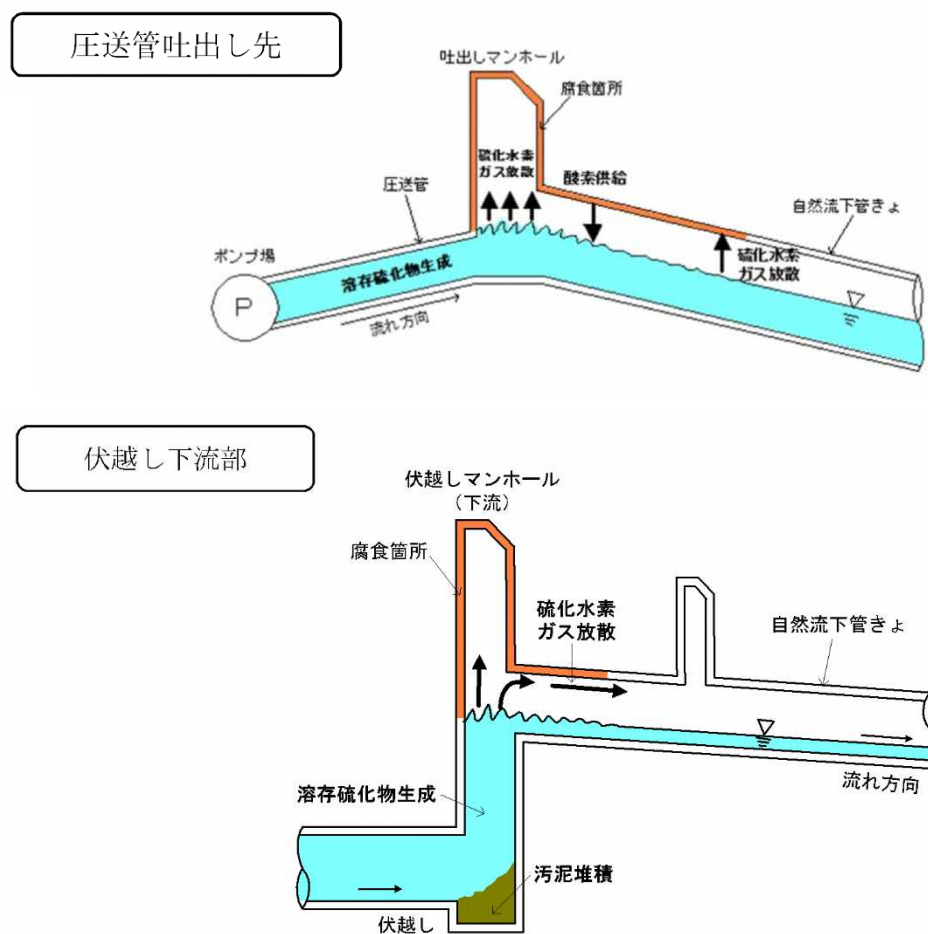


図 3.2 管路の腐食が想定される箇所

< 点検と調査の内容 >

- (点検) 施設・設備の状態を把握するとともに、異常箇所を早期に発見すること
- (調査) 施設・設備の健全度等の評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること

ウ 公共下水道施設における処理場・ポンプ場の耐震化の状況

公共下水道施設における処理場・ポンプ場の耐震化の状況を表3.5に示します。

平成9年以前の旧耐震基準で施工された施設は耐震診断を実施済みです。

全施設を短期的な対応で取り組むことは困難であるため、緊急性や重要度、改築更新事業との同時施工による効率性などを踏まえ、津市中央浄化センター及び極楽橋ポンプ場を優先施設として耐震対策に着手しています。

表3.5 公共下水道施設における処理場・ポンプ場の耐震化の状況

施設種別	施設名	供用開始 年度等	耐震化の状況		
			必要性	診断済み	工事着手
処理場	津市中央浄化センター	昭和 52 年度	○	○	○
	津市椋本浄化センター	平成 18 年度			
	津市雲林院浄化センター	平成 12 年度			
	津市高宮浄化センター	平成 15 年度			
	津市千里ヶ丘浄化センター	昭和 41 年度	流域下水道へ編入済		
	津市浜田浄化センター	平成 8 年度	流域下水道へ編入予定		
ポンプ場等	極楽橋ポンプ場	昭和 52 年度	○	○	○
	新町汚水中継ポンプ場	平成 10 年度	○	○	
	南が丘団地中継ポンプ場	平成 1 年度	○	○	
	阿漕ポンプ場(新館)	平成 3 年度	○	○	
	阿漕ポンプ場(旧館)	昭和 41 年度	○	○	
	乙部ポンプ場(新館)	平成 12 年度	○	○	
	乙部ポンプ場(旧館)	昭和 47 年度	○	○	
	桜ヶ岡ポンプ場	昭和 48 年度	○	○	
	桜橋ポンプ場(新館)	昭和 57 年度	○	○	
	桜橋ポンプ場(旧館)	昭和 46 年度	○	○	
	白塚新町ポンプ場	昭和 61 年度	○	○	
	新町西ポンプ場	平成 10 年度	○	○	
	新町ポンプ場	昭和 45 年度	○	○	
	船頭ポンプ場	平成 11 年度	○	○	
	長浜ポンプ場	昭和 61 年度	○	○	
	藤方西ポンプ場	平成 6 年度	○	○	
	西丸之内ポンプ場	平成 22 年度			
	町屋ポンプ場(新館)	平成 16 年度			
	町屋ポンプ場(旧館)	昭和 48 年度	○	○	
	豊津川ポンプ場	昭和 63 年度	○	○	
	影重ポンプ場	平成 16 年度			
	稲葉ポンプ場	昭和 56 年度	○	○	
	堀割ポンプ場	平成 17 年度			
	川口ポンプ場	平成 11 年度	○	○	

エ 公共下水道施設における管路の耐震化の状況

旧耐震基準で建設された公共下水道の管路については、現在の耐震基準を満たしているか診断し、必要に応じて耐震化を図る必要があります。

対象となる管路は膨大となるため、緊急輸送路や避難所の排水を受ける重要な路線などを優先度に応じて順次、耐震化を進めていく必要があります。

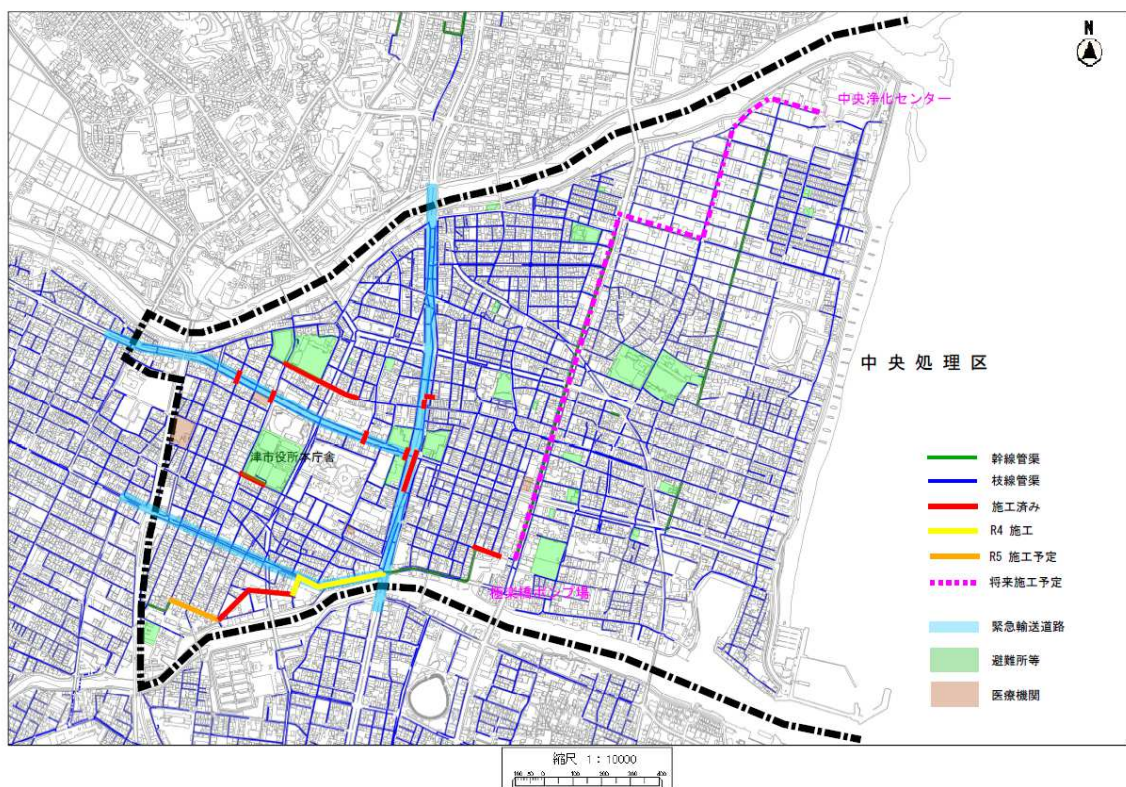


図3.3 管路の耐震化施工箇所

オ 農業集落排水処理施設等の改築更新の必要性

農業集落排水事業等の事業完了からの経過年数の整理（耐用年数超過■、耐用年数の1.5倍を超過■）を表3.6に示します。

施設の機能診断は実施済ですが、機械・電気設備の標準耐用年数を超える施設が多く、今後、維持管理適正化計画及び機能強化対策事業計画を策定し、効率的に改築更新事業を進めていく必要があります。

表3.6 農業集落排水事業等の事業完了からの
経過年数の整理

施設種別	処理区名	事業完了 年度等	経過年数 (R3時点)	機械・電気耐用年数 (15年)との比較		土木・建築耐用年数 (50年)との比較	
				経過年数 /耐用年数	超過 年数	経過年数 /耐用年数	超過 年数
農業集落 排水処理施設	大 里	平成 13 年度	20	1.33	5	0.40	
	南 黒 田	平成 5 年度	28	1.87	13	0.56	
	三 行	平成 5 年度	28	1.87	13	0.56	
	久 知 野	平成 6 年度	27	1.80	12	0.54	
	黒 田	平成 7 年度	26	1.73	11	0.52	
	北 神 山	平成 4 年度	29	1.93	14	0.58	
	林 川 原	平成 6 年度	27	1.80	12	0.54	
	萩 野	平成 7 年度	26	1.73	11	0.52	
	楠 原	平成 8 年度	25	1.67	10	0.50	
	林	平成 8 年度	25	1.67	10	0.50	
	岡 本	平成 10 年度	23	1.53	8	0.46	
	多 門	平成 11 年度	22	1.47	7	0.44	
	小 野 平	平成 11 年度	22	1.47	7	0.44	
	穴 倉	平成 9 年度	24	1.60	9	0.48	
	北 長 野	平成 10 年度	23	1.53	8	0.46	
	家 所	平成 13 年度	20	1.33	5	0.40	
	高 座 原	平成 17 年度	16	1.07	1	0.32	
	太 田	平成 7 年度	26	1.73	11	0.52	
	村 主	平成 9 年度	24	1.60	9	0.48	
	中 川	平成 10 年度	23	1.53	8	0.46	
	村主南部	平成 12 年度	21	1.40	6	0.42	
	草 生	平成 14 年度	19	1.27	4	0.38	
	明合西部	平成 15 年度	18	1.20	3	0.36	
	石 橋	平成 8 年度	25	1.67	10	0.50	
	上太郎生	平成 14 年度	19	1.27	4	0.38	
簡易排水処理施設	六 田	平成 10 年度	23	1.53	8	0.46	

(3) 健全経営と経営基盤の強化

ア 本市の経営における財源基盤

公共下水道事業に関連する経費は、国からの補助金の動向、施設の老朽化及び災害対応など予測が難しい側面があり、定期的な見直しが必要となります。本市の公共下水道事業は、使用料収入で賄うことのできない部分を一般会計からの繰入金で補填している状況にあります。一般会計に頼る経営は、公共下水道の利用者以外の方にもご負担をかけることとなり、税の公平性が保たれていない状況となります。

この状況を改善するために、総務省における経営の健全性を示す150円/㎡（使用料単価）を基準として令和元年度に使用料改定を実施しました。

改定後の令和2年度決算における使用料単価は、県内都市平均と比較して大きく下回っていますが、中部9県の県庁所在地及び類似団体の平均と比較した場合は、同等の結果となりました。

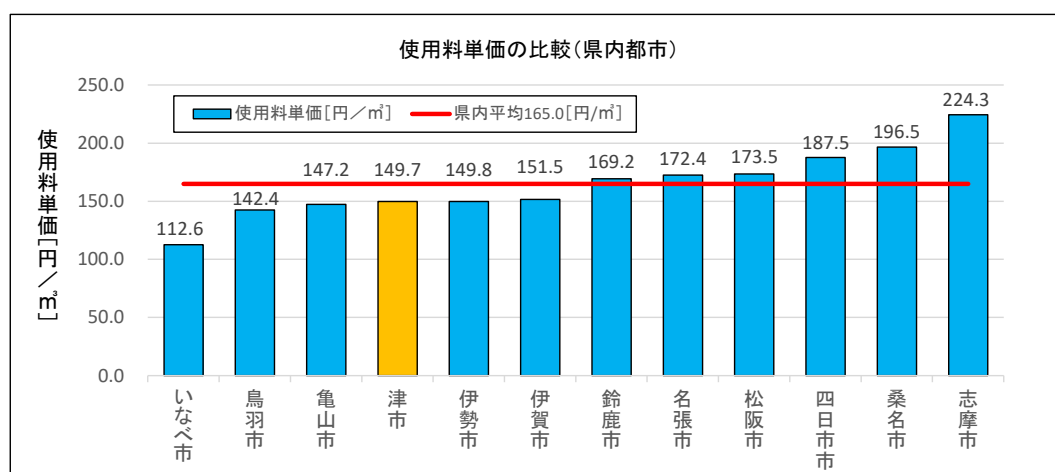


図 3.4 使用料単価の比較（県内都市）

（出典：総務省「令和2年度地方公営企業決算状況調査」）

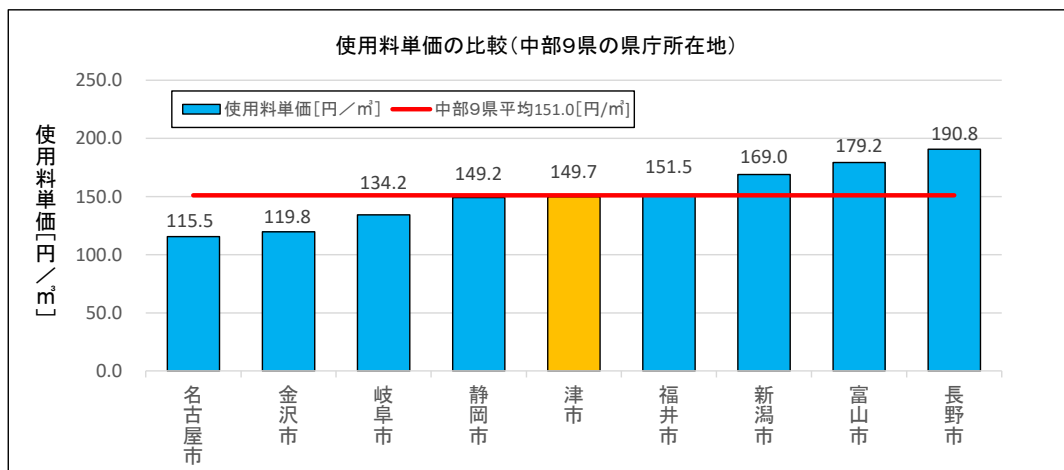


図 3.5 使用料単価の比較（中部9県の県庁所在地）

（出典：総務省「令和2年度地方公営企業決算状況調査」）

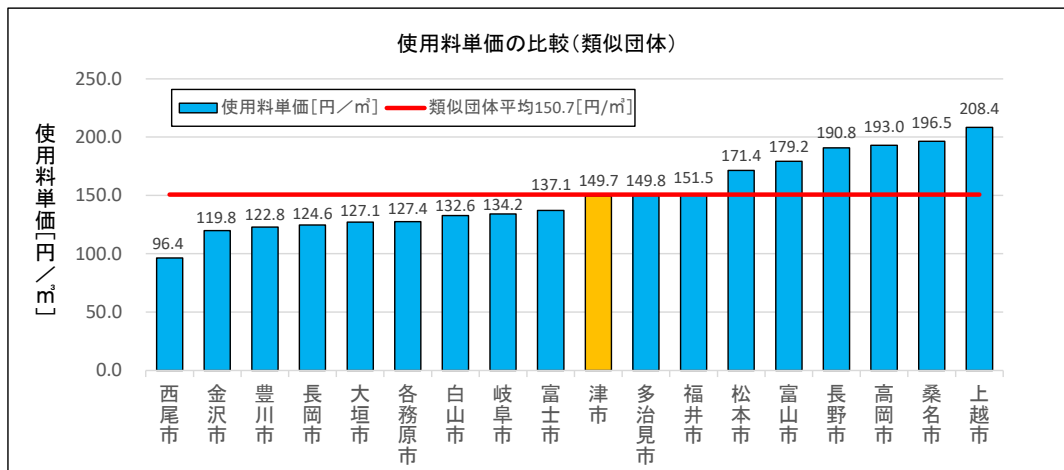


図 3.6 使用料単価の比較（類似団体）

（出典：総務省「令和2年度地方公営企業決算状況調査」）

※類似団体：処理区域内人口10万人以上、人口密度50人/ha未満、中部9県の団体

イ 基準外繰入金の縮減

(ア) 基準外繰入金について

独立採算制の原則の下、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、総務省の基準に基づき、一般会計より公営企業会計へ繰出される経費が基準内繰入金と規定されます。一般会計の負担すべき経費の考え方は、繰出基準において、「雨水公費・汚水私費」が原則として示されており、汚水処理に係る費用は下水道使用料によって賄うことを基本としています。

ただし、「汚水私費」を基本としつつ、使用料による経費回収が困難な場合、公共下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部を基準内の公費負担とすることが適当であるとされています。

一方で、これを原則としながらも、使用料収入のみでなお不足する経費は、一般会計からの繰入れによる収入をもってこれに充てることができるかとされています。これが基準外繰入金と規定されます。本市の公共下水道事業においては、使用料対象経費のうち、下水道使用料で不足する費用を基準外繰入金で賄っている状況となっています。

汚 水 事 業					雨 水 事 業	
収	益 的 支 出		資 本 的 支 出		収益的支出	資本的支出
	基準内繰入金	下水道使用料	基準外繰入金	基準内繰入金	企業債 国庫補助金等	基準内繰入金

太枠 下水道使用料 の部分が、受益者負担の原則に基づく使用料対象経費となる。

図3.7 公共下水道事業の財源構成

(イ) 本市の基準外繰入金の実績

公共下水道事業の状況として、使用料で賄うべき汚水処理に係る費用については、令和3年度において汚水処理原価161.7円／ m^3 に対し、使用料単価147.5円／ m^3 であり、令和元年度の使用料改定を踏まえてもなお、下水道使用料で賄うべき汚水処理原価の回収ができず、その結果、約6.4億円の基準外繰入金が生じています。

表3.7 公共下水道事業の他会計繰入金実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収 益 的 収 支 分	5,015,241	5,044,536	5,064,151	4,460,469	4,121,425	4,156,531
うち基準内繰入金	3,604,532	3,408,333	3,921,446	3,630,729	3,495,410	3,515,109
うち基準外繰入金	1,410,709	1,636,203	1,142,705	829,740	626,015	641,422
資 本 的 収 支 分	760,415	814,733	838,667	851,340	827,843	842,964
うち基準内繰入金	760,415	814,733	838,667	851,340	827,843	842,964
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計	5,775,656	5,859,269	5,902,818	5,311,809	4,949,268	4,999,495

ウ 行政区域内人口1人当たりの基準外繰入金の比較

(ア) 県内都市との比較

本市の公共下水道事業における基準外繰入金は、令和2年度決算において約6.3億円であり、行政区域内人口1人当たりの基準外繰入金は2,274円/人となり、県内都市の平均値2,833円/人を下回っています。

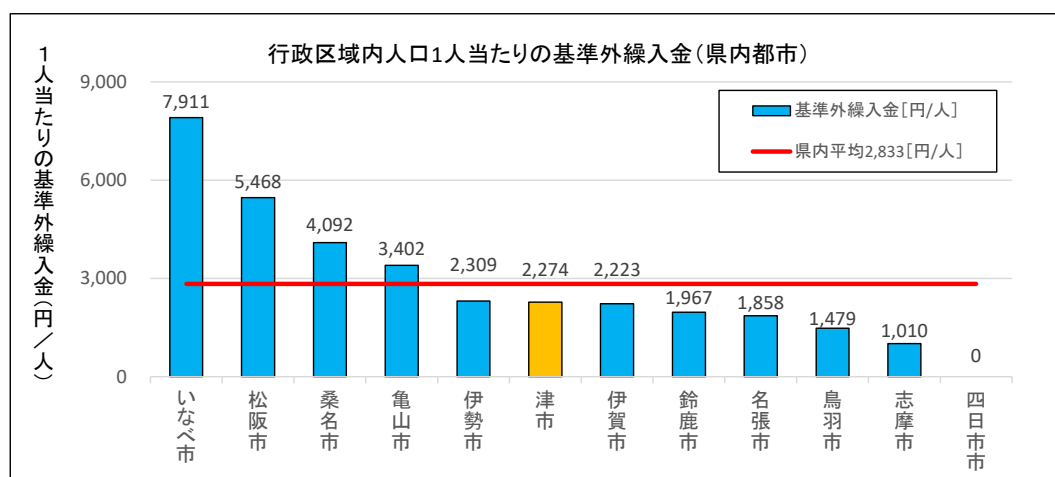


図3.8 基準外繰入金の比較（県内都市）

（出典：総務省「令和2年度地方公営企業決算状況調査」）

(イ) 中部 9 県の県庁所在地との比較

本市の行政区域内人口1人当たりの基準外繰入金は、中部9県の県庁所在地の平均値1,716円/人の約1.3倍となりました。

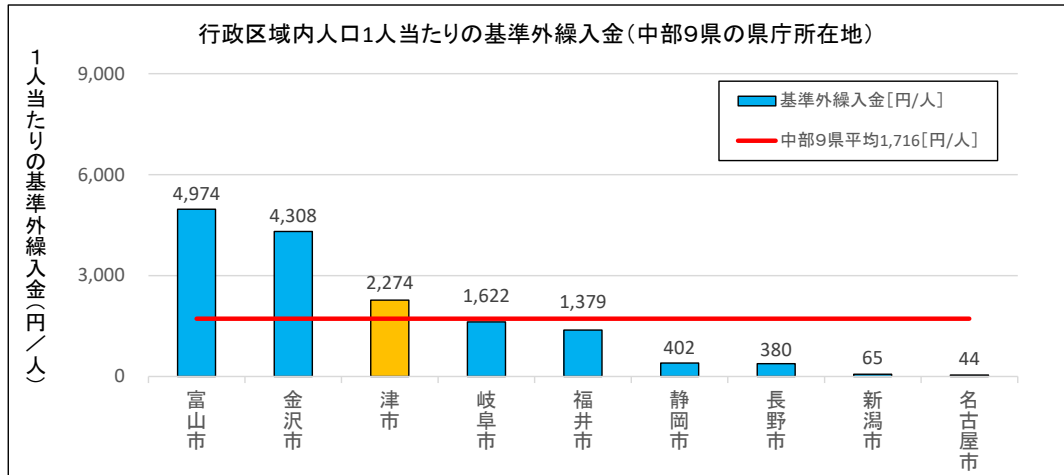


図3.9 基準外繰入金の比較（中部9県の県庁所在地）

（出典：総務省「令和2年度地方公営企業決算状況調査」）

(ウ) 類似団体との比較

本市の行政区域内人口1人当たりの基準外繰入金は、中部9県に位置する類似団体の平均値3,501円/人を下回っています。

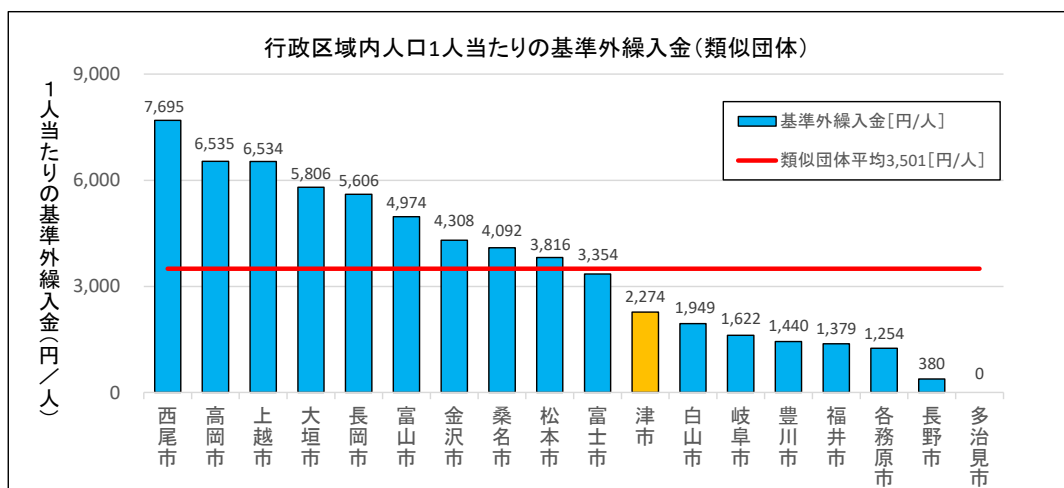


図3.10 基準外繰入金の比較（類似団体）

（出典：総務省「令和2年度地方公営企業決算状況調査」）

※類似団体：処理区域内人口10万人以上、人口密度50人/ha未満、中部9県の団体

4 事業の目標設定

(1) 戦略的なマネジメントと経営理念

津市下水道事業の課題

社会情勢の変化や特性を踏まえた普及促進

施設の機能強化（加速するインフラ老朽化、切迫する巨大地震、激甚化する気象災害）

健全経営と経営基盤の強化



下水道事業の継続に向けた基本方針

社会資本のストック効果の最大化を目指した戦略的インフラマネジメントへ

- ①集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンス
- ・メンテナンスサイクルの構築による安全性の確保
 - ・中長期的にトータルコストを縮減・平準化（集約化等による規模の適正化を含む）

- ②既存施設の有効活用（賢く使う取組）
- ・既存施設の機能の最大化
 - ・既存施設の機能の強化・高度化
 - ・既存施設の多機能化

- ③社会資本の目的・役割に応じた選択と集中の徹底（優先度や時間軸を考慮）

生活インフラ

地域生活サービスの持続的・効率的な提供を確保し、生活の質の向上を図る事業を推進

安全安心インフラ

南海トラフ地震、集中化・激甚化している雨の降り方への対応等、ハード・ソフトの取組について人命と財産を守る事業を推進

国土交通省「第4次社会資本整備重点計画」から抜粋・修正



時間軸の明確化、財政健全化、お客様からの信頼確保

津市下水道事業における経営理念

経営理念1 未来に引き継ぐ下水道

- (1)総合的な汚水処理施設整備の実施
- (2)効率的な改築更新事業の実施
- (3)施設統廃合とダウンサイジングの検討
- (4)地域脱炭素推進事業の取組

経営理念2 災害に強い下水道

- (1)内水氾濫による浸水被害の低減
- (2)地震対策事業の推進

経営理念3 経営基盤の強化

- (1)維持管理費の抑制
- (2)使用料の適正化
- (3)接続率の向上への取組
- (4)収益化への取組

経営理念4 お客様サービスの向上

- (1)利便性の向上のための検討
- (2)DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

各経営理念に対する基本施策及び具体的な取組の体系を図4.1に示します。

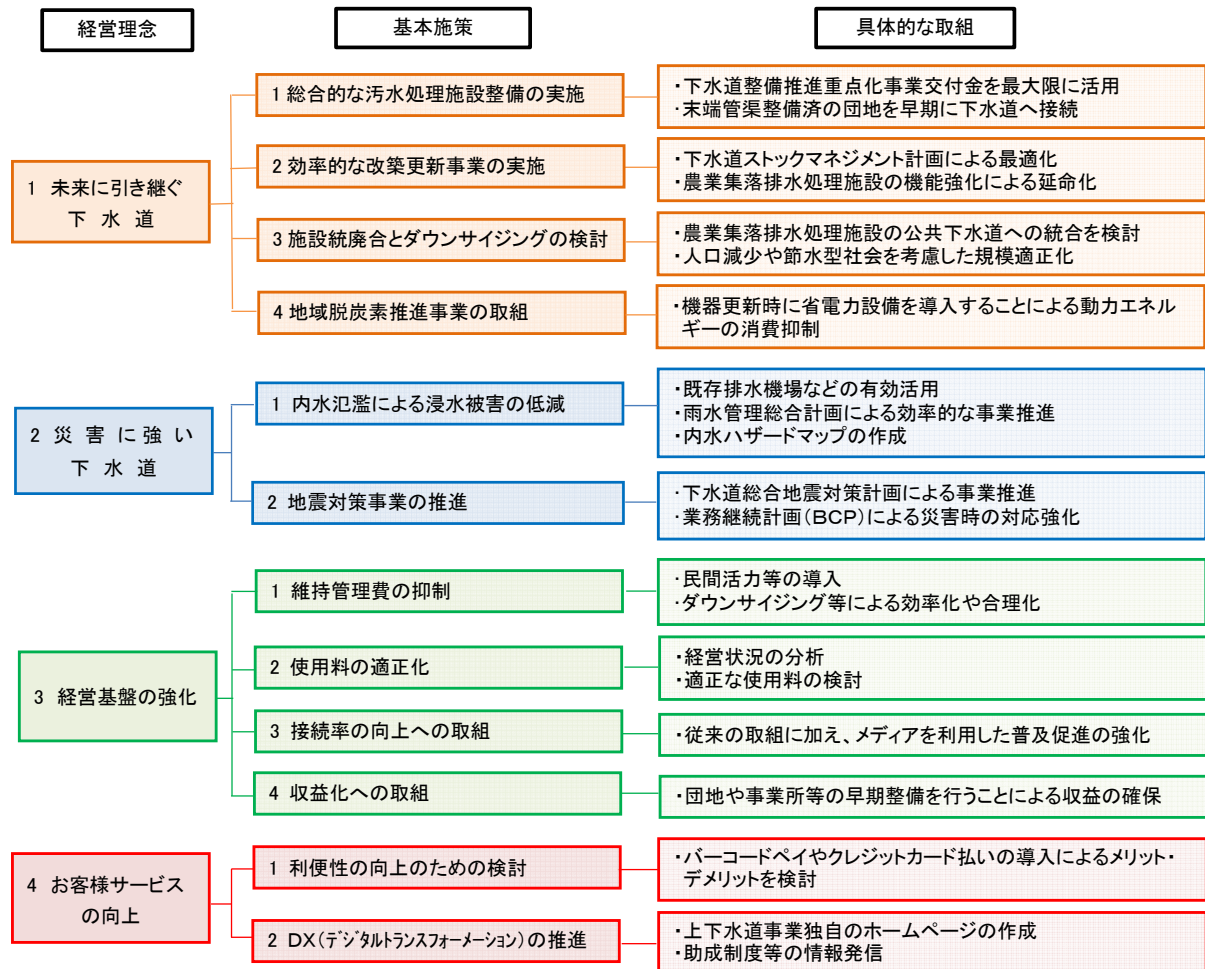


図4.1 経営理念に対する基本施策及び具体的な取組

(2) 基本施策と内容

経営理念1 未来に引き継ぐ下水道

1) 背 景

① 総合的な汚水処理施設整備の実施

- a 汚水処理人口普及率は、平成28年度末で83.5%（令和3年度末で92.6%）となっており、汚水処理概成の目標値である95%を下回っています。
- b 下水道処理人口普及率は、平成28年度末で46.3%（令和3年度末で53.1%）となっており、特に未処理人口が多い地域において、公共下水道の早期普及を進める必要があります。
- c 今後整備する区域では、各種事業の役割を踏まえ、市の財政負担と市民のみなさんの負担のバランス及び整備時期を考慮し、より効率的な区域を優先的に整備する必要があります。
- d 汚水処理施設の整備により水環境を保全する必要があります。

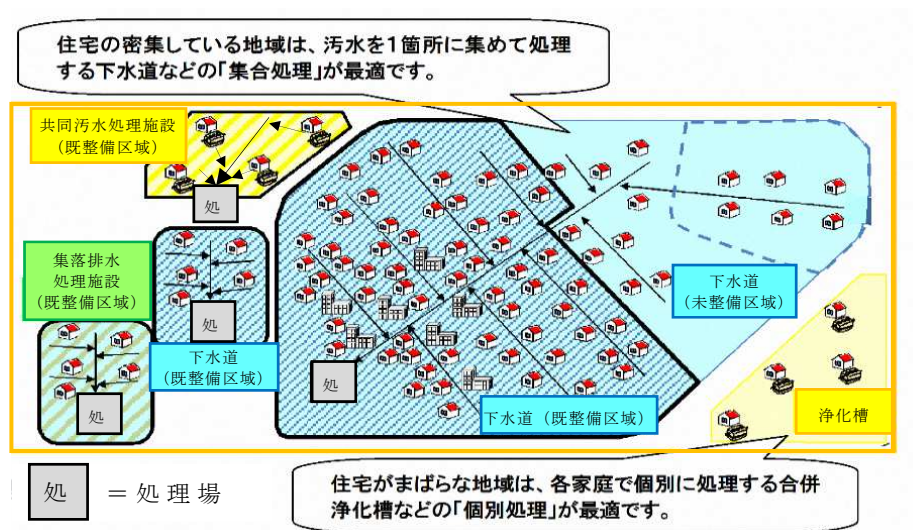


図4.2 汚水処理の役割分担イメージ図

② 効率的な改築更新事業の実施

- a 公共下水道事業の処理場・ポンプ場の機械・電気設備のうち、標準耐用年数の1.5倍を経過している施設は、平成28年度末で全体の約54%（令和3年度末で全体の約64.3%）となっており、今後、更なる老朽化の進行が懸念されます。

- b 汚水管渠についても老朽化が進行しており、そのまま放置すると道路陥没による事故につながるなど社会的に大きな影響を及ぼす可能性があります。

③ 施設統廃合とダウンサイジングの検討

本市は、公共下水道施設、農業集落排水処理施設（簡易排水処理施設を含む）、共同汚水処理施設など多数の施設を運営しているため、施設の更新費用や維持管理費の増大が予想されます。

④ 地域脱炭素推進事業の取組

本市は、公共下水道施設、農業集落排水処理施設（簡易排水処理施設を含む。）、共同汚水処理施設など多数の施設を運営しているため、動力エネルギー等の非効率的な消費が懸念されます。

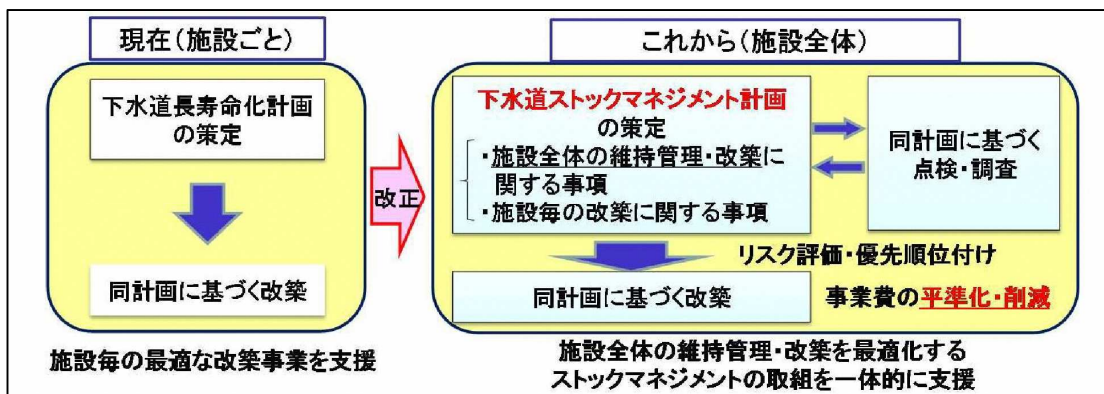
2) 目 標

① 総合的な汚水処理施設整備の実施

- a 公共下水道事業とその他事業（農業集落排水事業等、市営浄化槽事業及び共同汚水処理施設事業）の役割分担により総合的な汚水処理を進め、国が示す10年程度（平成28年度－令和8年度）において、汚水処理概成に向けて取り組みます。
- b 公共下水道事業では、平成28年度末で約46.3%の下水道処理人口普及率を令和9年度末までに59.1%を目標に整備を進めます。

② 効率的な改築更新事業の実施

- a 長期的な視点による下水道施設全体の施設管理を最適化するストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの最小化を図ります。



出典；国土交通省説明会資料

- b 下水道ストックマネジメント計画で優先的に事業を進めている津市中央浄化センターと極楽橋ポンプ場以外の施設においても、重要度や緊急度に応じて改築更新事業を進めます。

③ 施設統廃合とダウンサイジングの検討

汚水処理量や地域特性を考慮し、施設の統廃合とダウンサイジングについて検討します。

④ 地域脱炭素推進事業の取組

経済性比較を基本としつつ、省エネルギー機器の導入により動力エネルギーの消費を抑制することで、発電に係る二酸化炭素の排出を削減します。

3) 施策

① 総合的な汚水処理施設整備の実施

- a 公共下水道事業では、経営、効率性及び経済性を考慮した普及促進を行います。

【経営】 補助率が高い国の補助メニューを最大限活用して市費負担を軽減します。

【経済性】 小口径マンホールの効果的な配置、長距離推進の採用によるマンホール数の削減、地形勾配に合わせた施工による管渠の浅埋化、掘削土の埋戻し土への活用、旧行政界付近における処理分区界の見直しによる推進区間の削減などに取り組みます。

【効率性】 宅内排水設備が整備されている地域の積極的な取り組みによる早期の接続率向上を目指します。

＜【経営】や【効率性】について＞

補助率が高い国の交付金を最大限活用し、末端管渠が整備済みの団地を早期に接続するなど、経営や効率性を考慮した普及促進を行います。

また、団地の下水道施設を早期に公共下水道へ接続することで、市民の皆様の維持管理の負担軽減や安定した下水道使用料の確保を行います。

＜【経済性】について＞

内容-1)小口径マンホールを効果的に配置する管路の整備

安価な小口径マンホールを効果的に配置することでコスト削減を図ります。起点人孔・中間人孔を対象とした小口径マンホールを採用するとコスト削減率は4.2%となります。

表4.1 小口径マンホール採用によるコスト削減効果

		単位	数量	単価 (万円)	費用 (百万円)
縮減前	面整備管	m	23,929	7.8	1,866
	1号人孔	箇所	684	44.0	301
	計				2,167
縮減後	面整備管	m	23,929	7.8	1,866
	1号人孔	箇所	368	44.0	162
	小口径人孔	箇所	316	15.6	49
	計				2,077
コスト削減割合					4.2%

※ 津北部第11、13処理分区で算定

内容-2)掘削深1.5m以下の場合の土留工無しでの施工

直接工事費で、管渠1m当たり約1万円程度のコスト削減効果が見込めます。(但し、土質・地下水位・近接工作物の要確認)

- b 市営浄化槽事業では、国や県の補助事業を活用し、汚水処理人口の増加を目指します。

また、令和2年度に見直しを行った津市生活排水処理アクションプログラムに基づき、早期の下水道整備が難しい区域の中から河川横断等により建設費が膨大になる区域や市街化調整区域等、将来の土地利用が見込まれない区域は、下水道計画区域から市営浄化槽区域に変更することにより、汚水処理事業全体で効率的な事業推進を図ります。

対象区域は、図4.3から図4.5に示す通り、志登茂川処理区で59.1ha、雲出川左岸処理区で82.4ha、松阪処理区で19.4haの合計160.9haとなります。

なお、この区域のうち、集中汚水処理場を有する豊里台団地、豊里第二団地については、共同汚水処理施設事業の予定対象区域とします。

- c 伊勢湾における水環境改善を図るため、生活排水処理施設の整備を進めるとともに生活排水処理の高度化、適正な維持管理及び合流式下水道の改善の取組を進めます。また、悪臭対策や雨水放流量の増加が見込まれるため、適時浚渫を実施していきます。

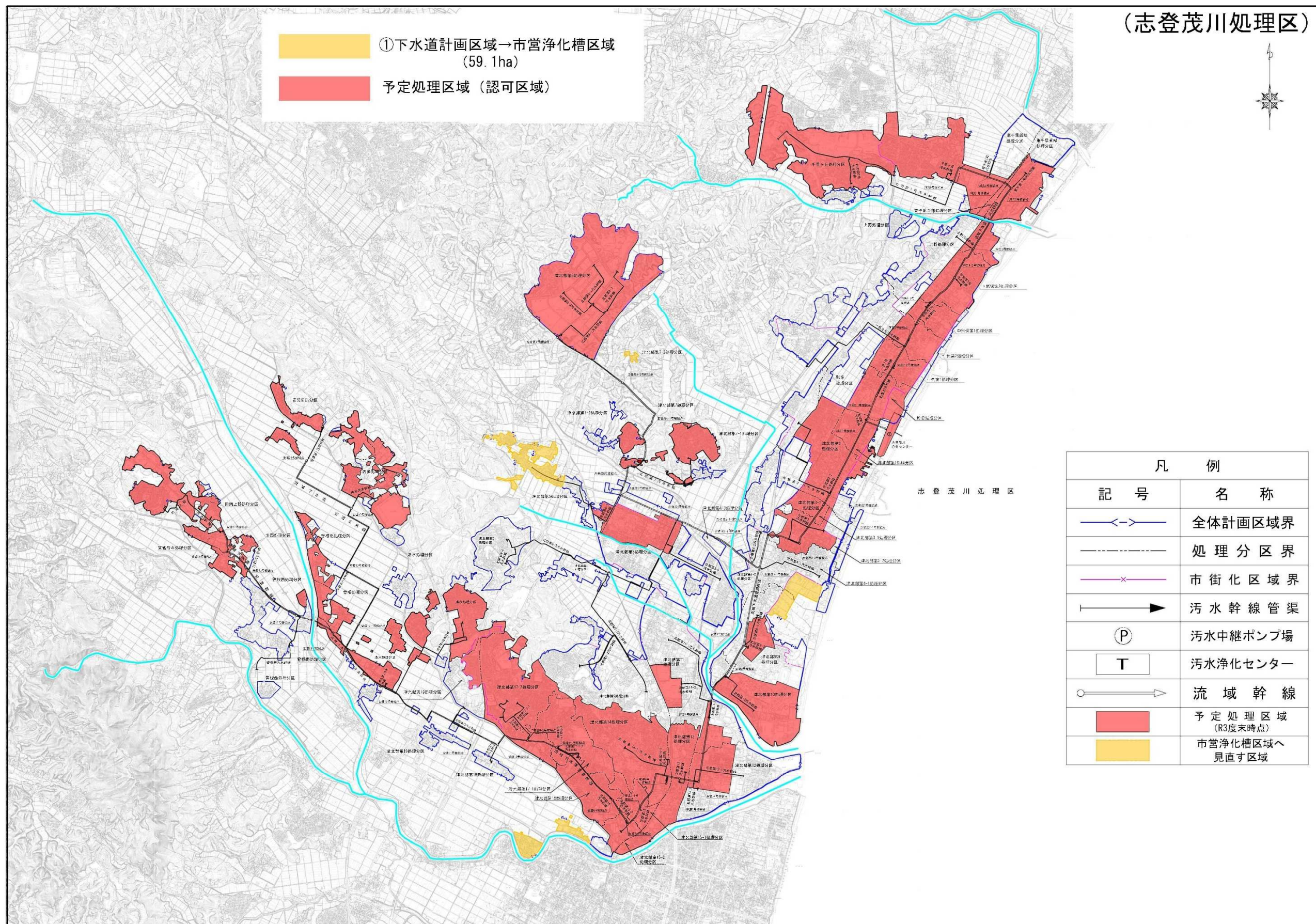


図4.3 下水道計画区域から市営浄化槽区域への見直し箇所（志登茂川処理区）

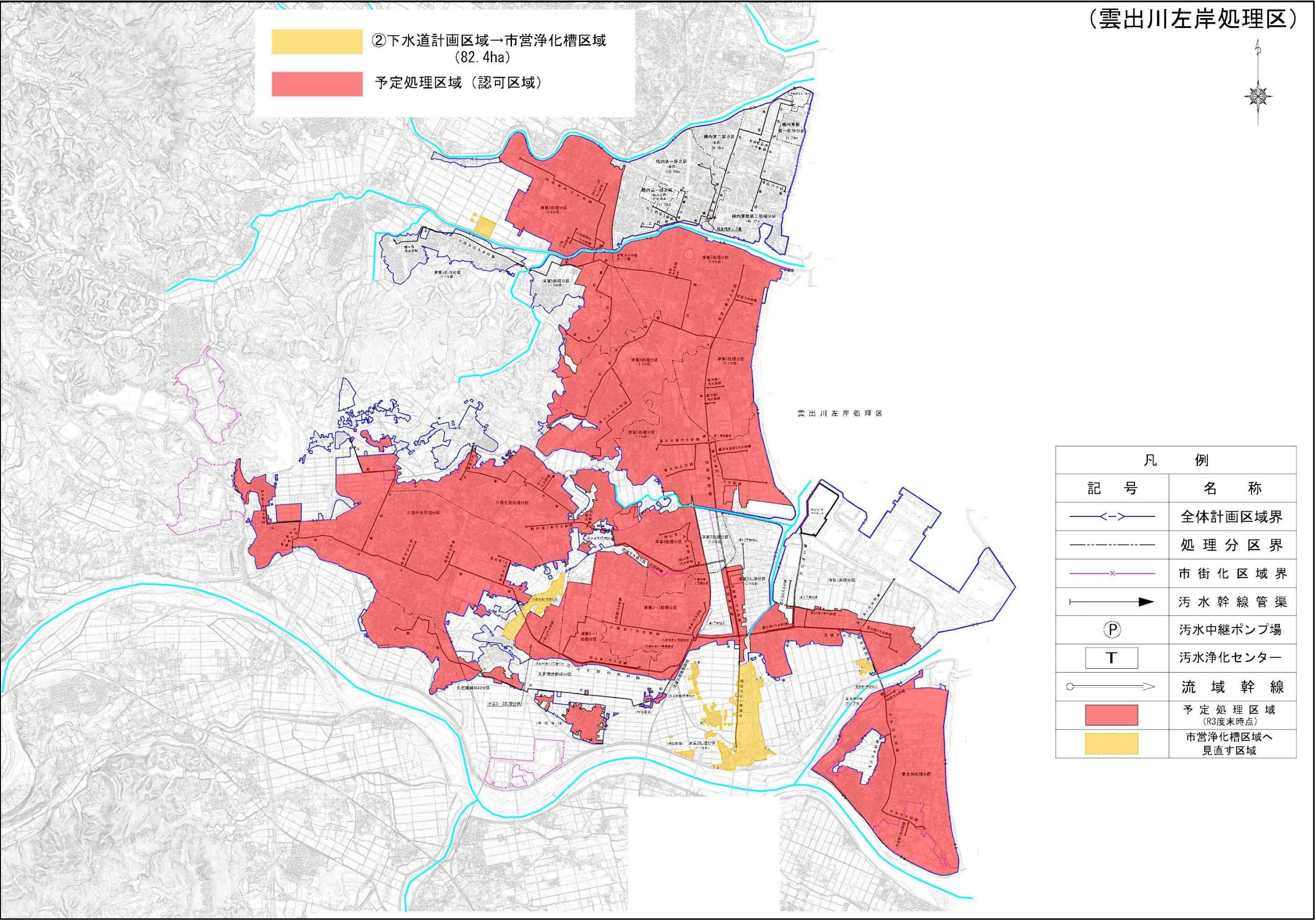


図4.4 下水道計画区域から市営浄化槽区域への見直し箇所（雲出川左岸処理区）

② 効率的な改築更新事業の実施

a 公共下水道事業

浄化センターや管路施設を含めた総合的なリスク評価に基づく事業の優先度設定により施設全体の維持管理・改築更新の最適化を図るストックマネジメント計画を平成30年度に策定しました。

更に、策定したストックマネジメント計画と調整を図るため、津市下水道総合地震対策計画の事業完了期間を平成30年度から令和5年度に延伸しました。

今後もこれらの計画に従い、改築更新事業と耐震事業を効率的に実施します。（令和6年度以降の計画については、令和5年度中に見直しを行います。）

< 処理場・ポンプ場の改築更新 >

● 改築更新事業の予算規模の設定（合流式及び汚水）

当面は、建設改良費のうち普及促進事業に占める割合が高くなるため、改築更新事業に多大な投資をすることは難しい状況ですが、普及促進事業における国からの交付金を有効に活用することで、改築更新の費用を令和3年度から年間約2億円確保して事業を進めています。

● 改築更新事業の予算規模の設定（雨水）

老朽化を考慮し、令和2年度から年間約2億円以上を確保して事業を進めています。

● 将来的な施設再編時にも無駄が発生しない施設選定

人口減少に伴い、施設統合やダウンサイジングを段階的に進めていく必要があり、改築更新は将来的に施設統合の対象とならない施設から選定することが重要となります。

また、施設の耐震化の状況を踏まえた戦略的な改築更新スケジュールを策定し、維持管理を効率的に進めます。

● 旧式の設備で維持管理に支障のある施設選定

供用年数の長い施設においては、旧式の設備であるために部品供給に支障が出ることや、維持管理に多くの手間を

要することがあります。これらの施設を優先的に更新することにより、維持管理を効率的に進めます。

● 雨水ポンプ場の改築更新

雨水ポンプ場の改築更新事業の優先度（耐用年数超過
■、耐用年数の1.5倍を超過■）を表4.2に示します。

表 4.2 雨水ポンプ場の改築更新事業の優先度

施設種別	施設名	供用開始 年度等	経過年数 (R3時点)	機械・電気耐用年数 (15年)との比較		ストックマネジ メント 計画による 対策優先施設	土木・建築耐用年数 (50年)との比較	
				経過年数 /耐用年数	超過 年数		経過年数 /耐用年数	超過 年数
ポンプ場等	極楽橋ポンプ場	昭和 52 年度	44	2.93	29	○	0.88	
	新町汚水中継ポンプ場	平成 10 年度	23	1.53	8		0.46	
	南が丘団地中継ポンプ場	平成 1 年度	32	2.13	17		0.64	
	阿漕ポンプ場(新館)	平成 3 年度	30	2.00	15		0.60	
	阿漕ポンプ場(旧館)	昭和 41 年度	55	3.67	40		1.10	5
	乙部ポンプ場(新館)	平成 12 年度	21	1.40	6		0.42	
	乙部ポンプ場(旧館)	昭和 47 年度	49	3.27	34		0.98	
	桜ヶ岡ポンプ場	昭和 48 年度	48	3.20	33		0.96	
	桜橋ポンプ場(新館)	昭和 57 年度	39	2.60	24		0.78	
	桜橋ポンプ場(旧館)	昭和 46 年度	50	3.33	35	優先度①	1.00	
	白塚新町ポンプ場	昭和 61 年度	35	2.33	20		0.70	
	新町西ポンプ場	平成 10 年度	23	1.53	8		0.46	
	新町ポンプ場	昭和 45 年度	51	3.40	36	優先度②	1.02	1
	船頭ポンプ場	平成 11 年度	22	1.47	7		0.44	
	長浜ポンプ場	昭和 61 年度	35	2.33	20		0.70	
	藤方西ポンプ場	平成 6 年度	27	1.80	12		0.54	
	西丸之内ポンプ場	平成 22 年度	11	0.73			0.22	
	町屋ポンプ(新館)	平成 16 年度	17	1.13	2		0.34	
	町屋ポンプ(旧館)	昭和 48 年度	48	3.20	33		0.96	
	豊津川ポンプ場	昭和 63 年度	33	2.20	18		0.66	
	影重ポンプ場	平成 16 年度	17	1.13	2		0.34	
	稲葉ポンプ場	昭和 56 年度	40	2.67	25		0.80	
	堀割ポンプ場	平成 17 年度	16	1.07	1		0.32	
	川口ポンプ場	平成 11 年度	22	1.47	7		0.44	

< 管路の更新 >

● 腐食箇所の点検

管路施設については、劣化の大きな要因となる腐食箇所について重点的に点検を行います。平成28年度より点検を開始していますが、今のところ不具合は発見されておりません。今後においても継続的に点検を実施し、不具合が発見された場合は、詳細調査や修繕など必要な措置を実施します。

● スtockマネジメント計画による更新事業

経年劣化状況や上部の道路利用状況から重要度が高い管路については管内部のTVカメラ調査を行っています。診断の結果、緊急性が高い管渠については、ストックマネジメント計画に基づき、処理場やポンプ場と併せて更新事業を実施します。

b 農業集落排水事業

令和元年度から令和2年度にかけて老朽化施設に対する機能診断を実施し、令和2年度に最適整備構想を策定しました。今後は、以下に示す改築更新事業スケジュールに基づき、改築更新事業を進めます。

表 4.3 改築更新事業スケジュール

年 度	内 容
令和元年度～2年度	機能診断調査
令和2年度	最適整備構想策定
令和6年度	維持管理適正化計画策定
令和8年度～	機能強化対策事業計画策定

c 共同汚水処理施設事業

令和6年度以降に老朽化施設の改築更新を実施します。維持管理・改築更新の最適化を図り、効率的に事業を進めます。

③ 施設統廃合とダウンサイジングの検討

建設事業の推進や施設の老朽化等により、維持管理に要する経費は今後増加していくことが予想されるため、老朽化施設の統廃合やダウンサイジングを検討し、維持管理費の抑制に努めます。

当面は、供用開始が遅れた志登茂川処理区を中心に整備を進めますが、中長期的な施策としては、農業集落排水処理施設の老朽化及び公共下水道の整備区域の拡大を考慮し、公共下水道区域付近の農業集落排水処理施設については公共下水道への統合を検討します。

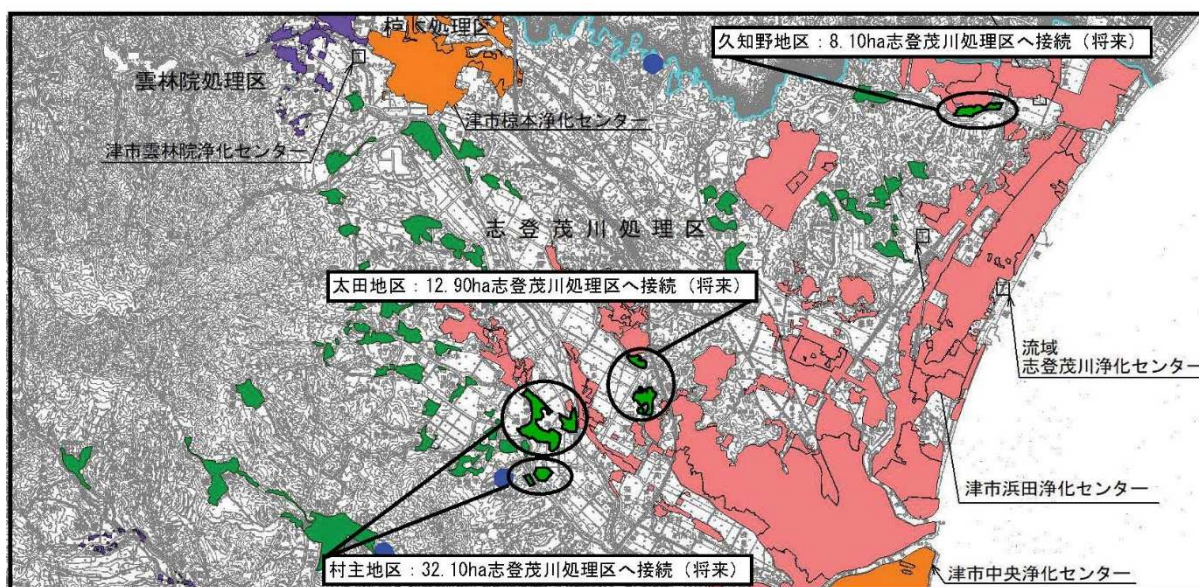


図 4.6 農業集落排水処理施設の統合対象区域

④ 地域脱炭素推進事業の取組

公共下水道等の施設においては、表4.4のとおり省電力設備の導入や空調設備の間欠運転など省エネルギー対策を実施していますが、今後も機器の更新時に合わせ、更なる動力エネルギーの消費を抑制できる機器を導入します。

表4.4 処理場における省エネルギー対策の実施状況

設 備	省エネ対策	実施状況
初沈、終沈設備	初沈の池数の制御	実施済み
	返送汚泥率の設定の最適化	実施済み
反応タンク	非接触型ブロワーの導入	改築更新時に導入予定
	メムブレ散気装置の導入	
	インバーター制御の導入	
汚泥供給ポンプ	無注水型の導入	実施済み (改築更新時)
電気設備	進相コンデンサの導入による力率改善	実施済み
空調設備	給排気ファンの間欠運転	実施済み
	冷暖房温度の設定変更	実施済み
照明設備	消灯の励行、常夜灯の削減	実施済み
	L E D の導入	実施済み

経営理念 2 災害に強い下水道

1) 背景

- ① 内水氾濫による浸水被害の低減
 - a 近年、雨水排除能力を大きく上回る集中豪雨が発生しています。
 - b 都市化に伴う雨水流出形態の変化により内水氾濫による浸水被害が発生する可能性があります。
- ② 地震対策事業の推進
 - a 旧耐震基準により建設された処理場・ポンプ場の耐震化事業への対応が必要となっています。
 - b 施設整備などのハード対策にソフト対策を含めて地震対策を行う必要があります。

2) 目標

- ① 内水氾濫による浸水被害の低減
 - a 浸水常襲地区の解消を図るため、河川事業との連携及び効率的な役割分担により経済的かつ迅速に浸水被害を最小化する雨水整備を推進します。
 - b 雨水管理総合計画により効率的に事業を推進します。
 - ・ 雨水対策の整備率

21%（平成 29 年度）
22%（令和 3 年度）



26%（令和 9 年度）

- ② 地震対策事業の推進
 - a 津市下水道総合地震対策計画に基づく下水道管路の耐震化工事を行います。
 - b 津市下水道総合地震対策計画に基づく処理場・ポンプ場の耐震化工事を行います。

3) 施策

- ① 内水氾濫による浸水被害の低減
 - a 浸水常襲地区においてポンプ場、雨水調整池など主要な対策施設を建設します。

● 重点対策地区（排水区）

- (1) 上浜排水区
- (2) 栗真町屋排水区
- (3) 橋内東部第二排水区
- (4) 半田川田排水区
- (5) 阿漕排水区
- (6) 天神排水区
- (7) 北部第一排水区
- (8) 野村第二排水区
- (9) 藤方第二排水区
- (10) 相川上流排水区
- (11) 長浜・伊倉津排水区
- (12) 野村第一・高茶屋第一・井戸山排水区
- (13) 中の川左岸第一・志登茂川上流第二・志登茂川右岸第二排水区
- (14) 安濃川上流左岸第二排水区
- (15) 波瀬川第一・波瀬川第二・波瀬川第三・波瀬川第四・波瀬川
第五・波瀬川第六・波瀬川第七排水区 （追加）

- b 既存排水機場を下水道施設として活用可能であるか検討します。

＜検討内容＞

- 下水道排水区域内の既存排水機場の位置関係の整理
- 既存の排水機場と下水道計画施設との能力比較

＜検討（分類）結果＞

- 必要な能力を満たしており、下水道施設としての位置付けのみが可能なもの
- 活用可能であるが、能力や台数が不足するもの
- 廃止予定のもの

- c 平成29年度には下水道法や水防法に新たに位置付けられた雨水管理総合計画を策定しました。本計画に基づき、浸水被害を最小化する取組を進めます。

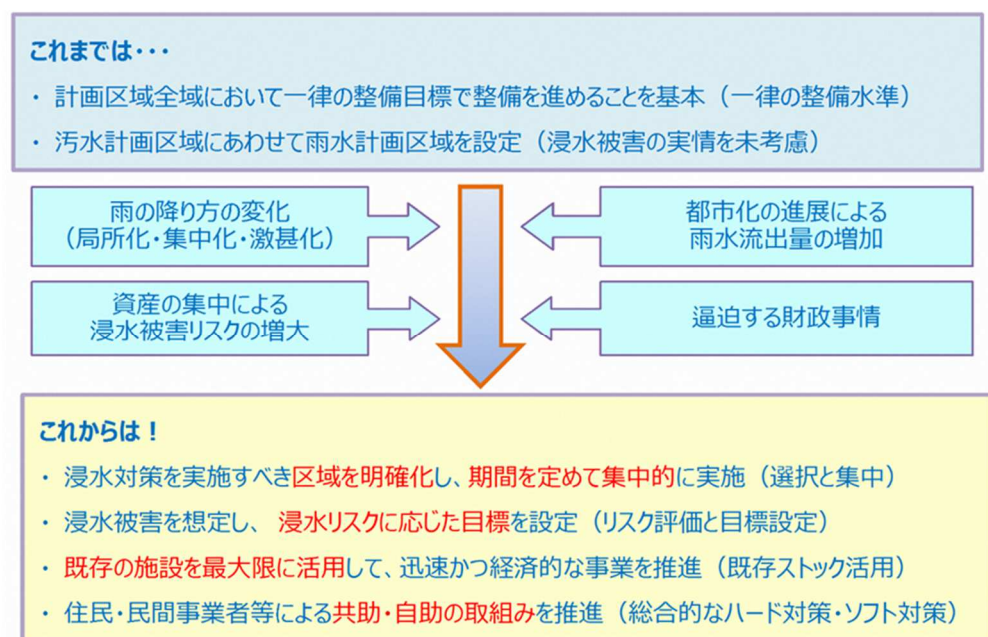


図4.8 災害対策に対する考え方

- d 公共下水道（雨水）情報をデジタル化し、既存の津市建設統合型 GIS システムを拡張します。雨水の管網データをデジタル台帳化することにより、内水ハザードマップでの浸水状況のシミュレーションを短期かつ安価で行えることが期待できます。
- e 対策施設の建設などのハード対策は、実施に長期間を要するため、ハード対策を補完するソフト対策を充実させます。浸水の重点対策地区では「内水ハザードマップ」を作成し、浸水被害区域や豪雨時の対応方法を周知することで浸水被害の軽減を図ります。

< ソフト対策の充実 >

- 内水による浸水情報と避難方法等に係る情報を、市民のみなさんへ事前にわかりやすく提供します。
- 市民のみなさんと行政の間で浸水に関する情報を共有します。



図 4.9 ハザードマップ作成イメージ

② 地震対策事業の推進

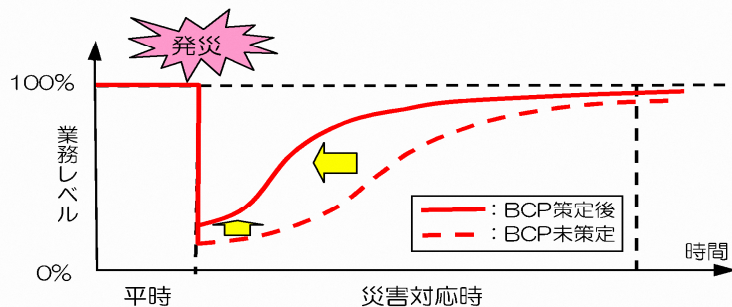
- a 津市下水道総合地震対策計画と整合を図った耐震化対象施設を設定し、地震対策事業を推進します。
- b 業務継続計画（BCP）を基に上下水道部局が一体となって対策部隊を立ち上げます。

業務継続計画（BCP）とは

●業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは

業務継続計画とは、災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務遂行を行うことを目的とした計画である。計画策定では、業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、より高いレベルで業務を継続する状況を整えるために、優先実施業務を特定し、この業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を検討する。

参照：「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」（内閣府、平成19年6月、6ページ）



出典：下水道BCP策定マニュアル第2版（地震津波編）

平成24年3月 国土交通省 水管理国土保全局下水道部

本市における業務継続計画（BCP）策定のポイント

【水道部局・下水道部局一体での対策部隊の立ち上げ】

上下水道部局として対策部隊を立ち上げ、「職員の安否確認」、「関連部局や民間との連絡調整・支援要請」、「被害状況の情報収集と情報発信」などの“初動を一体的”に行います。

【住民への広報や受援体制の整備などの事前対策の充実】

災害発生時は、職員自らも被災者となるなど、ヒト、モノなどに制約が発生します。そのため、事前にできる対策を充実し、発生時の負担を軽減することが重要です。

そのため、「広報と住民対応の手段の整理（災害発生前の留意事項、発生後の断水及び下水道使用停止のお知らせなど）」、「必要資機材の確保」、「受援体制の整備（必要物資、活動拠点）」などの充実を図ります。

【被害想定や重要度に応じた災害発生時の優先実施業務の選定】

膨大な資産を抱える上下水道事業では、災害発生後、全施設の即時復旧を目標とすることは現実的ではありません。そのため、被害想定を行った後に、“上下水道機能の停止によって社会的影響度が大きいと予想される業務を優先実施業務として選定”し、それらに対して早急な対応を図ることを目標とします。

【具体的かつ時系列を考慮した災害発生時の業務スケジュール策定（上下水道）】

過半の市民が我慢できるであろう“許容中断時間”、“現組織の対応力”、“上水道と下水道の相互支援”、“外部からの協力や支援”を考慮した業務完了時間を勘案して災害発生時の業務スケジュールを設定します。

経営理念 3 経営基盤の強化

1) 背 景

- a 建設事業の推進や施設の老朽化等により、維持管理に要する経費は今後増加していくことが予想されます。
- b 公共下水道事業における一般会計の負担すべき経費の考え方は、総務省において、「雨水公費・汚水私費」が原則として示されており、汚水処理に係る費用は下水道使用料によって賄うことを基本としています。

しかしながら、本市の公共下水道事業は、使用料収入だけで経営することが困難であり、一般会計からの繰入金で収支を補填しています。

2) 目 標

- a 民間活力等の導入による業務の効率化及び合理化を進めるほか、老朽化施設の統廃合やダウンサイジングを検討し、維持管理費の抑制に努めます。
- b 公営企業の使命である「公共の福祉の増進と経済性の発揮」をさらに進め、可能な限り基準外繰入金に頼らない経営を目指します。適正な使用料の検討や収納率の向上を図ることなどにより、収益の確保に努めます。

3) 施 策

- a 維持管理費の抑制

持続的な事業運営が困難である事業体に対する解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携が推進されており、広域化、事業間連携等のキーワードと関連し、官民連携（P P P / P F I）事業も多様化が進んでいます。

PPP/PFI手法の分類(契約方式の観点から)

主な 業務範囲 形態	施設の維持管理	維持管理＋改築	新設＋維持管理
PPP	○包括的民間委託	○DBO方式(Design-Build-Operate方式)	✓収益施設の併設 ✓施設空間の有効活用等を含む
PFI	OPFI(公共施設等運営権(コンセッション)方式)	OPFI(従来方式)	✓収益施設の併設等を含む
	運営権に基づく運営事業からは、「建設」及び「施設の全面除却を伴う再整備」は除外される。〈「内閣府公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」〉		

国土交通省「PPP/PFI 手法の整理とコンセッション方式の積極的導入のための展開について」より抜粋

下水道施設の9割以上が維持管理等を民間委託している今日では、もはや官民連携事業は下水道事業と切り離して議論することはできなくなっています。

本市でも仕様発注による業務委託や津市中央浄化センター等における維持管理業務の包括的民間委託を行っており、これまでも官民連携事業を推進していますが、今後は以下の点からも更なる官民連携事業導入の可能性について検討していくことが必要です。

①事業費の更なるコスト削減の必要性

厳しい財政事情の中、

- ・下水道処理人口普及率が全国平均を大幅に下回っており、早期普及を進めていく必要がある。
- ・処理場やポンプ場の改築更新を適切な時期に実施する必要がある。

②多種・多様化する業務執行上の観点

- ・未普及地域の整備、浸水対策、改築事業…と多種多様な分野を対象に事業を進めていかなければならず、委託業務の発注・管理等の効率化が必要。
- ・民間同士の連携を強化するなど、業務間連携が必要。

P F I については、資金調達を受注者が担い、発注者は長期契約とサービス対価を払う形式であり、安定した経費回収率が前提となるため、現状、本市での採用は適していない状況となります。

民間活用の先進都市においては、下水道全体計画区域の整備率が高く、施設の運営権を民間事業者に設定していますが、積極的な普及促進が必要な本市においては、その実態に合った運営方法を設定する必要があります。

本市では、津市中央浄化センターが P F I 事業を運営するには規模が小さいことや、供用開始からの経過年数による老朽化も進んでいるなどの課題に対応すべく、技術開発や類似規模での導入実績などの情報収集に努めていきます。

津市中央浄化センター等を対象に導入済みの包括的民間委託（施設の維持管理業務）は、トータルコストの縮減を目的に、改築更新工事において、設計や施工管理を包含したものとするなど適用範囲の拡大を含めた検討を行い、更なる業務の効率化を進めていきます。

施設の更新時に人口減少などによる処理量の減少が見込まれる場合は、ダウンサイジングによる更新コストの縮減や今後の維持管理費を抑制します。

表 4.5 包括的業務委託契約締結状況

契約期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	H22～H24年度	H24～H27年度	H27～H30年度	H30～R3年度	R3～R6年度	R6～R9年度
契約年数	2年	3年	3年	3年	3年	3年
終末処理場	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
合流ポンプ場	-	-	1か所	1か所	1か所	1か所
汚水中継ポンプ場	-	-	-	2か所	2か所	2か所
雨水ポンプ場	-	-	17か所	19か所	19か所	19か所
その他の施設 (排水機場)	-	-	30か所	30か所	30か所	30か所

計画期間

b 使用料の適正化

使用料は市民生活に大きく関わるため、経営状況や他都市の状況について今後もより一層の情報提供に努めます。

平成28年度末の汚水処理原価173.1円／ m^3 （令和3年度末は161.7円／ m^3 ）に対して、平成28年度末の使用料単価は120.9円／ m^3 （令和3年度末は147.5円／ m^3 ）であり、本来は下水道使用料で賄うべき汚水処理原価の回収ができていない状況となっています。今後は汚水処理原価の動向に注視し、段階的に適切な使用料を精査することで健全な経営を目指します。

c 接続率向上への取組

職員による戸別訪問や啓発チラシの発送など、従来の取組に加え新たな取組として、専任の職員を配置するなど組織強化を行い、公共下水道への接続率向上による使用料収入などの増加に努めます。

d 収益化への取組

団地や事業所等への早期整備による収益の確保に努めます。

<団地接続に伴う下水道使用料増収の見通し>

団地の公共下水道への接続は各戸整備済みのため、通常の面整備より効率的となり、接続と同時にまとまった使用料収入が見込まれます。団地接続の効果により、10年間の累計で約23億3千万円程度の増収を見込んでいます。

表4.6 団地接続による効果

項目		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
水洗化人口※ (人)	単年度	6,145	0	1,085	3,169	2,532	3,308	203	1,842	5,246	203
	年度末	6,145	6,104	7,088	10,189	12,669	15,907	16,014	17,755	22,881	22,927
年間有収水量(千 m^3)		707.9	704.4	826.5	1,181.9	1,469.6	1,845.2	1,857.6	2,059.6	2,654.2	2,659.5
使用料単価(円/ m^3)		118.9	133.3	149.7	147.5	147.5	147.5	147.5	147.5	147.5	147.5
使用料収入 (千円)	単年度	84,169	93,897	123,727	174,330	216,766	272,167	273,996	303,791	391,495	392,276
	累計	84,169	178,066	301,793	476,123	692,889	965,056	1,239,052	1,542,843	1,934,338	2,326,614

※水洗化人口（公共下水道へ接続している人口をいいます。）は人口減少を加味しているため、累計値が減少する年度があります。

経営理念 4 お客様サービスの向上

1) 背 景

- a 下水道事業はこれまで行政が主体となって事業を進めてきましたが、市民生活に関わる重要な社会基盤施設であり、また、行政の施策だけでなく市民の協力が不可欠な事業であるため、事業の必要性や効果について市民の理解・協力を得る必要があります。

2) 目 標

- a 市民の利便性の向上を目指します。
- b 分かりやすい情報の発信を目指します。

3) 施 策

- a 利便性向上のための検討

下水道使用料等の納付方法について、ネットバンキング利用者の増加や電子決済の幅広い普及に対応するため、バーコード決済の導入による利便性の向上を検討します。

- b D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進

下水道事業の役割や使用料の使い道の説明、市民のニーズを的確に捉えた広報紙の発行のほか、上下水道事業独自のホームページを作成し、わかりやすい情報の発信に努めます。

ホームページでは、市民からの問い合わせに対し人工知能（A I）を搭載したチャット機能による応対について検討します。

また、市営浄化槽事業においては、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換などに対する、各種助成制度について情報を発信します。

○主な施策に係る数値目標一覧（経営理念1～3）

業務指標	指標の持つ意味 (算出式)	現状		目標 (令和9年度)	目標 (将来)
経営理念1 汚水処理人口普及率	汚水処理人口の普及割合 (算出式) 汚水処理人口 /行政区域内人口	83.5%(H28) 92.6%(R3)	⇒	86.5% (当初) 95.5% (中間見直し)	100.0%
経営理念1 下水道処理人口普及率	下水道処理人口の普及割合 (算出式) 下水道処理人口 /行政区域内人口	46.3%(H28) 53.1%(R3)	⇒	59.1%	68.0%※
経営理念1 下水道施設の長寿命化	改築更新が実施された下水施設の割合 (算出式) 改築更新済み施設数 /長寿命化対象施設数	4.8%(H28) 9.5%(R3)	⇒	17.9%	100.0%
経営理念1 施設の老朽化の改築更新 (共同汚水処理施設事業)	改築更新実施割合 (算出式) 改築更新済み施設 /全処理施設数		⇒	44.4%	100.0%
経営理念1 施設の機能強化 (農業集落排水事業)	施設機能強化実施割合 (算出式) 機能強化済み施設 /全処理施設数		⇒	100.0%	100.0%
経営理念1 施設の統廃合 (農業集落排水事業)	施設機能強化実施割合 (算出式) 統廃合実施処理施設数 /統合予定処理施設数				100.0%
経営理念2 浸水対策の推進	雨水整備割合 (算出式) 浸水対策済み面積 /浸水対策予定面積	21% (H29) 22% (R3)	⇒	24% (当初) 26% (中間見直し)	100.0%
経営理念3 使用料の適正化 (公共下水道事業)	経費回収率 (算出式) 使用料収入 /汚水処理費	69.8%(H28) 91.2%(R3)	⇒	98.5% (150円/㎡)	113.5% (173円/㎡)

※ 公共下水道整備完了時の下水道処理人口普及率の目標値（当初見込み）

5 将来の事業環境

(1) 計画処理人口等の見通し

ア 計画処理人口の見通し

本市の公共下水道事業は平成29年度以降、生活排水処理アクションプログラムにて設定した下水道整備推進重点化事業区域を中心に整備を行っています。

計画期間の後期である令和5年度から令和9年度の5年間ににおいて、流域関連公共下水道事業の処理区域内人口は約15,000人の増加を見込んでおり、水洗化人口（公共下水道へ接続している人口を言います。）は、志登茂川処理区において団地等の早期供用開始が見込まれる区域を優先的に整備していくため、約10,000人の増加を見込んでいます。

一方で、単独公共下水道の処理区域内人口は、新規整備による人口増加よりも人口減少の割合が高く、やや減少する見込みです。

農業集落排水事業等は、人口減少により処理区域内人口が緩やかに減少する見込みです。

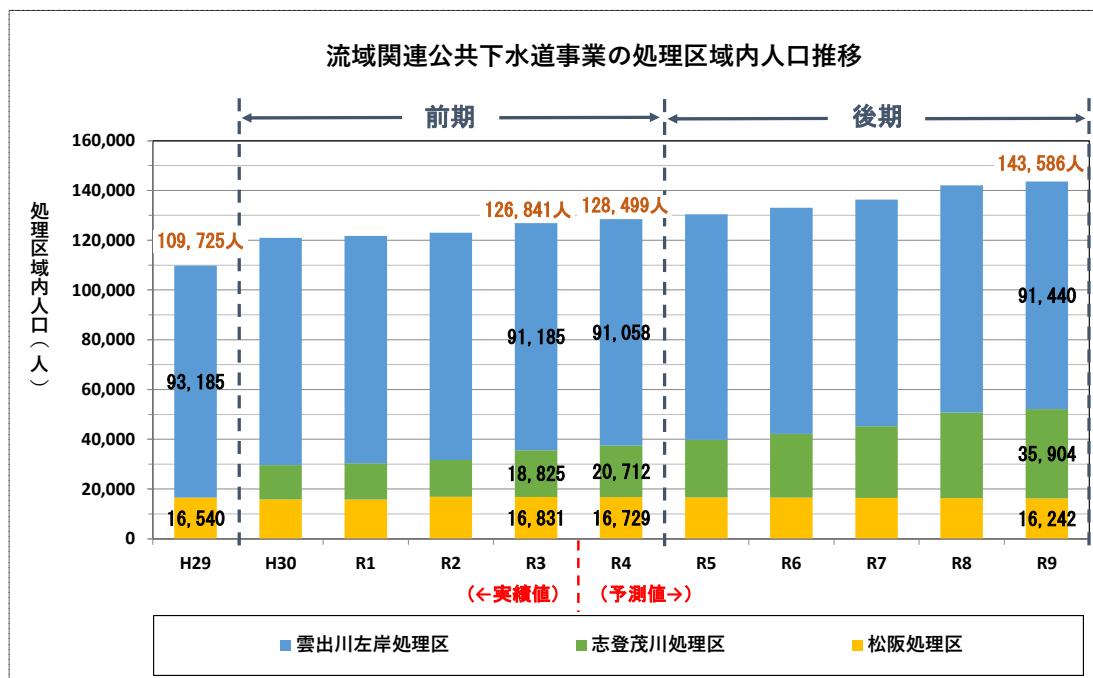


図 5.1 流域関連公共下水道事業処理区域内人口の見通し

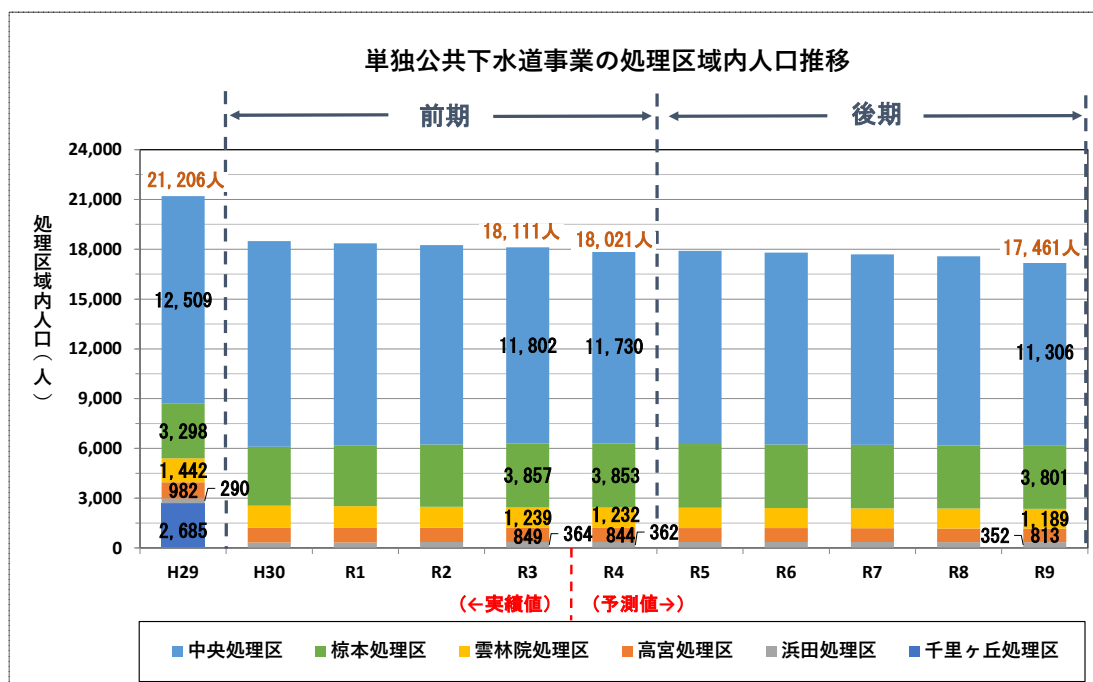


図 5.2 単独公共下水道事業処理区域内人口見通し

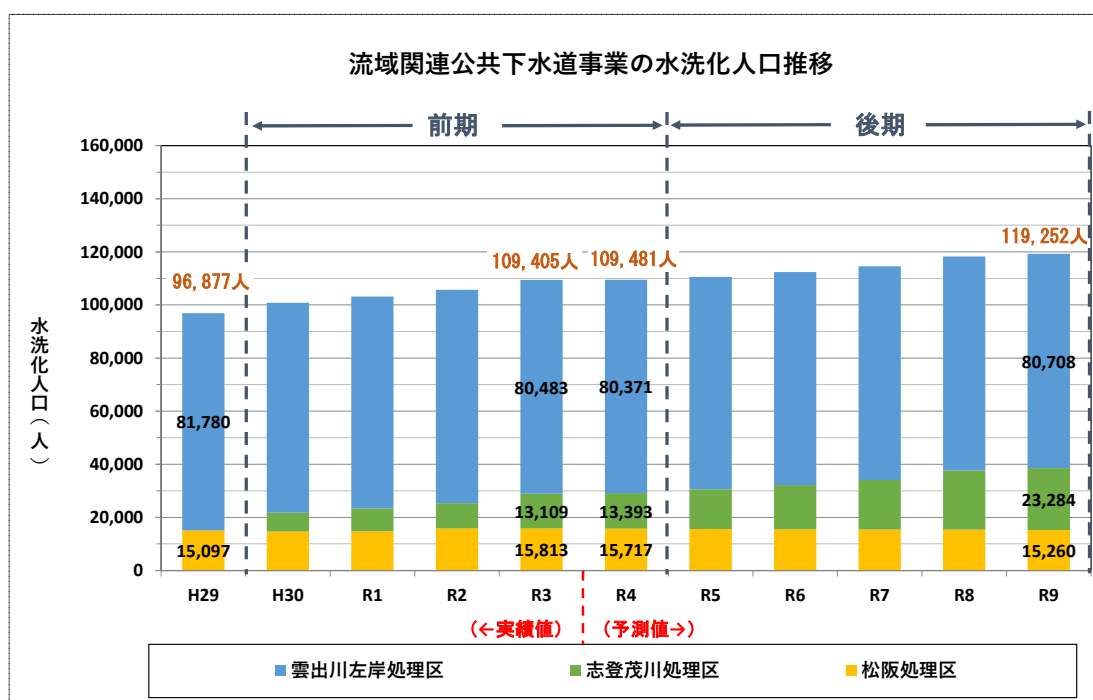


図 5.3 流域関連公共下水道事業の水洗化人口見通し

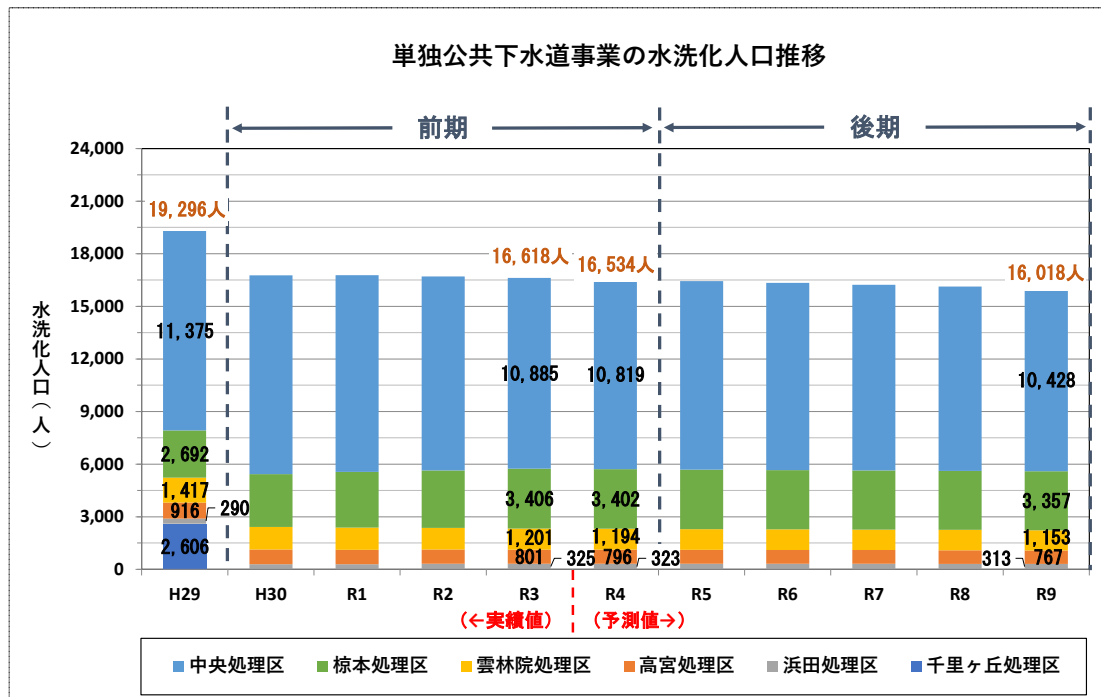


図 5.4 単独公共下水道事業の水洗化人口見通し

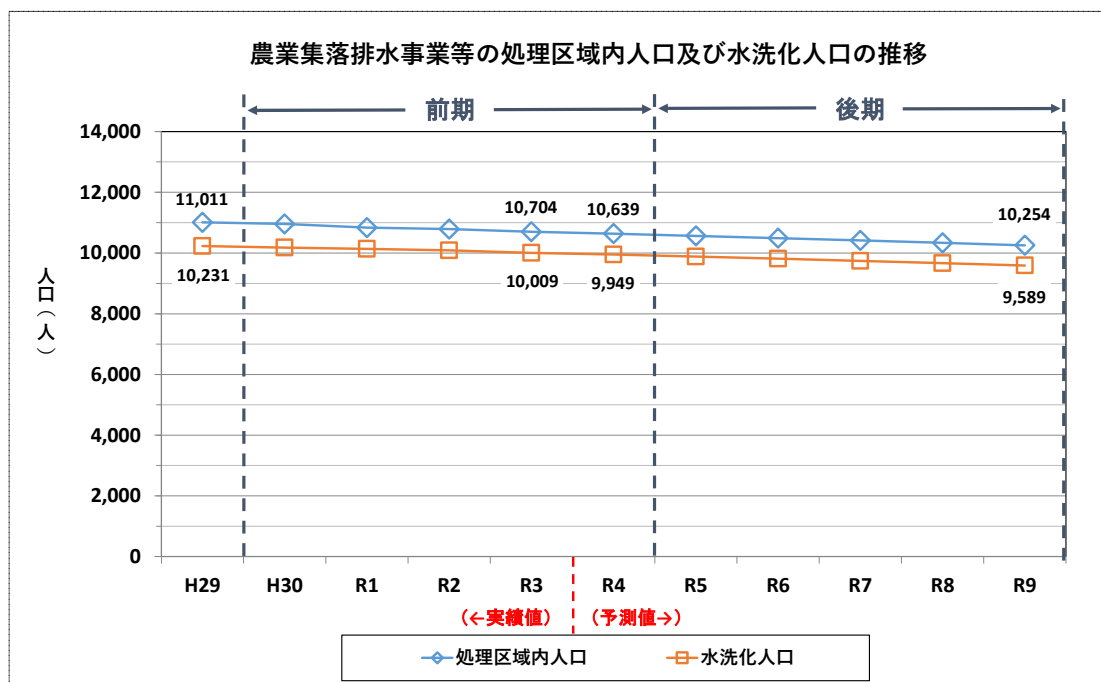


図 5.5 農業集落排水事業等の人口見通し

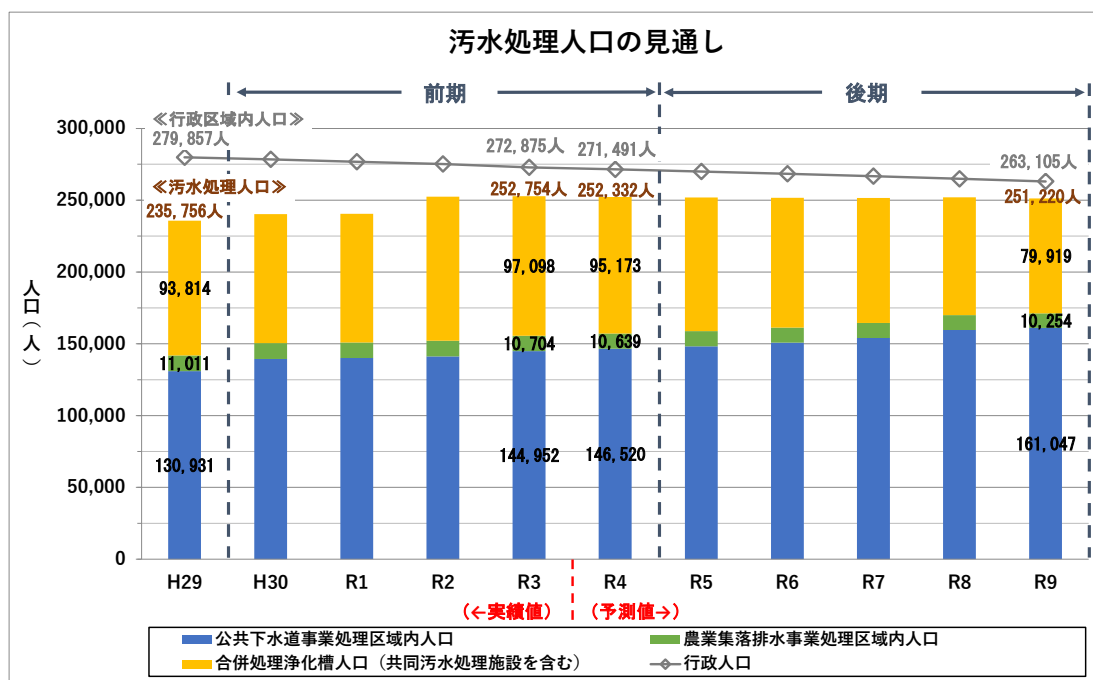


図5.6 汚水処理人口の見通し

イ 有収水量の見通し

公共下水道事業の有収水量は、下水道整備推進重点化事業区域の整備に伴って、増加傾向となる見込みです。

一方で、農業集落排水事業等の有収水量は人口減少に伴って、減少傾向となる見込みです。

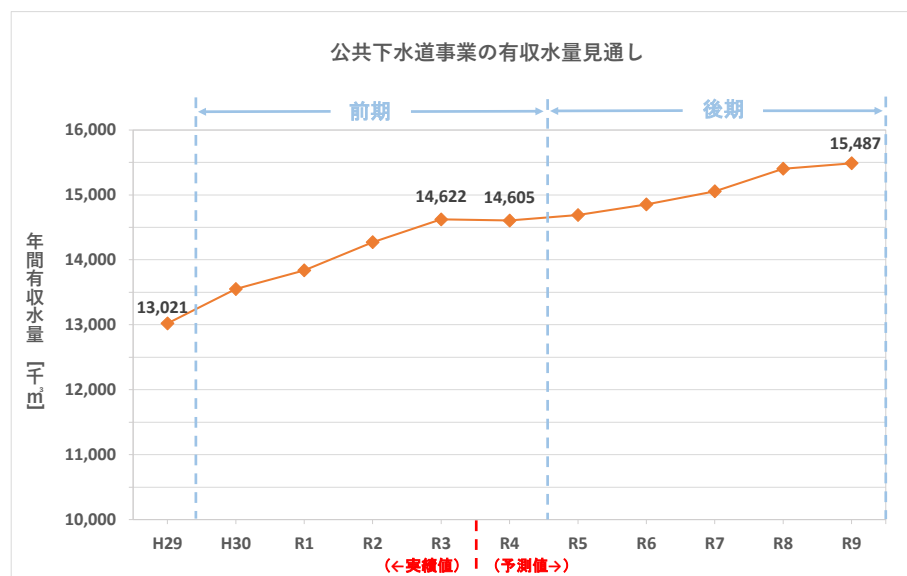


図5.7 公共下水道事業の有収水量見通し

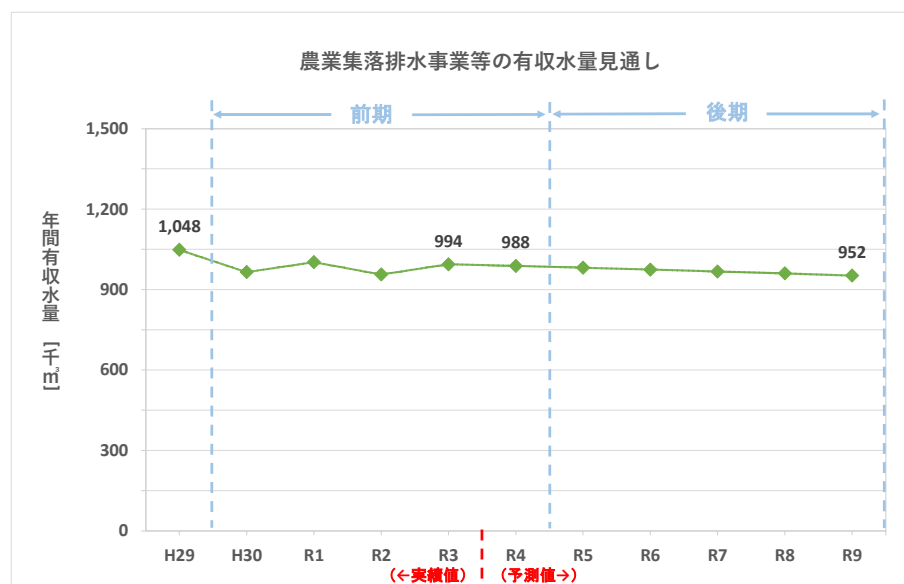


図5.8 農業集落排水事業等の有収水量見通し

(2) 改築更新需要等を考慮した年度別事業費の見通し

各事業における改築更新需要等を考慮した事業費は、表5.1のとおり設定します。

表5.1 各事業に関する改築更新事業費等の設定手法

項目	設定方法
1 公共下水道事業	・汚水面整備単価は、近年の実績により45,000千円/ha（補償費約11,430千円/ha含む）とする。 ・処理場・ポンプ場の機能強化の建設費は、ストックマネジメント基本計画（ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画）に準拠する。 ・ポンプ場等の機能強化時期及び建設費等は、市計画値に準拠する。
2 農業集落排水事業等	・機械電気設備の改築更新は、維持管理適正化計画策定（R6）、事業計画策定（R8～）を行うものとする。 ・生活アクションプランにおいて将来公共下水道へ接続する農業集落排水処理施設については、機能強化を行わないものとする。
3 市営浄化槽事業	・令和5年度以降の設置工事費は、令和3年度までの実績を基に設定する。 (545基350百万円)
4 共同汚水処理施設事業	・改築更新費用は、建設実績を基に設定する。 (5団地220百万円) ・機械電気の改築更新時期は、健全度を基準に設定し、健全度2以下のものを改築更新の対象とする。 ・帰属前に機械電気設備の改築更新を行うため、以後5年間の改築更新費は発生しないものとする。 ・帰属予定は、長谷山ハイツ（R7）、片田団地（R8）、泉ヶ丘団地（R9）を設定する。

(3) 財政収支の見通し

ア 公共下水道事業

公共下水道事業における改築更新の見通しを基に算定を行った年度別事業費による財政収支を見ると、収益的収支において、有収水量の増加に伴って、収入が増加傾向を示し、維持管理費、修繕費及び減価償却等の増加に伴って、支出についても増加傾向を示しています。資本的収支において、支出は令和5年度以降も100億円を超える見込みです。

他会計繰入金については、各年度で60億円を下回る見込みです。また、基準外繰入金についても各年度で9億円を下回る見込みです。

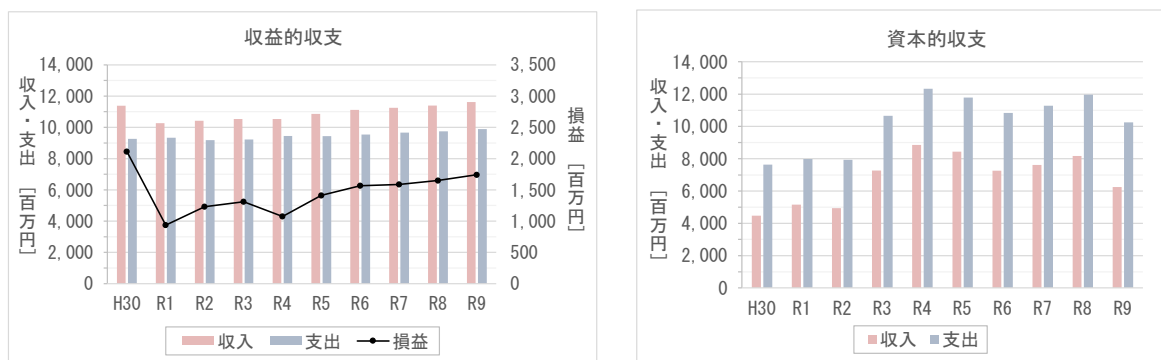


図5.9 公共下水道事業における収益的収支及び資本的収支

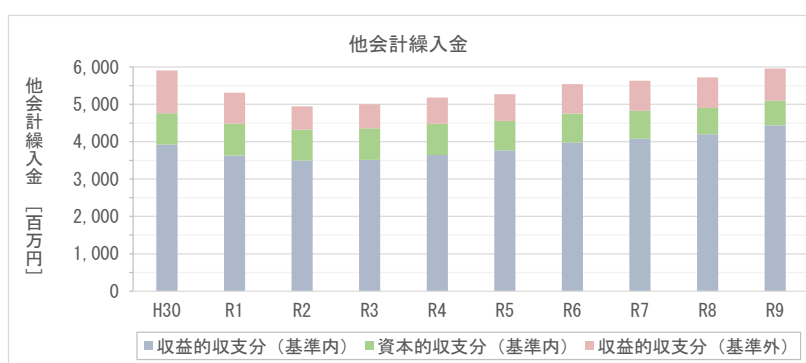


図5.10 公共下水道事業における他会計繰入金の見通し内訳

イ 農業集落排水事業等

収益的収支において、人口減少や他会計繰入金の減少に伴って、収入が減少傾向を示し、支払利息の減少に伴って、支出についても減少傾向を示しています。

資本的収支において、地方債償還金の減少により、支出は減少傾向を示していますが、令和6年度においては維持管理適正化計画の策定を予定しているため、増加を示しています。

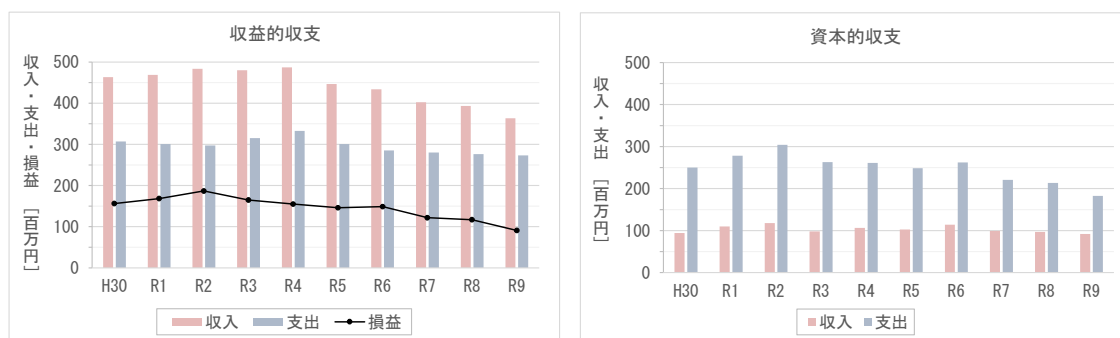


図 5.11 農業集落排水事業等における収支

ウ 市営浄化槽事業

収益的収支において、合併処理浄化槽の処理人口の増加に伴って、収入は増加傾向を示しています。

資本的収支において、支出は普及促進のための計画的な整備を見込んでいます。

収支の不足は、一般会計からの繰入金で賄う試算をしています。

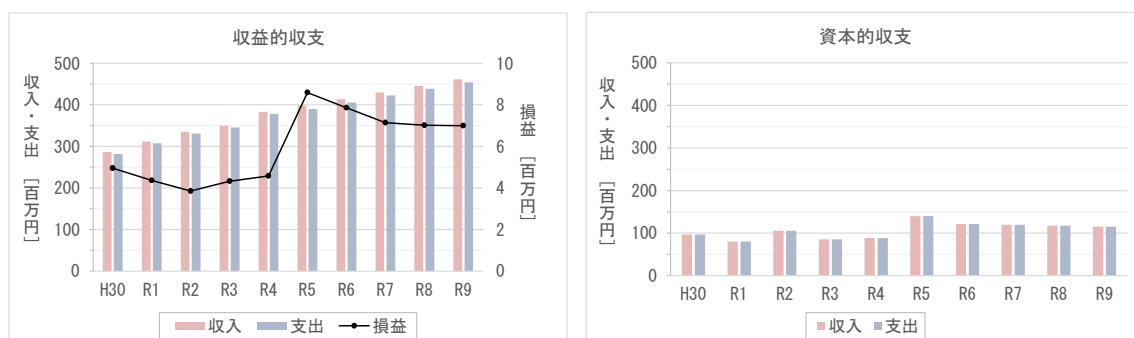


図5.12 市営浄化槽事業における収益的収支及び資本的収支

エ 共同汚水処理施設事業

共同汚水処理施設事業は、収入の不足分を一般会計からの繰入金により賄っているため、基本的に損益は発生しませんが、令和4年度および令和5年度において損益が赤字を示しています。これは地方公営企業法適用移行業務において、資本的収入に地方債借入金を計上し、収益的支出に当該業務に係る経費を計上しているためです。

資本的収支において、令和9年度の支出は機能診断結果に基づく改築更新費用を見込んでいます。

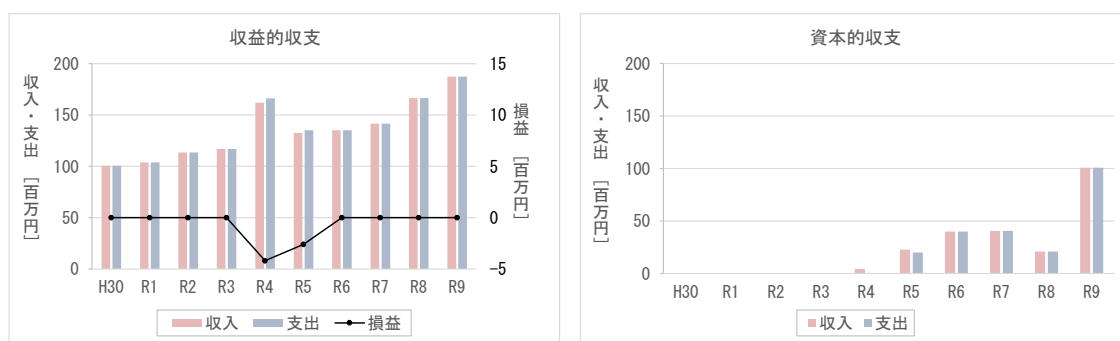


図5.13 共同汚水処理施設事業における収益的収支及び資本的収支

6 今後の事業計画

(1) 主要な事業

ア 整備計画

(ア) 公共下水道事業

① 汚水

下水道整備推進重点化事業の推進と末端管渠整備済区域の早期接続を合理的かつ効率的に実施します。

● 計画期間内における整備面積：703.6ha

(うち、下水道整備推進重点化事業区域面積：247.1ha

末端管渠整備済区域の接続面積：417.5ha 計：664.6ha)

処理場、ポンプ場については、重要度、老朽度による評価に基づいて、津市中央浄化センター及び極楽橋ポンプ場などの耐震化・長寿命化を実施します。

長寿命化対策として、各設備の健全度については耐用年数を基準として、健全度が一定以下の設備について改築更新を実施します。

表6.1 公共下水道事業（汚水）年度別整備面積

		(←前期) (後期→)										(単位:ha)
項	目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	H30-R9累計
流域関連公共	雲出川左岸	7.9	8.5	15.5	17.1	9.4	0.7	3.9	5.2	3.4	2.7	74.2
流域関連公共	志登茂川 計	1.8	11.8	27.3	117.1	42.3	102.8	75.3	55.8	93.1	43.1	570.4
	重点化区域 ※	1.0	1.7	3.4	46.4	34.1	23.1	36.8	38.1	39.5	23.0	247.1
	重点化区域以外	0.8	10.1	23.9	70.7	8.2	79.7	38.5	17.7	53.6	20.1	323.3
流域関連公共	松 阪	2.6	4.2	31.3	0.1	0.1	0.0	0.8	1.9	1.7	1.5	44.2
単 独 公 共	中 央	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
単 独 公 共	棕 本	3.3	1.5	4.6	0.0	1.0	0.2	0.9	0.0	2.2	1.1	14.8
単 独 特 環 公 共	雲 林 院	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
単 独 特 環 公 共	高 宮	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
フ レ ッ ク ス	千 里 ケ 丘	H 30 より 流 域 関 連 公 共 志 登 茂 川 処 理 区 に 編 入										
フ レ ッ ク ス	浜 田	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計		15.6	26.0	78.7	134.3	52.8	103.7	80.9	62.9	100.4	48.4	703.6
H30～R4の計						307.3	396.3	R5～R9の計				

※下水道整備推進重点化事業区：志登茂川処理区内で、人口が集中している津駅周辺の中心市街地から津市西部に位置する大型団地を含む、経済性・効率性を考慮した整備を行う区域（津北部第13, 14, 15-1, 15-2, 16 17-1, 17-2処理分区）。

② 雨水

雨水管理総合計画において河川事業と連携し、近年の集中豪雨の発生状況や都市化に伴う雨水流出形態の変化に対応する浸水対策として、雨水管渠の整備、半田川田ポンプ場、天神ポンプ場を含む雨水ポンプ場並びに調整池等の整備を実施するとともに、改築事業、下水道総合地震対策計画による地震対策として、下水道施設の耐震化も実施します。

- 計画期間内における整備面積：427.7ha

表6.2 浸水対策事業整備スケジュール

区 分		雨水									
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
排水区	上浜排水区	雨水管渠建設	■■■■					————→			
	栗真町屋排水区	雨水管渠建設	————→	■■■■	————→	————→	————→				
	橋内東部第二排水区	雨水管渠建設			■■■■	————→					
	半田川田排水区	雨水管渠・ポンプ場整備	————→	————→	————→	————→	————→	————→	————→	————→	
	阿漕排水区	雨水管渠建設								■■■■	————→
	天神排水区	雨水管渠・ポンプ場整備	————→	————→	————→	————→	————→	————→	————→	————→	————→
	北部第一排水区	雨水管渠・調整池建設	————→								
	野村第二排水区	雨水管渠建設	————→								
	藤方第二排水区	雨水管渠・ポンプ場建設	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	————→	————→	————→	————→	
	相川上流排水区	雨水調整池建設								■■■■	————→
	長浜・伊倉津排水区	雨水管渠・ポンプ場建設	■■■■	————→							
	野村第一排水区ほか	雨水管渠・調整池建設	■■■■	■■■■	————→	————→	————→				
	中の川左岸第一排水区ほか	雨水管渠建設	■■■■	■■■■	■■■■			————→			
	安濃川上流左岸第二排水区	雨水管渠建設	■■■■	————→	————→						
	波瀬川第一排水区ほか	ポンプ場等建設						■■■■		————→	————→

※破線部分は設計等の期間を示し、実線部分は工事期間を示す。

(イ) 農業集落排水事業等

将来的に公共下水道への統合が予定されている農業集落排水施設（3施設）、簡易排水処理施設（1施設）及び最適整備構想策定済みの施設（4施設）を除く18施設について、令和元年度より機能診断調査を実施し、令和2年度に最適整備構想を策定しました。

今後は対象の22施設について、維持管理適正化計画及び機能強化対策事業計画を策定し、老朽化施設の改築・更新を実施します。

- 令和元年度～ 令和2年度
機能診断調査 (18施設)
- 令和2年度
最適整備構想策定 (18施設)
- 令和6年度
維持管理適正化計画策定 (順 次)
- 令和8年度～
機能強化対策事業計画策定 (順 次)

(ウ) 市営浄化槽事業

各個人等からの申請に基づき、合併処理浄化槽の設置工事を実施します。

- 計画期間内における浄化槽設置工事：958基

表6.3 市営浄化槽設置工事基数

	←前期				後期→						
	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	H30-R9 累計
新設	37	40	37	37	38	50	50	48	46	46	429
転換	51	38	45	43	47	75	65	55	55	55	529
合計	88	78	82	80	85	125	115	103	101	101	958
H30～R4の計					413	545	R5～R9の計				

(エ) 共同汚水処理施設事業

帰属後5年を経過した施設の機能診断を行い、機能診断結果に基づいて改築更新を実施します。

- 計画期間内における機能診断：5団地
- 計画期間内における老朽化施設改築更新：1団地（見込み）

イ 投資計画

公共下水道事業は、普及促進を優先しつつ、浸水対策、改築更新、地震対策についても効率的に事業を実施します。令和5年度から令和9年度までの5年間における投資額は、約27,365百万円を見込んでいます。なお、詳細な調査・設計を行うことにより投資額は増減する可能性があるため、PDCAサイクルを通して、随時、内容の精査を図ります。

表6.4 公共下水道事業投資計画

		(←前期) (後期→)										(単位：百万円)		
項 目		H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (予算)	R5	R6	R7	R8	R9	H30-R4 小計	R5-R9 小計	合計
汚	普及促進	1,355	1,759	1,740	2,560	2,131	2,396	3,068	3,068	3,068	3,068	9,545	14,668	24,213
	重点地区													
	重点地区以外													
	ストックマネジメント		23	44	193	23	194	63	63	83	143	283	546	829
	管渠													
水	処理場・ポンプ場													
	地震対策	188	25	130	104	322	126	161	201	161	181	769	830	1,599
	管渠													
	処理場・ポンプ場													
	汚水 小計	1,543	1,807	1,914	2,857	2,476	2,716	3,292	3,332	3,312	3,392	10,597	16,044	26,641
雨	浸水対策	785	858	687	2,426	1,543	2,703	1,578	2,267	2,521	832	6,299	9,901	16,200
	管渠													
	ストックマネジメント		5	184		76	72	83	110	560	584	265	1,409	1,674
	地震対策						11					0	11	11
	雨水 小計	785	863	871	2,426	1,619	2,786	1,661	2,377	3,081	1,416	6,564	11,321	17,885
合 計		2,328	2,670	2,785	5,283	4,095	5,502	4,953	5,709	6,393	4,808	17,161	27,365	44,526

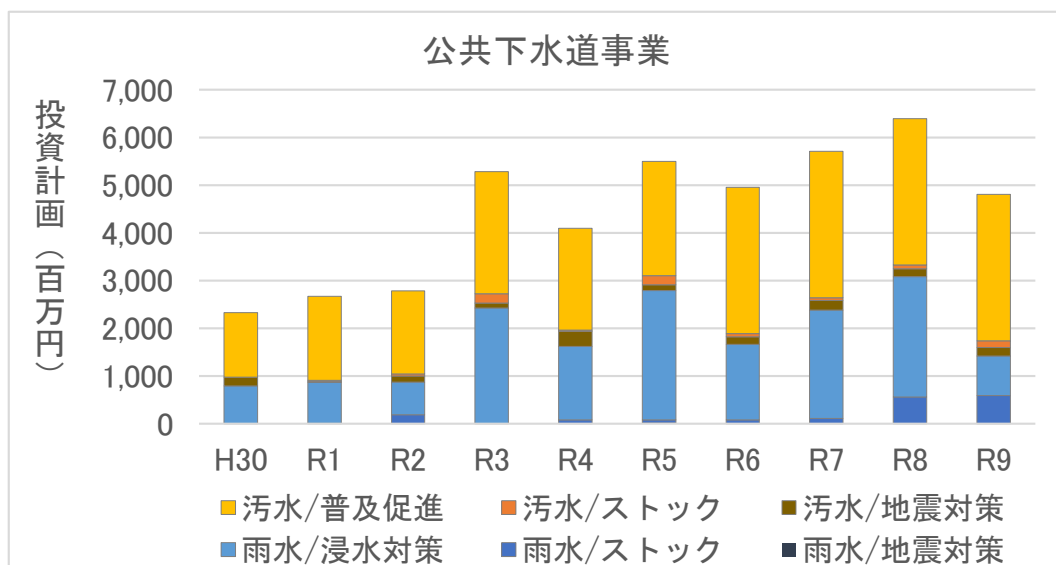


図 6.1 公共下水道事業投資計画の見通し

農業集落排水事業等は、機能強化工事に係る必要な事業費として、令和5年度から令和9年度までの5年間で約26百万円の事業費を見込んでいます。

表6.5 農業集落排水事業等投資計画

項 目	（←前期）					（後期→）					H30-R9 合計
	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (予算)	R5	R6	R7	R8	R9	
機能診断 最適整備構想策定		22.1	42.9								65.0
維持管理適正化計画策定							16.5				16.5
機能強化対策事業計画策定									9.0		9.0
合 計		22.1	42.9				16.5		9.0		90.5
H30～R4の計					65.0	25.5	R5～R9の計				

市営浄化槽事業は、計画期間内における浄化槽設置工事として、令和5年度から令和9年度までの5年間で約452百万円の事業費を見込んでいます。

表6.6 市営浄化槽事業投資計画

項 目	（←前期）					（後期→）					H30-R9 合計
	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (予算)	R5	R6	R7	R8	R9	
建設改良費	89.5	66.2	88.2	63.2	63.7	111.3	90.4	84.2	83.2	83.3	823.2
H30～R4の計					370.8	452.4	R5～R9の計				

共同汚水処理施設事業は、計画期間内における老朽化施設改築更新等に必要な事業費として、令和5年度から令和9年度までの5年間で約220百万円の事業費を見込んでいます。

表6.7 共同汚水処理施設事業投資計画

項 目	（←前期）					（後期→）					H30-R9 合計
	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (予算)	R5	R6	R7	R8	R9	
改築更新						20.0	40.0	40.0	20.0	100.0	220.0

※令和4年度までの改築更新はありません。

(2) 財源構成の検討

市費負担を軽減することを目的として、補助率が高い国の補助メニューである下水道整備推進重点化事業を最大限活用して公共下水道の整備を行います。

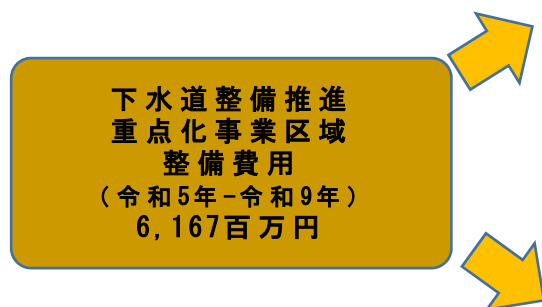
これにより国費が約925百万円増となるため、起債額を約432百万円及び市費を約493百万円軽減することが可能となります。

【通常事業（管渠）の財源構成】

項目		割合
事業費内訳	補助	38%
	単独	62%
財源内訳	国費	18%
	起債	64%
	市費	18%
	計	100%

【重点 AP の想定財源構成】

項目		割合
事業費内訳	補助	68%
	単独	32%
財源内訳	国費	33%
	起債	57%
	市費	10%
	計	100%



通常の財源構成で事業実施

国費：1,110百万円
起債：3,947百万円
市費：1,110百万円



市費を約493百万円軽減

重点 AP の財源構成で事業実施

国費：2,035百万円 (+925百万円)
起債：3,515百万円 (-432百万円)
市費：617百万円 (-493百万円)

(3) 財政計画

平成28年度決算において、汚水処理原価が173.1円／ m^3 に対し、使用料単価は120.9円／ m^3 となりました。下水道経営の在り方として、汚水処理原価を回収できていない事業にあたっては、まず使用料単価を総務省通知において基準とされる150円／ m^3 とすることが適当とされています。そのため、令和元年10月1日に下水道使用料の改定を行い、令和3年度決算においては、汚水処理原価が161.6円／ m^3 に対し、使用料単価は147.5円／ m^3 となりました。

令和元年度に実施した使用料改定により使用料単価の改善はあったものの、未だ下水道使用料で汚水処理原価の回収ができていない状況が続いています。また、今後は耐用年数を超える施設の改築更新、施設及び管渠等の維持管理費などが必要となることから、現況単価の下水道使用料による収益のみでは経営が一層困難な状況となることが予測されます。

以上のことから、令和元年度に実施した使用料改定の効果検証も踏まえ、財政シミュレーションにより収支見直しを行い、今後も概ね5年を目途に適正な使用料の設定についての定期的な検証・見直しを行います。

財政収支計画設定条件

ア 公共下水道事業

公共下水道事業の財政収支計画における設定条件は、表 6.8 のように設定します。

表 6.8 財政収支計画の主な設定条件（公共下水道）

項目			設定方法
年間有収水量			● 5 (1) イの有収水量の見通しを採用
収益的支出	収入	使用料収入	● 年間有収水量×使用料単価
		他会計負担金	● 雨水処理に係る一般会計負担金を実績より推定
		他会計補助金	● 汚水処理に係る一般会計補助金を実績より推定
		その他補助金	● 国庫補助金及び県補助金を実績より推定
		長期前受金戻入	● 予定額（令和 3 年度までの取得済み分）＋償却計算（令和 4 年度以降の新規発生分）
		営業外収益 その他	● 市営浄化槽事業等委任業務に係る人件費負担金を実績より推定
	支出	職員給与費	● 令和 4 年度予算×賃金上昇率
		経費	● 過年度実績及び将来見込額より設定
		減価償却	● 予定額（令和 3 年度までの取得済み分）＋償却計算（令和 4 年度以降の新規発生分）
		支払利息	● 予定額（令和 3 年度までの取得済み分）＋償還計算（令和 4 年度以降の新規発生分）
資本的支出	収入	企業債	● 6 (1) イ投資計画値より算出
		他会計補助金	● 特別措置分、臨時措置分等の元金償還金相当額
		他会計負担金	● 雨水の臨時財政特例措置の元金償還金相当額
		国（県）補助金	● 6 (1) イ投資計画値より算出
	支出	建設改良費	● 6 (1) イ投資計画値を採用
		企業債償還金	● 予定額（令和 3 年度までの取得済み分）＋償還計算（令和 4 年度以降の新規発生分）

公共下水道事業 収支見込(収益の収支)

(単位:千円、税抜)

年 度		平成30年度 【決算】	令和元年度 【決算】	令和2年度 【決算】	令和3年度 【決算】	令和4年度 【予算】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備 考
区 分	1. 営 業 利 益 (A)	3,168,377	2,968,283	3,397,343	3,479,530	3,350,066	3,494,644	3,495,600	3,558,157	3,682,230	3,777,143	
	(1) 使 用 料 収 入	1,610,858	1,844,240	2,136,902	2,156,208	2,223,065	2,166,814	2,190,685	2,220,399	2,271,804	2,284,392	R3使用料単価(147.5円/㎡)×有収水量
収 益	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
	(3) そ の 他	1,557,519	1,124,043	1,260,441	1,323,322	1,127,001	1,327,830	1,304,915	1,337,758	1,410,426	1,492,751	
	他 会 計 負 担 金	1,554,558	1,122,315	1,258,297	1,321,986	1,124,813	1,326,070	1,303,155	1,335,998	1,408,666	1,490,991	雨水処理に係る一般会計負担金
	そ の 他 営 業 収 入	2,961	1,728	2,144	1,336	2,188	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	
的 収 入	2. 営 業 外 収 益	8,212,536	7,302,750	7,019,936	7,055,068	7,176,701	7,362,885	7,619,495	7,699,032	7,708,798	7,848,519	
	(1) 補 助 金	3,548,828	3,341,870	2,866,078	2,837,219	3,231,009	3,172,472	3,464,827	3,548,816	3,608,821	3,806,691	
	他 会 計 補 助 金	3,509,593	3,338,154	2,863,128	2,834,545	3,227,915	3,151,162	3,462,309	3,546,595	3,606,903	3,805,075	汚水処理に係る一般会計補助金
	そ の 他 補 助 金	39,235	3,716	2,950	2,674	3,094	21,310	2,518	2,221	1,918	1,616	国庫補助金+県補助金
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	3,756,929	3,788,840	3,755,185	3,798,538	3,799,791	3,766,666	3,773,190	3,743,644	3,705,476	3,672,081	
	過 年 度 分	3,756,929	3,788,840	3,755,185	3,798,538	3,799,791	3,723,875	3,680,852	3,620,163	3,545,351	3,471,761	
	R4 以 降 建 設 分						42,791	92,338	123,481	160,125	200,320	
	(3) そ の 他	906,779	172,040	398,673	419,311	145,901	423,747	381,478	406,572	394,501	369,747	市営浄化槽事業等委任業務に係る人件費負担金及びその他雑収益
的 収 入	収 入 計 (C)	11,380,913	10,271,033	10,417,279	10,534,598	10,526,767	10,857,529	11,115,095	11,257,189	11,391,028	11,625,662	
収 益	1. 営 業 費 用	7,898,009	8,067,821	7,992,923	8,015,933	8,371,634	8,332,962	8,503,300	8,618,870	8,716,012	8,887,415	
	(1) 職 員 給 与 費	324,998	354,756	318,842	327,681	344,283	345,661	347,043	348,431	349,825	351,224	
	基 本 給	205,603	222,444	208,299	209,387	220,108	220,989	221,873	222,760	223,651	224,546	
	退 職 給 付 費	43,763	52,565	46,135	53,278	59,626	59,865	60,104	60,344	60,586	60,828	
	そ の 他	75,632	79,747	64,408	65,016	64,549	64,807	65,066	65,327	65,588	65,850	
的 収 入	(2) 経 費	2,011,873	2,131,136	2,108,774	2,104,505	2,406,729	2,297,047	2,372,467	2,450,657	2,503,931	2,597,991	
	動 力 費	154,005	133,129	117,841	123,719	137,959	175,605	176,132	176,660	177,190	177,722	
	汚 水	102,566	95,329	85,627	88,891	97,337	122,342	122,709	123,077	123,447	123,817	
	雨 水	51,439	37,800	32,214	34,828	40,622	53,263	53,423	53,583	53,743	53,905	
	修 繕 費	95,032	94,395	82,686	117,650	114,223	95,893	96,181	96,470	96,759	97,049	
	汚 水	69,623	48,964	59,177	92,350	104,991	65,766	65,964	66,162	66,360	66,559	
	雨 水	25,409	45,431	23,509	25,300	9,232	30,127	30,217	30,308	30,399	30,490	
	材 料 費	2,366	2,408	2,449	2,256	2,445	2,373	2,380	2,387	2,395	2,402	
	そ の 他	1,760,470	1,901,204	1,905,798	1,860,880	2,152,102	2,023,176	2,097,774	2,175,140	2,227,587	2,320,818	
	維 持 管 理 委 託 費	733,214	664,756	686,580	700,209	799,500	689,319	690,435	692,504	694,578	696,658	委託料、光熱水費等
	不 明 水 対 策	54,361	78,477	49,309	77,437	69,006	79,558	79,797	80,036	80,276	80,517	団地分の不明水調査費用
	工 事 委 託 費	78,679	93,938	56,221	38,839	43,991	65,073	65,268	65,464	65,660	65,857	公共ます設置工事
	維 持 管 理 負 担 金	894,216	1,064,033	1,113,688	1,044,395	1,239,605	1,189,226	1,262,274	1,337,136	1,387,073	1,477,786	
	雲 出 川 左 岸	633,808	679,066	697,087	591,925	706,539	653,038	666,325	679,612	692,899	706,186	中勢沿岸流域下水道雲出川処理区経営計画より
	松 阪	151,528	146,475	146,789	147,965	169,823	152,515	162,061	169,912	177,764	185,615	中勢沿岸流域下水道松阪処理区経営計画より
	志 登 茂 川	108,880	238,492	269,812	304,505	363,243	383,673	433,888	487,612	516,410	585,985	中勢沿岸流域下水道志登茂川処理区経営計画より
支 出	(3) 減 価 償 却 費	5,561,138	5,581,929	5,565,307	5,583,747	5,620,622	5,690,254	5,783,790	5,819,782	5,862,256	5,938,200	
	過 年 度 分	5,561,138	5,581,929	5,565,307	5,583,747	5,620,622	5,558,145	5,512,615	5,451,219	5,387,435	5,334,461	
	R4 以 降 建 設 分						132,109	271,175	368,563	474,821	603,739	
	管 渠						128,005	261,588	348,763	449,968	573,625	
	建 設 負 担 金						4,104	9,587	19,800	24,853	30,114	
支 出	2. 営 業 外 費 用	1,370,111	1,266,935	1,193,778	1,209,065	1,080,203	1,111,403	1,044,072	1,051,381	1,025,428	995,750	
	(1) 支 払 利 息	1,161,227	1,075,828	989,202	911,170	846,626	820,035	796,603	774,383	759,560	758,603	
	過 年 度 分	1,161,227	1,075,828	989,202	911,170	846,626	746,133	665,269	591,511	523,514	460,989	
	R4 以 降 建 設 分						68,600	121,818	169,913	220,640	280,673	・元利均等返済、起債次年度償還 ・償還期間、40年(うち据置期間5年)、年金利、1.4% 20年(うち据置期間3年)、年金利、0.9%
	R4 以 降 資 本 費 平 準 化 償 分						4,523	8,021	10,827	12,783	13,955	・元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間、10年(うち据置期間2年)、年金利、0.3%
	R4 以 降 特 別 措 置 分						779	1,495	2,132	2,623	2,986	・元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間、10年(うち据置期間2年)、年金利、0.3%
	(2) そ の 他	208,884	191,107	204,576	297,895	233,577	291,368	247,469	276,998	265,868	237,147	補助交付金及びその他雑支出等
	支 出 計 (D)	9,268,120	9,334,756	9,186,701	9,224,998	9,451,837	9,444,365	9,547,372	9,670,251	9,741,440	9,883,165	
経 常 損 益	(C)-(D) (E)	2,112,793	936,277	1,230,578	1,309,600	1,074,930	1,413,164	1,567,723	1,586,938	1,649,588	1,742,497	

公共下水道事業 収支見込(資本的収支)

(単位:千円、%、税込)

年 度 区 分		平成30年度 【決算】	令和元年度 【決算】	令和2年度 【決算】	令和3年度 【決算】	令和4年度 〔予算〕	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
資本的 収入	1. 企 業 債	2,588,900	3,544,300	3,398,400	4,415,800	5,700,100	5,352,000	4,640,300	4,735,400	5,415,200	3,774,100		
		うち 資 本 費 平 準 化 債	643,000	1,400,000	1,350,000	1,380,000	1,386,000	1,186,800	1,000,000	870,000	740,000	570,000	
		う ち 特 別 措 置 分	315,600	306,400	286,000	269,400	255,500	238,400	220,700	203,400	186,900	172,300	
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	832,402	851,019	827,507	842,614	829,759	793,213	772,910	746,476	707,382	660,125	汚水建設改良費に係る一般会計補助金	
	4. 他 会 計 負 担 金	6,265	321	336	350	366						雨水建設改良費に係る一般会計負担金	
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国（都道府県）補助金	764,625	780,574	878,430	2,107,206	2,203,076	2,195,465	1,753,582	1,989,379	1,871,182	1,680,824		
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他	405,573	150,907	177,482	114,498	122,936	97,665	87,931	153,353	173,102	128,725	受益者負担金及び分担金	
	計 (A)	4,597,765	5,327,121	5,282,155	7,480,468	8,856,237	8,438,343	7,254,723	7,624,608	8,166,866	6,243,774		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	121,600	165,000	339,400	208,000								
	純 計 (A)-(B) (C)	4,476,165	5,162,121	4,942,755	7,272,468	8,856,237	8,438,343	7,254,723	7,624,608	8,166,866	6,243,774		
資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	2,732,551	3,051,549	2,981,791	5,583,946	7,155,503	6,732,015	5,805,821	6,247,288	6,945,015	5,293,766		
		うち 職 員 給 与 費	229,892	221,735	213,466	212,012	210,176	211,017	211,861	212,708	213,559	214,413	
	2. 企 業 債 償 還 金	4,903,741	4,926,257	4,953,875	5,077,730	5,173,150	5,053,615	5,032,597	5,041,011	5,028,431	4,951,080		
		過 年 度 分	4,903,741	4,926,257	4,953,875	5,077,730	5,173,150	5,053,615	5,032,597	4,835,823	4,612,146	4,343,390	
		R4 以 降 建 設 分									32,947	71,765	・元利均等返済、起債次年度償還 ・償還期間、40年（うち据置期間5年）、年金利、1.4% 20年（うち据置期間3年）、年金利、0.9%
		R4 以降資本費平準化債分								173,250	321,600	446,600	・元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間、10年（うち据置期間2年）、年金利、0.3%
	R4 以 降 特 別 措 置 分								31,938	61,738	89,325	・元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間、10年（うち据置期間2年）、年金利、0.3%	
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. そ の 他												
計 (D)	7,636,292	7,977,806	7,935,666	10,661,676	12,328,653	11,785,630	10,838,418	11,288,299	11,973,446	10,244,846			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		3,160,127	2,815,685	2,992,911	3,389,208	3,472,416	3,347,287	3,583,695	3,663,691	3,806,580	4,001,072		

○他会計繰入金

年 度 区 分	2018年度 (平成30年度) 【決算】	2019年度 (平成31年度) 【決算】	2020年度 (令和2年度) 【決算】	2021年度 (令和3年度) 【決算】	2022年度 (令和4年度) 【予算】	2023年度 (令和5年度) 【見込】	2024年度 (令和6年度) 【見込】	2025年度 (令和7年度) 【見込】	2026年度 (令和8年度) 【見込】	2027年度 (令和9年度) 【見込】	備考
収益的 他会計負担金(再掲)	1,554,558	1,122,315	1,258,297	1,321,986	1,124,813	1,326,070	1,303,155	1,335,998	1,408,666	1,490,991	
収益的 他会計補助金(再掲)	3,509,593	3,338,154	2,863,128	2,834,545	3,227,915	3,151,162	3,462,309	3,546,595	3,606,903	3,805,075	
資本的 他会計負担金(再掲)	6,265	321	336	350	366						
資本的 他会計補助金(再掲)	832,402	851,019	827,507	842,614	829,759	793,213	772,910	746,476	707,382	660,125	
計	5,902,818	5,311,809	4,949,268	4,999,495	5,182,853	5,270,445	5,538,374	5,629,069	5,722,951	5,956,191	

年 度 区 分	2018年度 (平成30年度) 【決算】	2019年度 (平成31年度) 【決算】	2020年度 (令和2年度) 【決算】	2021年度 (令和3年度) 【決算】	2022年度 (令和4年度) 【予算】	2023年度 (令和5年度) 【見込】	2024年度 (令和6年度) 【見込】	2025年度 (令和7年度) 【見込】	2026年度 (令和8年度) 【見込】	2027年度 (令和9年度) 【見込】	備考
収 益 的 収 支 分	5,064,151	4,460,469	4,121,425	4,156,531	4,352,728	4,477,232	4,765,464	4,882,593	5,015,569	5,296,066	収益的収支の他会計補助金(汚水処理にかかる一般会計補助金)＋他会計負担金(雨水処理に係る一般会計負担金)
うち 基 準 内 繰 入 金	3,921,446	3,630,729	3,495,410	3,515,109	3,644,082	3,764,164	3,981,987	4,080,043	4,199,372	4,435,025	
うち 基 準 外 繰 入 金	1,142,705	829,740	626,015	641,422	708,646	713,068	783,477	802,550	816,197	861,041	
資 本 的 収 支 分	838,667	851,340	827,843	842,964	830,125	793,213	772,910	746,476	707,382	660,125	資本的収支の他会計補助金(汚水建設改良費にかかる一般会計補助金)＋他会計負担金(雨水建設改良費にかかる一般会計補助金)
うち 基 準 内 繰 入 金	838,667	851,340	827,843	842,964	830,125	793,213	772,910	746,476	707,382	660,125	
うち 基 準 外 繰 入 金											
合 計	5,902,818	5,311,809	4,949,268	4,999,495	5,182,853	5,270,445	5,538,374	5,629,069	5,722,951	5,956,191	

イ 農業集落排水事業等

農業集落排水事業等の財政収支計画における設定条件は、表 6.9 のように設定します。

表 6.9 財政収支計画の主な設定条件（農業集落排水事業等）

項目			設定方法
年間有収水量			● 5(1)イの有収水量の見通しを採用
収益的収支	収入	料金収入	● 年間有収水量×令和3年度使用料単価（一定）
		他会計繰入金	● 収支再差引額(収益的収支+資本的収支)を確保
		その他	● 令和4年度以降一定
	支出	職員給与費	● 令和4年度予算×賃金上昇率（0.4%）
		営業費用その他	● 算定方法 ・動力費：処理水量×動力単価×物価上昇率(0.3%) ・水道費：令和4年度予算で一定 ・修繕費、委託費等：平成29年度から令和3年度決算の平均値×物価上昇率（0.3%）
		支払利息	● 算定条件 (過年度分) ・予定額 (R4以降の事業分) ・元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利0.3%
		営業外費用 その他	● 見込まない
資本的収支	収入	地方債	● 予定額
		他会計補助金	● 予定額
		国庫（県）補助金	● 予定額
		その他	● 受益者分担金を実績より推定
	支出	建設改良費	● 6(1)イ投資計画値を採用
		地方債償還金	● 算定条件 (過年度分) ・予定額 (R4以降の事業分) ・元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利0.3%

(非適)農業集落排水事業等

(単位:千円, %) 税込

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
区 分		【決算】	【決算】	【決算】	【決算】	【予算】						
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	463,335	469,005	483,773	480,011	487,275	446,517	433,854	401,928	393,253	363,479	
	(1) 営 業 収 益 (B)	126,979	128,095	129,404	129,781	127,709	128,156	127,248	126,314	125,341	124,356	
	ア 使 用 料 収 入	126,979	128,095	129,404	129,781	127,709	128,156	127,248	126,314	125,341	124,356	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	336,356	340,910	354,369	350,230	359,566	318,361	306,606	275,614	267,912	239,123	
	ア 他 会 計 繰 入 金	336,342	340,897	354,355	350,219	359,554	318,349	306,594	275,602	267,900	239,111	
	イ そ の 他	14	13	14	11	12	12	12	12	12	12	農業集落排水事業基金利子、土地建物貸付収入
	2 総 費 用 (D)	307,316	300,845	297,318	315,334	332,641	300,757	285,244	280,340	276,354	272,927	
	(1) 営 業 費 用	244,363	244,229	247,192	271,773	295,565	269,793	259,845	260,140	260,423	260,703	
	ア 職 員 給 与 費	10,976	11,549	10,547	10,114	10,044	10,084	10,124	10,164	10,205	10,246	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	233,387	232,680	236,645	261,659	285,521	259,709	249,721	249,976	250,218	250,457	
	(2) 営 業 外 費 用	62,953	56,616	50,126	43,561	37,076	30,964	25,399	20,200	15,931	12,224	
	ア 支 払 利 息	62,953	56,616	50,126	43,561	37,076	30,964	25,399	20,200	15,931	12,224	
	過 年 度 分	62,953	56,616	50,126	43,561	37,076	30,927	25,339	20,141	15,877	12,178	
	R4 以 降 の 事 業 分						37	60	59	54	46	・元金均等返済 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		156,019	168,160	186,455	164,677	154,634	145,760	148,610	121,588	116,899	90,552	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	94,184	110,075	117,617	98,327	106,326	102,522	113,903	98,991	96,651	91,929	
	(1) 地 方 債					12,400	7,700					・元金均等返済 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債											
	(2) 他 会 計 補 助 金	79,870	81,423	82,905	84,228	85,056	84,720	86,278	87,866	81,026	80,804	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		20,000	24,000				16,500		4,500		
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他	14,314	8,652	10,712	14,099	8,870	10,102	11,125	11,125	11,125	11,125	分担金
	2 資 本 的 支 出 (G)	250,199	278,233	304,069	263,004	260,959	248,281	262,512	220,578	213,549	182,480	
	(1) 建 設 改 良 費		22,092	42,900				16,500		9,000		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	250,199	256,141	261,169	263,004	260,959	248,281	246,012	220,578	204,549	182,480	
	過 年 度 分	250,199	256,141	261,169	263,004	260,959	248,281	246,012	219,028	202,036	179,967	
	R4 以 降 の 事 業 分								1,550	2,513	2,513	・元金均等返済 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 156,015	△ 168,158	△ 186,452	△ 164,677	△ 154,633	△ 145,759	△ 148,609	△ 121,587	△ 116,898	△ 90,551	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		4	2	3		1	1	1	1	1	1	
積 立 金 (K)		4	2	4		2	1	1	1	1	1	
前年度からの繰越金 (L)		1	1	1		1						
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		1	1									
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)		1	1									
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		83.1%	84.2%	86.6%	83.0%	82.1%	81.3%	81.7%	80.2%	81.8%	79.8%	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (R)		126,979	128,095	129,404	129,781	127,709	128,156	127,248	126,314	125,341	124,356	
地 方 債 残 高 (S)		2,663,390	2,407,249	2,146,080	1,883,076	1,634,517	1,393,936	1,147,924	927,346	722,797	540,317	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
区 分		【決算】	【決算】	【決算】	【決算】	【予算】						
収 益 的 収 支 分		336,342	340,897	354,355	350,219	359,554	318,349	306,594	275,602	267,900	239,111	収益的収入他会計繰入金
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	233,282	231,333	217,679	208,238	204,109	184,423	174,008	141,787	128,329	102,775	
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	103,060	109,564	136,676	141,981	155,445	133,926	132,586	133,815	139,571	136,336	
資 本 的 収 支 分		79,870	81,423	82,905	84,228	85,056	84,720	86,278	87,866	81,026	80,804	資本的収入他会計補助金
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	79,870	81,423	82,905	84,228	85,056	84,720	86,278	87,866	81,026	80,804	
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金											
合 計		416,212	422,320	437,260	434,447	444,610	403,069	392,872	363,468	348,926	319,915	

(非適)農業集落排水事業

(単位:千円, %) 税込

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
区 分		【決算】	【決算】	【決算】	【決算】	【予算】						
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	460,323	466,385	481,918	476,587	483,588	443,091	430,499	398,562	389,880	360,103	
	(1) 営 業 収 益 (B)	126,255	127,364	128,695	129,148	127,086	127,531	126,627	125,698	124,730	123,749	
	ア 使 用 料 収 入	126,255	127,364	128,695	129,148	127,086	127,531	126,627	125,698	124,730	123,749	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	334,068	339,021	353,223	347,439	356,502	315,560	303,872	272,864	265,150	236,354	
	ア 他 会 計 繰 入 金	334,054	339,008	353,209	347,428	356,490	315,548	303,860	272,852	265,138	236,342	
	イ そ の 他	14	13	14	11	12	12	12	12	12	12	農業集落排水事業基金利子、土地建物貸付収入
	2 総 費 用 (D)	304,815	298,745	295,992	312,449	329,441	297,850	282,458	277,561	273,583	270,164	
	(1) 営 業 費 用	241,959	242,217	245,944	268,957	292,424	266,936	257,098	257,390	257,671	257,948	
	ア 職 員 給 与 費	10,976	11,549	10,547	10,114	10,044	10,084	10,124	10,164	10,205	10,246	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	230,983	230,668	235,397	258,843	282,380	256,852	246,974	247,226	247,466	247,702	
	(2) 営 業 外 費 用	62,856	56,528	50,048	43,492	37,017	30,914	25,360	20,171	15,912	12,216	
	ア 支 払 利 息	62,856	56,528	50,048	43,492	37,017	30,914	25,360	20,171	15,912	12,216	
	過 年 度 分	62,856	56,528	50,048	43,492	37,017	30,877	25,300	20,112	15,858	12,170	
	R4 以 降 の 事 業 分						37	60	59	54	46	・元金均等返済 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	イ そ の 他											
資 本 的 収 入	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	155,508	167,640	185,926	164,138	154,147	145,241	148,041	121,001	116,297	89,939	
	1 資 本 的 収 入 (F)	94,184	110,075	117,617	98,327	106,264	102,483	113,903	98,991	96,651	91,929	
	(1) 地 方 債					12,338	7,661					・元金均等返済 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債											
	(2) 他 会 計 補 助 金	79,870	81,423	82,905	84,228	85,056	84,720	86,278	87,866	81,026	80,804	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		20,000	24,000				16,500		4,500		
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他	14,314	8,652	10,712	14,099	8,870	10,102	11,125	11,125	11,125	11,125	分担金
	2 資 本 的 支 出 (G)	249,688	277,713	303,540	262,465	260,410	247,723	261,943	219,991	212,947	181,867	
	(1) 建 設 改 良 費		22,092	42,900				16,500		9,000		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	249,688	255,621	260,640	262,465	260,410	247,723	245,443	219,991	203,947	181,867	
	過 年 度 分	249,688	255,621	260,640	262,465	260,410	247,723	245,443	218,449	201,447	179,367	
	R4 以 降 の 事 業 分								1,542	2,500	2,500	・元金均等返済 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他											
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 155,504	△ 167,638	△ 185,923	△ 164,138	△ 154,146	△ 145,240	△ 148,040	△ 121,000	△ 116,296	△ 89,938	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		4	2	3		1	1	1	1	1	1	
積 立 金 (K)		4	2	4		2	1	1	1	1	1	
前年度からの繰越金 (L)		1	1	1		1						
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		1	1									
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)		1	1									
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		83.0%	84.1%	86.6%	82.9%	82.0%	81.2%	81.5%	80.1%	81.6%	79.7%	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (R)		126,255	127,364	128,695	129,148	127,086	127,531	126,627	125,698	124,730	123,749	
地 方 債 残 高 (S)		2,658,358	2,402,737	2,142,097	1,879,632	1,631,560	1,391,498	1,146,055	926,064	722,117	540,250	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
区 分		【決算】	【決算】	【決算】	【決算】	【予算】						
収 益 的 収 支 分		334,054	339,008	353,209	347,428	356,490	315,548	303,860	272,852	265,138	236,342	収益的収入他会計繰入金
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	232,674	230,725	217,072	207,630	203,501	183,815	173,400	141,179	127,721	102,167	
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	101,380	108,283	136,137	139,798	152,989	131,733	130,460	131,673	137,417	134,175	
資 本 的 収 支 分		79,870	81,423	82,905	84,228	85,056	84,720	86,278	87,866	81,026	80,804	資本的収入他会計補助金
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	79,870	81,423	82,905	84,228	85,056	84,720	86,278	87,866	81,026	80,804	
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金											
合 計		413,924	420,431	436,114	431,656	441,546	400,268	390,138	360,718	346,164	317,146	

(非適)簡易排水事業

(単位:千円, %) 税込

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
区 分		【決算】	【決算】	【決算】	【決算】	【予算】						
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	3,012	2,620	1,855	3,424	3,687	3,426	3,355	3,366	3,373	3,376	
	(1) 営 業 収 益 (B)	724	731	709	633	623	625	621	616	611	607	
	ア 使 用 料 収 入	724	731	709	633	623	625	621	616	611	607	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	2,288	1,889	1,146	2,791	3,064	2,801	2,734	2,750	2,762	2,769	
	ア 他 会 計 繰 入 金	2,288	1,889	1,146	2,791	3,064	2,801	2,734	2,750	2,762	2,769	
	イ そ の 他											
	2 総 費 用 (D)	2,501	2,100	1,326	2,885	3,200	2,907	2,786	2,779	2,771	2,763	
	(1) 営 業 費 用	2,404	2,012	1,248	2,816	3,141	2,857	2,747	2,750	2,752	2,755	
	ア 職 員 給 与 費											
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	2,404	2,012	1,248	2,816	3,141	2,857	2,747	2,750	2,752	2,755	
	(2) 営 業 外 費 用	97	88	78	69	59	50	39	29	19	8	
	ア 支 払 利 息	97	88	78	69	59	50	39	29	19	8	
	ウ ち 過 年 度 分	97	88	78	69	59	50	39	29	19	8	
	R4 以 降 の 事 業 分											
	イ そ の 他											
資 本 的 収 入	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	511	520	529	539	487	519	569	587	602	613	
	1 資 本 的 収 入 (F)					62	39					
	(1) 地 方 債					62	39					・元金均等返済 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債											
	(2) 他 会 計 補 助 金											
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	511	520	529	539	549	558	569	587	602	613	
	(1) 建 設 改 良 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	511	520	529	539	549	558	569	587	602	613	
	ウ ち 過 年 度 分	511	520	529	539	549	558	569	579	589	600	
	R4 以 降 の 事 業 分								8	13	13	・元金均等返済 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他											
資 本 的 支 出	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 511	△ 520	△ 529	△ 539	△ 487	△ 519	△ 569	△ 587	△ 602	△ 613	
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)											
	積 立 金 (K)											
	前年度からの繰越金 (L)											
	前年度繰上充用金 (M)											
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)											
	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)											
	実 質 収 支 黒 字 (P)											
	(N)-(O) 赤 字 (Q)											
	収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.3%	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (R)	724	731	709	633	623	625	621	616	611	607	
	地 方 債 残 高 (S)	5,032	4,512	3,983	3,444	2,957	2,438	1,869	1,282	680	67	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
区 分		【決算】	【決算】	【決算】	【決算】	【予算】						
収 益 的 収 支 分		2,288	1,889	1,146	2,791	3,064	2,801	2,734	2,750	2,762	2,769	収益的收入他会計繰入金
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	608	608	607	608	608	608	608	608	608	608	
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	1,680	1,281	539	2,183	2,456	2,193	2,126	2,142	2,154	2,161	
資 本 的 収 支 分												資本的收入他会計補助金
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金											
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金											
合 計		2,288	1,889	1,146	2,791	3,064	2,801	2,734	2,750	2,762	2,769	

ウ 市営浄化槽事業

市営浄化槽事業の財政収支計画における設定条件は、表 6.10 のように設定します。

表 6.10 財政収支計画の主な設定条件（市営浄化槽事業）

項目		設定方法
収益的収支	収入	料金収入 ● 実績による推定
		他会計繰入金 ● 別途設定
		その他 ● 消費税還付金の実績による推定
	支出	職員給与費 ● 令和 4 年度予算×賃金上昇率 (0.4%)
		営業費用その他 ● 実績による推定
		支払利息 ● 算定条件 ・元利均等返済及び元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間_10 年（うち据置期間 2 年）、年金利 0.3%
		営業外費用その他 ● 一般管理事業（補助金）の実績による推定
資本的収支	収入	地方債 ● 建設改良費×過年度の比率にて算出
		他会計補助金 ● 建設改良費×過年度の比率にて算出
		国庫（県）補助金 ● 建設改良費×過年度の比率にて算出
		工事負担金 ● 実績による推定
	支出	建設改良費 ● 6 (1) イ 投資計画値を採用
		職員給与費 ● 令和 4 年度予算×賃金上昇率 (0.4%)
		地方債償還金 ● 算定条件 ・元利均等返済及び元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間_10 年（うち据置期間 2 年）、年金利 0.3%

(非適)市営浄化槽事業

(単位:千円, %)税込

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備 考
区 分		【決算】	【決算】	【決算】	【決算】	【予算】						
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	286,503	311,817	335,041	349,816	382,754	398,331	413,297	429,420	445,516	461,292	
	(1) 営 業 収 益 (B)	67,323	80,629	99,640	102,585	103,792	115,246	121,221	126,747	131,840	136,799	
	ア 使 用 料 収 入	67,323	80,629	99,640	102,585	103,792	115,246	121,221	126,747	131,840	136,799	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ その他											
	(2) 営 業 外 収 益	219,180	231,188	235,401	247,231	278,962	283,085	292,077	302,673	313,676	324,493	
	ア 他 会 計 繰 入 金	216,719	228,750	234,554	246,008	278,761	282,984	291,976	302,572	313,575	324,392	
	イ その他	2,461	2,438	847	1,223	201	101	101	101	101	101	
	2 総 費 用 (D)	281,547	307,451	331,187	345,489	378,175	389,739	405,439	422,279	438,506	454,295	
	(1) 営 業 費 用	277,932	304,925	328,994	342,777	375,466	383,636	399,979	417,507	433,666	449,401	
	ア 職 員 給 与 費	11,241	11,187	11,565	11,724	11,595	11,641	11,688	11,735	11,782	11,829	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ その他	266,691	293,738	317,429	331,053	363,871	371,994	388,291	405,772	421,885	437,572	
	(2) 営 業 外 費 用	3,615	2,526	2,193	2,712	2,709	6,103	5,460	4,772	4,840	4,894	
収 益 的 支 出	ア 支 払 利 息	64	58	52	49	74	169	306	398	466	520	・元利均等返済及び元金均等返済 ・起債次年度償還 ・10年(うち据置期間2年)償還、年金利0.3%
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
	イ その他	3,551	2,468	2,141	2,663	2,635	5,934	5,154	4,374	4,374	4,374	
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4,956	4,366	3,854	4,327	4,579	8,593	7,858	7,141	7,010	6,997	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	96,732	80,111	105,807	85,466	88,510	139,945	121,416	119,541	117,498	115,359	
	(1) 地 方 債 償 還 金	37,500	20,600	30,100	19,100	24,300	50,100	35,500	32,500	32,000	32,000	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債											
	(2) 他 会 計 補 助 金	19,625	32,076	40,295	39,684	39,030	46,562	47,146	52,455	51,743	49,804	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	28,691	19,157	24,569	18,898	18,512	31,075	27,574	24,547	23,911	23,711	
	(6) 工 事 負 担 金	10,916	8,278	10,843	7,784	6,668	12,208	11,196	10,040	9,844	9,844	
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	96,732	80,111	105,807	85,466	88,510	139,945	121,416	119,541	117,497	115,359	
	(1) 建 設 改 良 費	89,482	66,207	88,246	63,210	63,670	111,337	90,428	84,178	83,200	83,281	
	職 員 数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	ウ ち 職 員 給 与 費	15,171	20,827	19,495	19,900	19,390	19,468	19,545	19,624	19,702	19,781	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	7,250	13,904	17,561	22,256	24,840	28,608	30,988	35,363	34,298	32,078	・元利均等返済及び元金均等返済 ・起債次年度償還 ・10年(うち据置期間2年)償還、年金利0.3%
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
資 本 的 支 出	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他											
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4,956	4,366	3,854	4,327	4,579	8,593	7,858	7,141	7,011	6,997	
	積 立 金 (K)	4,955	4,224	3,997	4,326	4,499	6,883	6,196	5,508	5,398	5,398	
	前年度からの繰越金 (L)	1	1	143	1	1	1	1	1	1	1	
	前年度繰上充用金 (M)											
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2	143	0	2	81	1,711	1,663	1,634	1,614	1,600	
	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)											
	収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	99.2%	97.0%	96.1%	95.1%	95.0%	95.2%	94.7%	93.8%	94.2%	94.8%	
	営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	67,323	80,629	99,640	102,585	103,792	115,246	121,221	126,747	131,840	136,799	
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	67,323	80,629	99,640	102,585	103,792	115,246	121,221	126,747	131,840	136,799	
	地 方 債 残 高 (X)	170,850	177,546	190,085	186,929	197,189	218,681	223,193	220,331	218,033	217,955	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
区 分		【決算】	【決算】	【決算】	【決算】	【予算】						
収 益 的 収 支 分		216,719	228,750	234,554	246,008	278,761	282,984	291,976	302,572	313,575	324,392	
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	64	58	422	289	314	169	306	398	466	520	
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	216,655	228,692	234,132	245,719	278,447	282,815	291,670	302,174	313,109	323,872	
資 本 的 収 支 分		19,625	32,076	40,295	39,684	39,030	46,562	47,146	52,455	51,743	49,804	
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	5,853	10,555	13,594	18,289	20,326	23,608	25,448	29,220	28,692	27,653	
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	13,772	21,521	26,701	21,395	18,704	22,954	21,698	23,235	23,051	22,151	
	ウ ち 基 金 繰 入 金	1,397	3,349	3,967	3,967	4,514	5,000	5,540	6,143	5,606	4,425	
合 計		236,344	260,826	274,849	285,692	317,791	329,546	339,121	355,026	365,318	374,196	

エ 共同汚水処理施設事業

共同汚水処理施設事業の財政収支計画における設定条件は、表 6.11 のように設定します。

表 6.11 財政収支計画の主な設定条件（共同汚水処理施設事業）

項目		設定方法
収益的収支	収入	料金収入 ● 実績による推定
		他会計繰入金 ● 収支再差引額(収益的収支+資本的収支)を確保
		その他 ● 平成 30 年度から令和 3 年度の実績平均値
	支出	職員給与費 ● 令和 4 年度予算×賃金上昇率 (0.4%)
		営業費用その他 ● 平成 29 年度から令和 3 年度決算の平均値×物価上昇率 (0.3%)
		支払利息 ● 算定条件 ・元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間_10 年(うち据置期間 2 年)、年金利 0.3%
		営業外費用 その他 ● 見込まない
資本的収支	収入	地方債 ● 見込まない
		他会計補助金 ● 収支差引額を確保
		国庫（県）補助金 ● 見込まない
		工事負担金 ● 見込まない
	支出	建設改良費 ● 6 (1)イ投資計画値を採用
		地方債償還金 ● 算定条件 ・元金均等返済、起債次年度償還 ・償還期間_10 年(うち据置期間 2 年)、年金利 0.3%

(非適)共同污水处理施設事業

(単位:千円, %)税込

年 度		平成30年度 【決算】	令和元年度 【決算】	令和2年度 【決算】	令和3年度 【決算】	令和4年度 [予算]	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
区 分												
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	100,455	103,654	113,375	116,804	161,932	132,362	135,050	141,427	166,353	187,141	
	(1) 営 業 収 益 (B)	76,390	92,092	112,862	110,194	120,455	127,640	126,876	132,941	158,918	180,055	
	ア 使 用 料 収 入	76,390	92,092	112,862	110,194	120,455	127,640	126,876	132,941	158,918	180,055	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	24,065	11,562	513	6,610	41,477	4,722	8,174	8,486	7,435	7,086	
	ア 他 会 計 繰 入 金	24,051	11,540	495	6,592	41,455	4,704	8,156	8,468	7,417	7,068	
	イ そ の 他	14	22	18	18	22	18	18	18	18	18	
	2 総 費 用 (D)	100,456	103,654	113,375	116,804	166,133	134,962	135,050	141,427	166,353	187,141	
	(1) 営 業 費 用	100,456	103,654	113,375	116,804	166,133	134,949	135,030	141,408	166,336	187,127	
	ア 職 員 給 与 費	12,966	18,988	17,828	17,825	17,311	17,380	17,450	17,520	17,590	17,660	
	うち 退 職 手 当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	イ そ の 他	87,490	84,666	95,547	98,979	148,822	117,569	117,580	123,888	148,746	169,467	
	(2) 営 業 外 費 用						13	20	19	17	14	
収益的 収 支	ア 支 払 利 息						13	20	19	17	14	・元利均等返済、起債次年度償還 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	うち 一 時 借 入 金 利 息											
	イ そ の 他											
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 1	0	0	0	△ 4,201	△ 2,600	0	0	0	0	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	4,200	22,600	40,000	40,525	20,850	100,850	
	(1) 地 方 債					4,200	2,600					
	うち 資 本 費 平 準 化 債											
	(2) 他 会 計 補 助 金						20,000	40,000	40,525	20,850	100,850	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	0	0	0	0	0	20,000	40,000	40,525	20,850	100,850	
	(1) 建 設 改 良 費						20,000	40,000	40,000	20,000	100,000	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)								525	850	850	・元利均等返済、起債次年度償還 ・償還期間_10年(うち据置期間2年)、年金利_0.3%
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他											
資本的 収 支	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	4,200	2,600	0	0	0	0	
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1	0	0	0	△ 1	0	0	0	0	0	
	積 立 金 (K)	△ 1										
	前年度からの繰越金 (L)	1		1		1						
	前年度繰上充用金 (M)											
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)											
	収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	98.1%	100.0%	99.6%	99.5%	99.6%	
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	76,390	92,092	112,862	110,194	120,455	127,640	126,876	132,941	158,918	180,055	
	健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	76,390	92,092	112,862	110,194	120,455	127,640	126,876	132,941	158,918	180,055	
	地 方 債 残 高 (X)	0	0	0	0	4,200	6,800	6,800	6,275	5,425	4,575	
○他会計繰入金 (単位:千円)												
年 度		平成30年度 【決算】	令和元年度 【決算】	令和2年度 【決算】	令和3年度 【決算】	令和4年度 [予算]	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
区 分												
収益的収支分		24,051	11,540	495	6,592	41,455	4,704	8,156	8,468	7,417	7,068	
	うち 基 準 内 繰 入 金											
	うち 基 準 外 繰 入 金	24,051	11,540	495	6,592	41,455	4,704	8,156	8,468	7,417	7,068	
資本的収支分		0	0	0	0	0	20,000	40,000	40,525	20,850	100,850	
	うち 基 準 内 繰 入 金											
	うち 基 準 外 繰 入 金						20,000	40,000	40,525	20,850	100,850	
合 計		24,051	11,540	495	6,592	41,455	24,704	48,156	48,993	28,267	107,918	

7 まとめ

下水道事業は、伊勢湾など公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び浸水防除に寄与する重要な社会資本です。しかし、今後も加速する人口減少、物価上昇及び環境問題など社会情勢は年々大きく変化しており、下水道事業にも多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

本市においても中央処理区を始めとする整備率の高い処理区は、処理区域内の人口減少により使用料収入の減少が見込まれます。一方で、整備率の低い志登茂川処理区は、人口密度の高い地域の重点的な整備により処理区域内の人口増加を見込んでおり、公共下水道全体で下水道処理人口普及率59.1%（令和9年度）を目指します。

公共下水道施設は、津市中央浄化センターを始めとした昭和の時代に造られた施設が多く、老朽化の進行や非耐震性が課題です。そのため、ストックマネジメント計画と地震対策総合計画の歩調を合わせ、効率的に改築更新や耐震対策を進めていきます。

農業集落排水事業等は、平成の初めに作られた機械・電気設備の老朽化が課題であるため、改築更新に向けて令和6年度に維持管理適正化計画を策定し、令和8年度より機能強化対策事業計画を策定します。

公共下水道と市営浄化槽の適切な役割分担により、集合処理よりも個別処理が有利であると判断した箇所（160.9ha）について、下水道計画区域から市営浄化槽区域へ見直しを行い、汚水処理事業全体で効率的な事業推進を図ります。さらに、共同汚水処理施設事業は、対象施設の帰属に向けた取組を進めると共に、帰属後5年を経過した施設の機能診断を行い、適正な管理を実施します。

これらの下水道事業を総合的に進めることで、国により示された汚水処理施設の10年概成※の達成に向けて、汚水処理人口普及率95.5%（令和9年度）を目指します。

また、近年、雨水排除能力を上回る集中豪雨による浸水被害が発生していることから、対策を講じるため、雨水管理総合計画に基づき集中的かつ効率的な雨水整備を進めていきます。

今後も引き続き、費用縮減や収益確保に努め、着実に事業を推進していきます。

※ 令和8年度末の汚水処理人口普及率95%以上。

【参考資料】 用語集

(あ行)

■一般会計繰出基準

一般会計繰出基準とは、一般会計が負担すべき経費について、一般会計から繰り出す際の基準となるものである。この基準は、総務省より毎年出される『令和〇〇年度の地方公営企業繰出金について』により設定される。

■雨水公費・汚水私費

雨水排除施設においては公費が、汚水の排除及び処理する施設については利用者が、それぞれ負担すべきものとする考え方。(下水道財政研究委員会の提言より抜粋、編集)

■污水处理原価

総務省の示す経営指標で、有収水量 1m^3 当たりの污水处理費を表す。污水处理費と資本費の和を年間有収水量で除したもの。

■污水处理普及率

全人口のうち公共下水道、合併処理浄化槽等により生活雑排水も含めた生活排水が衛生処理されている人口の比率です。汚水衛生処理率ともいう。

(か行)

■改築更新

改築は、既存の施設の老朽化等により、施設の全部または一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取替えを行うこと。

更新は、標準的な耐用年数に達した施設の再建設あるいは取替えを行うこと。これらを総称して改築更新と表記した。

■合併処理浄化槽

トイレや台所、風呂などから流される生活排水を、各家庭に設置された浄化槽内で微生物の働きを利用してきれいにする装置。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、全ての生活排水を処理し、水質的には下水道に近い能力があることから、下水道や集落排水が普及していない人口の散在する地域の生活排水対策として効果的である。

なお、トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽は、浄化槽法により平成13年以降新規に設置することは認められていない。

■ 共同汚水処理施設事業

公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道計画の変更を行い区域外となった地域の団地の共同汚水処理施設が、平時より施設の定期的な保守点検や維持管理が行われ、構造物、設備等が不具合なく稼働していることなど一定の基準を条件に、各団地の管理組合等からの申請に基づき、帰属を受け管理運営を行う事業。

■ 企業債

建設費の財源として、国や地方公共団体金融機構などから借り入れる長期借入金のこと。

■ 健全度

設備状態の劣化を対象として「機能状態」と「措置方法」による、定量的な度合を示す。

健全度判定表

判定区分	設備状態	措置方法
5 (4.1～5.0)	設置当初の状態、運転上、機能上問題が無い。	措置は不要。
4 (3.1～4.0)	設備として安定運転ができ、機能上問題がないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。	消耗品の交換で対応可能。
3 (2.1～3.0)	設備として劣化が進行しているが、機能は確保できる状態。機能回復が可能。	部分補修により機能回復が可能。
2 (1.1～2.0)	設備として機能が発揮できない状態、又は、いつ機能停止してもおかしくない状態。機能回復が困難。	設備の改築更新等、大規模な措置が必要。
1 (0～1.0)	動かない。機能停止状態。	ただちに設備改築更新が必要。

■ 下水道使用料

維持管理費等の経費に充てるため使用者から徴収する使用料。

■減価償却費

減価償却費は、固定資産の取得価額を耐用年数にわたって期間配分した費用のことである。これは、その年度の収益(下水道使用料)の獲得に役立ったと考えられる部分(処理場や下水道管渠を1年使ったことによる価値磨耗)を貨幣換算して、費用として表す。

■公営企業会計

公営企業会計とは、地方公営企業法の財務規定を適用している会計方式のことであり、企業会計方式が用いられている。

■合流式下水道

汚水及び雨水を同一の管渠で集水し、処理する方式。合流式下水道では、分流式に比べ管路施設の建設が容易な反面、雨天時に汚水混じりの雨水が、公共用水域へ未処理で排出される問題がある。

■コンセッション方式

コンセッション方式は、施設の所有権を移転せず、民間事業者にインフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式である。平成23年6月の改正PFI法において、「公共施設等運営権」として規定された(PPP/PFIの活用に関する検討会資料『PPP/PFI手法の整理とコンセッション方式の積極的導入のための展開について』より)。

(さ行)

■資本費平準化債

下水整備による先行投資に伴い借り入れた企業債の元利償還金など(資本費)の費用負担を後年度にかけて平準化するために創設された企業債。

■ストックマネジメント

既存の構造物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。多様化する現在の需要に対して、既存構造物の計画的な評価、保全が求められており、ただ単純に古くなったからという理由で構造物を解体して新築(改築)を繰り返す、いわゆる「スクラップ&ビルド」とは異なる手法である。

(た行)

■ 他会計補助金（資本的収入）

他会計補助金（資本的収入）は、『地方公営企業年鑑』の資本的収支における他会計補助金の数値のうち、一般会計繰出基準で認められた一般会計繰入金を示す。

■ 地方公営企業法

地方公営企業法は、地方公共団体の経営する企業（公営企業）の組織、財務、身分を規定する、地方自治三法（地方自治法、地方財政法、地方公務員法）の特例として制定されたものである。

■ 特定地域生活排水処理施設事業（市営浄化槽事業）

衛生的で快適な生活、公共用水域の水質保全を図るため、市が合併処理浄化槽の設置や管理運営を行う事業。事業対象区域は、公共下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域。

■ 特別会計

特別会計は、地方公営企業法の財務規定を適用していない会計方式のことであり、官公庁会計方式が用いられている。

■ 都市浸水対策達成率

雨水対策に着手を予定している計画区域のうち、整備が完成した面積の割合をいい、百分率で表す。

(な行)

■ 農業集落排水事業等

衛生的で快適な生活、公共用水域の水質保全を図るため、農業振興地域内の農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水进行处理するために整備された農業集落排水処理施設の管理運営を行う事業。

(は行)

■ 分流式下水道

汚水と雨水を別々の管路で排除する方式。分流式は、汚水のみを処理場に導く方式であるため、合流式と比較して、雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないという長所がある。

■ 包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に業務を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること（国土交通省「令和２年度版 官民連携事業（PPP/PFI）のすすめ」より）。

（ま行）

■ 未償還残高

地方債残高は、各事業者の年度末の地方債の残額を用いることとする。法非適用事業者は、『決算統計ハンドブック』（総務省）の「24 地方債に関する調」の01行（12）の合計を使用する。

（ら行）

■ 類似団体

類似団体は、総務省が公表している経営比較分析表における区分で、処理区域内人口、同人口密度、供用開始後年数により分類される。本市と同区分に分類される団体は50事業体で、本計画では新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知及び三重県の該当事業体を抜粋。

（アルファベット順）

■ B00 方式

B00 方式は Build－Own－Operate の略で、民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式（内閣府「PFI 事業導入の手引き（基礎編）」より）。

■ BOT 方式

BOT 方式は、Build－Operate－Transfer の略で、民間事業者が施設等を建設し、維持・管理運営し、事業終了後に地方公共団体に施設所有権を移転する事業方式（内閣府「PFI 事業導入の手引き（基礎編）」より）。

■ BT0 方式

BT0 方式は、Build－Transfer－Operate の略で、民間事業者が施設等を建設し、施設等完成直後に地方公共団体に所有権を移転し、

民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式（内閣府「PFI 事業導入の手引き（基礎編）」より）。

■ DBO 方式

DBO 方式は、Design-Build-Operate の略で、設計業務、施工業務、維持管理業務の各業務を一括して民間事業者に性能発注する方式（内閣府「PPP／PFI 導入可能性調査簡易化マニュアル」より）。

■ PFI

PFI は、Private Finance Initiative の略で、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法（国土交通省「令和 2 年度版 官民連携事業（PPP/PFI）のすすめ」より）。

■ PPP

PPP は、Public Private Partnership の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの（国土交通省「令和 2 年度版 官民連携事業（PPP/PFI）のすすめ」より）。

■ RO 方式

RO 方式は、Rehabilitate-Operate の略で、民間事業者が、施設を改修した後、維持管理・運営を事業終了時点まで行う方式（内閣府「PFI 事業導入の手引き（基礎編）」より）。

津市下水道事業基本計画（中間見直し）

令和5年3月発行

津市上下水道事業局・上下水道管理局

三重県津市殿村5番地

TEL : 059-237-5801

FAX : 059-237-5819

E-mail : 239-1030@city.tsu.lg.jp

津市ホームページ : <https://www.info.city.tsu.mie.jp/>